

資料 1-1 独立行政法人通則法

平成 11 年法律第 103 号
最終改正 平成 22 年法律第 37 号

目次

第一章 総則

第一節 通則（第一条—第十一条）

第二節 独立行政法人評価委員会（第十二条）

第三節 設立（第十三条—第十七条）

第二章 役員及び職員（第十八条—第二十六条）

第三章 業務運営

第一節 業務（第二十七条・第二十八条）

第二節 中期目標等（第二十九条—第三十五条）

第四章 財務及び会計（第三十六条—第五十条）

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人（第五十一条—第六十条）

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人（第六十一条—第六十三条）

第六章 雑則（第六十四条—第六十八条）

第七章 罰則（第六十九条—第七十二条）

附則

第一章 総則

第一節 通則

（目的等）

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及

ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

（業務の公共性、透明性及び自主性）

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

（名称）

第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

（目的）

第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

（法人格）

第六条 独立行政法人は、法人とする。

（事務所）

第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（財産的基礎）

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

（登記）

第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。
(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節 独立行政法人評価委員会

(独立行政法人評価委員会)

第十二条 独立行政法人の主務省(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。)に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
 - 二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節 設立

(設立の手續)

第十三条 各独立行政法人の設立に関する手續については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長(以下「法人の長」という。)となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

- 2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時ににおいて、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。
- 3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

- 2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

(役員の仕事及び権限)

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2 個別法で定める役員(法人の長を除く。)は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

3 前条第二項の規定により置かれる役員の仕事及び権限は、個別法で定める。

4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の仕事)

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2 監事は、主務大臣が任命する。

3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員の仕事)

第二十一条 役員の仕事は、個別法で定める。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の仕事)

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の仕事)

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員とな

ることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき認めるときは、その役員を解任することができる。

4 法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（代表権の制限）

第二十四条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。（代理人の選任）

第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。（職員の任命）

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第三章 業務運営

第一節 業務

（業務の範囲）

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

（業務方法書）

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節 中期目標等

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 業務運営の効率化に関する事項

三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

四の二 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(次項において「年度計画」という。)を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会(以下「審議会」という。)に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を公表しなければならない。

5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。(中期目標に係る事業報告書)

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当

該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日(一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあつては、その年の三月三十一日)に終わるものとする。

(企業会計原則)

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。)を付けなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書

面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

(会計監査人の資格)

第四十一条 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。

2 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

(会計監査人の任期)

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

(会計監査人の解任)

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。
- 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。
(借入金等)

第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(不要財産に係る国庫納付等)

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るもの(以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。)については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産(金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。)の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額(当該財産の帳簿価額を超える額(次項において「簿価超過額」という。))がある場合には、その額を除く。)の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当

該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(不要財産に係る民間等出資の払戻し)

第四十六条の三 独立行政法人は、不要財産であって、政府以外の者からの出資に係るもの（以下この条において「民間等出資に係る不要財産」という。）については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下この条において単に「出資者」という。）に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って払戻しの請求をすることができる旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 出資者は、独立行政法人に対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、同項の払戻しの請求をすることができる。

3 独立行政法人は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、当該請求に係る民間等出資に係る不要財産又は当該請求に係る民間等出資に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額により、同項の規定により払戻しを請求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合に

あっては、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

4 独立行政法人が前項の規定による払戻しをしたときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、当該独立行政法人に対する出資者からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかったとき又は同項の規定による民間等出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、独立行政法人は、払戻しの請求がされなかった持分については、払戻しをしないものとする。

6 主務大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(余裕金の運用)

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十八条 独立行政法人は、不要財産以外の重要な財産であって主務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(会計規程)

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人

(役員及び職員の身分)

第五十一条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員等の報酬)

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(役員等の服務)

第五十四条 特定独立行政法人の役員（以下この条から第五十六条まで及び第六十九条において単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項の規定は、次条第一項において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第十八条の四及び次条第六項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会で扱われる調査の際に求められる情報に関しては、適用しない。

3 役員は、前項の調査に際して再就職等監視委員会から陳述し、又は証言することを求められた場合には、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

5 役員（非常勤の者を除く。次条において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(役員等の退職管理)

第五十四条の二 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二（第二項第三号を除く。）、第百六条の三、第百六条

の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第百九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第百十二条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）」とあるのは「役員等の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項及び第百六条の十六中「第百六条の二から第百六条の四まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二から第百六条の四まで」と、同法第百六条の二第二項及び第四項、第百六条の三第二項並びに第百六条の四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項」と、同法第百六条の二第二項第二号及び第四項、第百六条の三第二項第一号、第百六条の四第一項並びに第百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第百六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項第二号」と、同法第百六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第百六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第四項」と、同法第百六条の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前三項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前各項」と、同法第百六条の二十二中「第百六条の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の十六」と、同法第百六条の二十三第三項中「当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政

令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第百六条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第一項」と、同法第百九条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号まで）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで）」と、同法第百十二条第一号中「第百六条の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二第一項」と、同法第百十三条第一号中「第百六条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の四第一項から第四項まで」と、同条第二号中「第百六条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 内閣総理大臣は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である役員若しくは役員であった者に出頭を求めて質問し、又は当該役員の勤務する場所（役員として勤務していた場所を含む。）に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査し、若しくは関係人に質問することができる。

4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 内閣総理大臣は、第二項及び第三項の規定による権限を再就職等監視委員会に委任する。
（役員の災害補償）

第五十五条 役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、特定独立行政法人の職員の例による。

（役員に係る労働者災害補償保険法の適用除外）

第五十六条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定は、役員には適用しない。
（職員の給与）

第五十七条 特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（職員の勤務時間等）

第五十八条 特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

（職員に係る他の法律の適用除外等）

第五十九条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

一 労働者災害補償保険法の規定

二 国家公務員法第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第六十二条から第七十条まで、第七十条の三第二項及び第七十条の四第二項、第七十五条第二項並びに第百六条の規定

三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定

四 一般職の職員の給与に関する法律の規定

五 削除

六 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第五条第二項、第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条までの規定

七 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定

八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条から第九条までの規定

九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第五条第二項及び第七条の規定

2 職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）」

と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第三十四条第一項第五号中「内閣総理大臣」とあるのは「特定独立行政法人」と、同条第二項中「政令で定める」とあるのは「特定独立行政法人が定めて公表する」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十条の三第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十条の四第一項中「所轄庁の長」とあるのは「職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「、所轄庁の長」とあるのは「、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第百三条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。

4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項、第十二条第一項、第十五条及び第二十二條の規定の適用については、同法第三条第一項ただし書中「勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇」とあるのは「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五

十八条第一項の規定に基づく規程で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇」と、「同条の規定により人事院規則で定める期間」とあるのは「規程で定める期間」と、「人事院規則で定める期間内」とあるのは「規程で定める期間内」と、同法第十二条第一項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を行つて得た時間をいう。第十五条において同じ。）に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。同条において同じ。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。）に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「十九時間二十五分から十九時間三十五分」とあるのは「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」と、同法第二十二條中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

5 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項第四号及び第三十九条第八項の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」と、同法第三十九条第八項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。

6 職員に関する船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年

法律第九号) 第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号) 第二条第二号」とする。

(国会への報告等)

第六十条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員(国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。)の数を主務大臣に報告しなければならない。

2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

3 特定独立行政法人は、国家公務員法第三章第八節及び第四章(第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定を施行するために必要な事項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣総理大臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

(役員)

(役員)の兼職禁止)

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員(報酬等)について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならない。

第六章 雑則

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、

その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(解散)

第六十六条 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。

三の二 第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第四十六条の三第一項の規定による認可をしようとするとき。

四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第七章 罰則

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。次の各号に規定する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、又はその幫助をした者も、同様とする。

一 正当な理由がないのに第五十四条第三項の規定に違反して陳述し、又は証言することを拒んだ者

二 第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

三 第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け正当な理由がないのにこれに応じず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当な理由がないのにこれに応じなかった者

四 第五十四条の二第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者

五 第五十四条の二第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者(同条第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査の対象である役員又は役員であった者を除く。)

第六十九条の二 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により主務大臣又は内閣総理大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

五 第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

六 第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十二条 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に独立行政法人という文字を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国の無利子貸付け等)

第四条 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第五項の規定は、適用しない。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により独立行政法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則 (平成十一年法律第一四一号から平成二十一年五月二九日法律第四一号) 略

附 則 (平成二十二年五月二八日法律第三七号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の独立行政法人通則法第三十条第一項の規定による認可を受けている中期計画については、この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第三十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 施行日前に独立行政法人が行った財産の譲渡であつて、施行日において新法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡に相当するものとして主務大臣が定めるものは、施行日においてされた同条第二項の規定による政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第六項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができる」とあるのは、「納付するものとする」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

資料 1-2 独立行政法人の組織、運営及び管理
に係る共通的な事項に関する政令

平成 12 年政令第 316 号
最終改正 平成 22 年政令第 41 号

(総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会)

第一条 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第三十二条第三項（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十六条、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第四十八条において準用する場合を含む。）の政令で定める審議会は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会とする。

(会計監査人の監査を要しない独立行政法人の範囲)

第二条 通則法第三十九条に規定する政令で定める基準に達しない独立行政法人は、次の各号のいずれにも該当する独立行政法人（通則法第一条第一項に規定する個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる独立行政法人を除く。）とする。

一 通則法第三十九条に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金の額が百億円に達しないこと。

二 通則法第三十八条第一項の規定により主務大臣の承認を受けた最終の貸借対照表（以下この号において「最終の貸借対照表」という。）の負債の部に計上した金額の合計額（新たに設立された独立行政法人であって最終の貸借対照表がないものにあつては、当該独立行政法人の負債の金額に相当する金額として主務大臣の定める方法により算定した額）が二百億円に達しないこと。

(主務大臣への報告)

第三条 通則法第六十条第一項の規定による報告は、一月一日現在における同項に規定する常勤職員の数について、総務省令で定めるところにより、一月三十日までに行うものとする。

(常勤職員の範囲)

第四条 通則法第六十条第一項に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者

二 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和三十二年法律第二百五十七号）第七条第五項の規定により休職者とされた者

三 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和三十五年法律第百十七号）第二条第一項の規定により派遣された

者

四 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員（同法第二十二條の規定による勤務をしている者を含む。）

五 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業をしている者

(積立金の処分に係る承認の手続)

第五条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同表の第二欄に掲げる規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を当該規定に規定する大臣（以下「主務大臣」という。）に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、当該規定による承認を受けなければならない。

一 別表の第二欄に掲げる規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の別表の第三欄に掲げる命令で定める書類を添付しなければならない。

(国庫納付金の納付の手続)

第六条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、同表の第四欄に掲げる規定に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 主務大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

(国庫納付金の納付期限)

第七条 国庫納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

(国庫納付金の帰属する会計)

第八条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人の国庫納付金は、同表の第五欄に掲げる会計に帰属する。
(教育公務員の範囲)

第九条 独立行政法人酒類総合研究所法(平成十一年法律第百六十四号) 第九条第一項、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法(平成十一年法律第百六十五号) 第九条第一項、独立行政法人大学入試センター法(平成十一年法律第百六十六号) 第十条第一項、独立行政法人国立科学博物館法(平成十一年法律第百七十二号) 第九条第一項、独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百七十三号) 第十条、独立行政法人防災科学技術研究所法(平成十一年法律第百七十四号) 第十条、独立行政法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第百七十六号) 第九条、独立行政法人国立美術館法(平成十一年法律第百七十七号) 第九条第一項、独立行政法人国立文化財機構法(平成十一年法律第百七十八号) 第九条第一項、独立行政法人経済産業研究所法(平成十一年法律第二百号) 第十条第一項、独立行政法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三号) 第十条第一項、独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律第二百四号) 第十条第一項、独立行政法人造幣局法(平成十四年法律第四十号) 第十条第一項、独立行政法人国立印刷局法(平成十四年法律第四十一号) 第十条第一項、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号) 第十二条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号) 第十条、独立行政法人日本学術振興会法(平成十四年法律第百五十九号) 第十一条第一項、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第百六十一号) 第十三条、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号) 第十一条、独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成十四年法律第百六十三号) 第十条第一項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法(平成十四年法律第百六十九号) 第九条第一項、独立行政法人日本貿易振興機構法(平成十四年法律第百七十二号) 第九条第一項、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号) 第十条、独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号) 第十条第一項、独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第百十三号) 第九条第一項、独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号) 第十一条第一項、独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第百十五号) 第十条第一項及び独立行政法人医薬基盤研究所法(平成十六年法律第百三十五号) 第十条に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者(当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。)

二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
(国の貸付金の償還期間等)
- 2 通則法附則第四条第二項に規定する政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。
- 3 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号) 第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号) 第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る通則法附則第四条第一項の規定による国の貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。
- 4 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。
- 5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。
- 6 通則法附則第四条第五項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

附 則 (平成一二年政令第三三三号から平成二二年政令第四一号まで) 略

別表(第五条、第六条、第八条関係) 略

内閣府所管 4

- 国立公文書館
- 国民生活センター
- 北方領土問題対策協会
- 沖縄科学技術研究基盤整備機構

総務省所管 4

- 情報通信研究機構
- 統計センター
- 平和祈念事業特別基金
- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

外務省所管 2

- 国際協力機構
- 国際交流基金

財務省所管 4

- 酒類総合研究所
- 造幣局
- 国立印刷局
- 日本万国博覧会記念機構

文部科学省所管 23

- 国立特別支援教育総合研究所
- 大学入試センター
- 国立青少年教育振興機構
- 国立女性教育会館
- 国立科学博物館
- 物質・材料研究機構
- 防災科学技術研究所
- 放射線医学総合研究所
- 国立美術館
- 国立文化財機構
- 教員研修センター
- 科学技術振興機構
- 日本学術振興会
- 理化学研究所
- 宇宙航空研究開発機構
- 日本スポーツ振興センター
- 日本芸術文化振興会
- 日本学生支援機構
- 海洋研究開発機構
- 国立高等専門学校機構
- 大学評価・学位授与機構
- 国立大学財務・経営センター
- 日本原子力研究開発機構

厚生労働省所管 20

- 国立健康・栄養研究所
- 労働安全衛生総合研究所
- 勤労者退職金共済機構
- 高齢・障害者雇用支援機構
- 福祉医療機構
- 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 労働政策研究・研修機構
- 雇用・能力開発機構
- 労働者健康福祉機構
- 国立病院機構
- 医薬品医療機器総合機構
- 医薬基盤研究所
- 年金・健康保険福祉施設整理機構
- 年金積立金管理運用独立行政法人
- 国立がん研究センター
- 国立循環器病研究センター
- 国立精神・神経医療研究センター
- 国立国際医療研究センター
- 国立成育医療研究センター
- 国立長寿医療研究センター

農林水産省所管 13

- 農林水産消費安全技術センター
- 種苗管理センター
- 家畜改良センター
- 水産大学校
- 農業・食品産業技術総合研究機構
- 農業生物資源研究所
- 農業環境技術研究所
- 国際農林水産業研究センター
- 森林総合研究所
- 水産総合研究センター
- 農畜産業振興機構
- 農業者年金基金
- 農林漁業信用基金

経済産業省所管 11

- 経済産業研究所
- 工業所有権情報・研修館
- 日本貿易保険
- 産業技術総合研究所
- 製品評価技術基盤機構
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 日本貿易振興機構
- 原子力安全基盤機構
- 情報処理推進機構
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 中小企業基盤整備機構

国土交通省所管 20

- 土木研究所
- 建築研究所
- 交通安全環境研究所
- 海上技術安全研究所
- 港湾空港技術研究所
- 電子航法研究所
- 航海訓練所
- 海技教育機構
- 航空大学校
- 自動車検査独立行政法人
- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 国際観光振興機構
- 水資源機構
- 自動車事故対策機構
- 空港周辺整備機構
- 海上災害防止センター
- 都市再生機構
- 奄美群島振興開発基金
- 日本高速道路保有・債務返済機構
- 住宅金融支援機構

環境省所管 2

- 国立環境研究所
- 環境再生保全機構

防衛省所管 1

- 駐留軍等労働者労務管理機構

合計 104 法人

(注1)○印の法人は、特定独立行政法人(役職員が国家公務員の身分を有するもの(8法人))である。

(注2)法人の名称の冒頭の「独立行政法人」は省略して表示している。

(別添) 独立行政法人国立病院機構 病院一覧

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
北海道がんセンター	003-0804	北海道札幌市白石区菊水四条 2-3-54	011-811-9111	http://www.sap-cc.org/
北海道医療センター	063-0005	北海道札幌市西区山の手 5 条 7-1-1	011-611-8111	http://www.hosp.go.jp/~hokkaidomc/
函館病院	041-8512	北海道函館市川原町 18-16	0138-51-6281	http://hnh-hosp.jp/
道北病院	070-8644	北海道旭川市花咲町 7-4048	0166-51-3161	http://www.hosp.go.jp/~asahikawamc/
帯広病院	080-8518	北海道帯広市西 18 条北 2-16	0155-33-3155	http://www.obihp.jp/
八雲病院	049-3198	北海道二世郡八雲町宮園町 128	0137-63-2126	http://www.hosp.go.jp/~yakumo/
弘前病院	036-8545	青森県弘前市大字富野町 1	0172-32-4311	http://www2.networks.ne.jp/~hirosaki/
八戸病院	031-0003	青森県八戸市吹上 3-13-1	0178-45-6111	http://www.hosp.go.jp/~hatinohe/
青森病院	038-1331	青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野 155	0172-62-4055	http://www.aoi-mori.net/~aomori/index01.html
盛岡病院	020-0133	岩手県盛岡市青山 1-25-1	019-647-2195	http://www.hosp.go.jp/~morioka/
花巻病院	025-0033	岩手県花巻市諏訪 500	0198-24-0511	http://www.nho-hanamaki.jp/
岩手病院	021-0056	岩手県一関市山目字泥田山下 48	0191-25-2221	http://www.hosp.go.jp/~iwate/
釜石病院	026-0053	岩手県釜石市定内町 4-7-1	0193-23-7111	http://www.hosp.go.jp/~kamaisi/
仙台医療センター	983-8520	宮城県仙台市宮城野区宮城野 2-8-8	022-293-1111	http://www.snh.go.jp/
西多賀病院	982-8555	宮城県仙台市太白区鉤取本町 2-11-11	022-245-2111	http://www.hosp.go.jp/~nisitaga/
宮城病院	989-2202	宮城県亶理郡山元町高瀬字合戦原 100	0223-37-1131	http://www.mnh.go.jp/
あきた病院	018-1393	秋田県由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢 84-40	0184-73-2002	http://www.hosp.go.jp/~akita/
山形病院	990-0876	山形県山形市行才 126-2	023-684-5566	http://www.hosp.go.jp/~yamagata/
米沢病院	992-1202	山形県米沢市大字三沢 26100-1	0238-22-3210	http://www.omn.ne.jp/~kokuryou/
福島病院	962-8507	福島県須賀川市芦田塚 13	0248-75-2131	http://fukushima-hosp.com/
いわき病院	970-0224	福島県いわき市平豊間字兔渡路 291	0246-55-8261	http://www.hosp.go.jp/~iwaki/
水戸医療センター	311-3193	茨城県東茨城郡茨城町桜の郷 280	029-240-7711	http://www.hosp.go.jp/~mito-mc/
霞ヶ浦医療センター	300-8585	茨城県土浦市下高津 2-7-14	029-822-5050	http://www.hosp.go.jp/~kasumi/
茨城東病院	319-1113	茨城県那珂郡東海村照沼 825	029-282-1151	http://www.hosp.go.jp/~ibaraki/
栃木病院	320-8580	栃木県宇都宮市中戸祭 1-10-37	028-622-5241	http://www.hosp.go.jp/~tochigi/
宇都宮病院	329-1193	栃木県宇都宮市下岡本町 2160	028-673-2111	http://www.hosp.go.jp/~utsuno/
高崎総合医療センター	370-0829	群馬県高崎市高松町 36	027-322-5901	http://www.tnho.jp/index.html
沼田病院	378-0051	群馬県沼田市上原町 1551-4	0278-23-2181	http://www.numata-hosp.jp/
西群馬病院	377-8511	群馬県渋川市金井 2854	0279-23-3030	http://www.hosp.go.jp/~wgunma/
西埼玉中央病院	359-1151	埼玉県所沢市若狭 2-1671	04-2948-1111	http://www.hosp.go.jp/~saitama/hospital/byouin_shoukai.html
埼玉病院	351-0102	埼玉県和光市諏訪 2-1	048-462-1101	http://www.hosp.go.jp/~saitamhp/
東埼玉病院	349-0196	埼玉県蓮田市大字黒浜 4147	048-768-1161	http://www.hosp.go.jp/~esaitama/
千葉医療センター	260-8606	千葉県千葉市中央区椿森 4-1-2	043-251-5311	http://www.hosp.go.jp/~chiba/
千葉東病院	260-8712	千葉県千葉市中央区仁戸名町 673	043-261-5171	http://www.hosp.go.jp/~chibae2/
下総精神医療センター	266-0007	千葉県千葉市緑区辺田町 578	043-291-1221	http://www.hosp.go.jp/~simofusa/
下志津病院	284-0003	千葉県四街道市鹿渡 934-5	043-422-2511	http://www.hosp.go.jp/~simosizu/
東京医療センター	152-8902	東京都目黒区東が丘 2-5-1	03-3411-0111	http://www.ntmc.go.jp/
災害医療センター	190-0014	東京都立川市緑町 3256	042-526-5511	http://www.hosp.go.jp/~tdmc/
東京病院	204-8585	東京都清瀬市竹丘 3-1-1	042-491-2111	http://www.hosp.go.jp/~tokyo/
村山医療センター	208-0011	東京都武蔵村山市学園 2-37-1	042-561-1221	http://www.murayama-hosp.jp/
横浜医療センター	245-8575	神奈川県横浜市戸塚区原宿 3-60-2	045-851-2621	http://www.yokohama-mc.com/
久里浜アルコール症センター	239-0841	神奈川県横須賀市野比 5-3-1	046-848-1550	http://www.kurihama-alcoholism-center.jp/
箱根病院	250-0032	神奈川県小田原市風祭 412	0465-22-3196	http://www.hosp.go.jp/~hakone/
相模原病院	252-0392	神奈川県相模原市桜台 18-1	042-742-8311	http://www.hosp.go.jp/~sagami/
神奈川病院	257-8585	神奈川県秦野市落合 666-1	0463-81-1771	http://kanagawa-hosp.org/
西新潟中央病院	950-2085	新潟県新潟市西区真砂 1-14-1	025-265-3171	http://www.masa.go.jp/
新潟病院	945-8585	新潟県柏崎市赤坂町 3-52	0257-22-2126	http://www.niigata-nh.go.jp/
さいがた病院	949-3193	新潟県上越市大潟区犀潟 468-1	025-534-3131	http://www.saigata-nh.go.jp/
甲府病院	400-8533	山梨県甲府市天神町 11-35	055-253-6131	http://www.kofu-hosp.com/
東長野病院	381-8567	長野県長野市上野 2-477	026-296-1111	http://www.hosp.go.jp/~enagano/index/topindex.htm

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
まつもと医療センター				
松本病院	399-8701	長野県松本市大字芳川村井町 1209	0263-58-4567	http://mmcmatsu.jp/index.html
中信松本病院	399-0021	長野県松本市大字寿豊丘 811	0263-58-3121	http://mmccyuushin.jp/index.html
長野病院	386-8610	長野県上田市緑が丘 1-27-21	0268-22-1890	http://www.nagano-hosp.go.jp/
小諸高原病院	384-8540	長野県小諸市甲 4598	0267-22-0870	http://www.hosp.go.jp/~komoro/
富山病院	939-2692	富山県富山市婦中町新町 3145	076-469-2135	http://www.toyama-hosp.jp/
北陸病院	939-1893	富山県南砺市信末 5963	0763-62-1340	http://www.hosp.go.jp/~hokuriku/
金沢医療センター	920-8650	石川県金沢市下石引町 1-1	076-262-4161	http://www.kanazawa-hosp.jp/
医王病院	920-0192	石川県金沢市岩出町二 73-1	076-258-1180	http://www.hosp.go.jp/~iou/
七尾病院	926-8531	石川県七尾市松百町八部 3-1	0767-53-1890	http://www.hosp.go.jp/~nanao/
石川病院	922-0405	石川県加賀市手塚町サ 150	0761-74-0700	http://www.hosp.go.jp/~isikawa/
長良医療センター	502-8558	岐阜県岐阜市長良 1300-7	058-232-7755	http://www.hosp.go.jp/~ngr/
静岡てんかん・神経医療センター	420-8688	静岡県静岡市葵区漆山 886	054-245-5446	http://www.shizuokamind.org/
静岡富士病院	418-0103	静岡県富士宮市上井出 814	0544-54-0700	http://www.hosp.go.jp/~fuji/
天竜病院	434-8511	静岡県浜松市浜北区於呂 4201-2	053-583-3111	http://www.tenryu-hosp.jp/
静岡医療センター	411-8611	静岡県駿東郡清水町長沢 762-1	055-975-2000	http://www.hosp.go.jp/~tsh/top.html
名古屋医療センター	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸 4-1-1	052-951-1111	http://www.nnh.go.jp/
東名古屋病院	465-8620	愛知県名古屋市中東区梅森坂 5-101	052-801-1151	http://www.hosp.go.jp/~tomei/
東尾張病院	463-0802	愛知県名古屋守山区大森北 2-1301	052-798-9711	http://www.hosp.go.jp/~eowari/
豊橋医療センター	440-8510	愛知県豊橋市飯村町字浜道上 50	0532-62-0301	http://www.hosp.go.jp/~tmc/
三重病院	514-0125	三重県津市大里窪田町 357	059-232-2531	http://www.hosp.go.jp/~mieh/
鈴鹿病院	513-8501	三重県鈴鹿市加佐登 3-2-1	059-378-1321	http://www.hosp.go.jp/~suzukaww/
三重中央医療センター	514-1101	三重県津市久居明神町 2158-5	059-259-1211	http://www.miechuo-hosp.jp/
榑原病院	514-1292	三重県津市榑原町 777	059-252-0211	http://www.hosp.go.jp/~sakakihp/
福井病院	914-0195	福井県敦賀市桜ヶ丘町 33-1	0770-25-1600	http://www.hosp.go.jp/~fukui/
あわら病院	910-4272	福井県あわら市北潟 238-1	0776-79-1211	http://www.hosp.go.jp/~awara/
滋賀病院	527-8505	滋賀県東近江市五智町 255	0748-22-3030	http://www.hosp.go.jp/~snh/
紫香楽病院	529-1803	滋賀県甲賀市信楽町牧 997	0748-83-0101	http://www.hosp.go.jp/~sigaraki/
京都医療センター	612-8555	京都府京都市伏見区深草向畑町 1-1	075-641-9161	http://www.hosp.go.jp/~kyotolan/
宇多野病院	616-8255	京都府京都市右京区鳴滝音戸山町 8	075-461-5121	http://web.kyoto-inet.or.jp/org/utano/index.htm
舞鶴医療センター	625-8502	京都府舞鶴市字行永 2410	0773-62-2680	http://www.hosp.go.jp/~maizuru/
南京都病院	610-0113	京都府城陽市中芦原 11	0774-52-0065	http://www.hosp.go.jp/~skyoto/
大阪医療センター	540-0006	大阪府大阪市中央区法円坂 2-1-14	06-6942-1331	http://www.onh.go.jp/
近畿中央胸部疾患センター	591-8555	大阪府堺市北区長曾根町 1180	072-252-3021	http://www.hosp.go.jp/~kch/
刀根山病院	560-8552	大阪府豊中市刀根山 5-1-1	06-6853-2001	http://www.hosp.go.jp/~toneyama/
大阪南医療センター	586-8521	大阪府河内長野市木戸東町 2-1	0721-53-5761	http://www.ommedc.jp/
神戸医療センター	654-0155	兵庫県神戸市須磨区西落合 3-1-1	078-791-0111	http://www.kobemc.go.jp/
姫路医療センター	670-8520	兵庫県姫路市本町 68	079-225-3211	http://www.hosp.go.jp/~hmj/
兵庫青野原病院	675-1350	兵庫県小野市南青野	0794-66-2233	http://www.hosp.go.jp/~aono/
兵庫中央病院	669-1592	兵庫県三田市大原 1314	079-563-2121	http://www.hosp.go.jp/~hch/
奈良医療センター	630-8053	奈良県奈良市七条 2-789	0742-45-4591	http://www.hosp.go.jp/~westnara/
松籟荘病院	639-1042	奈良県大和郡山市小泉町 2815	0743-52-3081	http://www.hosp.go.jp/~shoraiso/
南和歌山医療センター	646-8558	和歌山県田辺市たきない町 27-1	0739-26-7050	http://www.hosp.go.jp/~swymhp2/
和歌山病院	644-0044	和歌山県日高郡美浜町大字和田 1138	0738-22-3256	http://www.wakayama-hosp.jp/
鳥取医療センター	689-0203	鳥取県鳥取市三津 876	0857-59-1111	http://www.hosp.go.jp/~nisoroi/
米子医療センター	683-8518	鳥取県米子市車尾 4-17-1	0859-33-7111	http://www.nho-yonago.jp/
松江医療センター	690-8556	島根県松江市上乃木 5-8-31	0852-21-6131	http://www.hosp.go.jp/~matsue/
浜田医療センター	697-8511	島根県浜田市浅井町 777-12	0855-25-0505	http://www.hosp.go.jp/~hamada/
岡山医療センター	701-1192	岡山県岡山市田益 1711-1	086-294-9911	http://okayamamc.jp/index.php
南岡山医療センター	701-0304	岡山県都窪郡早島町早島 4066	086-482-1121	http://www.sokayama.jp/
呉医療センター	737-0023	広島県呉市青山町 3-1	0823-22-3111	http://www.kure-nh.go.jp/
福山医療センター	720-8520	広島県福山市沖野上町 4-14-17	084-922-0001	http://www.fukuyama-hosp.go.jp/
広島西医療センター	739-0696	広島県大竹市玖波 4-1-1	0827-57-7151	http://www.hiro-nishi-nh.jp/
東広島医療センター	739-0041	広島県東広島市西条町寺家 513	082-423-2176	http://www.hiro-hosp.jp/
賀茂精神医療センター	739-2693	広島県東広島市黒瀬町南方 92	0823-82-3000	http://www.hosp.go.jp/~kamo/

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
関門医療センター	752-8510	山口県下関市長府外浦町 1-1	083-241-1199	http://www.hosp.go.jp/~simo/
山口宇部医療センター	755-0241	山口県宇部市東岐波 685	0836-58-2300	http://www.yamaguchi-hosp.jp/
岩国医療センター	740-8510	山口県岩国市黒磯町 2-5-1	0827-31-7121	http://www.iwakuni-nh.go.jp/
柳井病院	742-1352	山口県柳井市大字伊保庄 95	0820-27-0211	http://www.hosp.go.jp/~yanaihp/
東徳島病院	779-0193	徳島県板野郡板野町大寺大向北 1-1	088-672-1171	http://www.hosp.go.jp/~eastt/
徳島病院	776-8585	徳島県吉野川市鴨島町敷地 1354	0883-24-2161	http://www.hosp.go.jp/~tokushima/
高松医療センター	761-0193	香川県高松市新田町乙 8	087-841-2146	http://www.hosp.go.jp/~takamath/
善通寺病院	765-8507	香川県善通寺市仙遊町 2-1-1	0877-62-2211	http://www.hosp.go.jp/~zentuujh/
香川小児病院	765-8501	香川県善通寺市善通寺町 2603	0877-62-0885	http://www.hosp.go.jp/~kagawasy/
四国がんセンター	791-0280	愛媛県松山市南梅本町甲 160	089-999-1111	http://www.shikoku-cc.go.jp/index.html
愛媛病院	791-0281	愛媛県東温市横河原 366	089-964-2411	http://www.ehime-nh.go.jp/
高知病院	780-8077	高知県高知市朝倉西町 1-2-25	088-844-3111	http://www.kochihp.com/
小倉医療センター	802-8533	福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘 10-1	093-921-8881	http://www.kokura-hp.jp/
九州がんセンター	811-1395	福岡県福岡市南区野多目 3-1-1	092-541-3231	http://www.ia-nkcc.jp/
九州医療センター	810-8563	福岡県福岡市中央区地行浜 1-8-1	092-852-0700	http://www.kyumed.jp/
福岡病院	811-1394	福岡県福岡市南区屋形原 4-39-1	092-565-5534	http://www.hosp.go.jp/~mfukuoka/
大牟田病院	837-0911	福岡県大牟田市大字橋 1044-1	0944-58-1122	http://www.hosp.go.jp/~oomuta/
福岡東医療センター	811-3195	福岡県古賀市千鳥 1-1-1	092-943-2331	http://www.fe-med.jp/
佐賀病院	849-8577	佐賀県佐賀市日の出 1-20-1	0952-30-7141	http://www.hosp.go.jp/~saga/
肥前精神医療センター	842-0192	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津 160	0952-52-3231	http://www.hosp.go.jp/~hizen/
東佐賀病院	849-0101	佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀 7324	0942-94-2048	http://www.higashisaga-hosp.jp/
嬉野医療センター	843-0393	佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙 2436	0954-43-1120	http://www.uresino.go.jp/
長崎病院	850-8523	長崎県長崎市桜木町 6-41	095-823-2261	http://www.nagasaki-n.jp/
長崎医療センター	856-8562	長崎県大村市久原 2-1001-1	0957-52-3121	http://www.hosp.go.jp/~nagasaki/
長崎川棚医療センター	859-3615	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷 2005-1	0956-82-3121	http://www.nkmc.jp/
熊本医療センター	860-0008	熊本県熊本市二の丸 1-5	096-353-6501	http://www.hosp.go.jp/~knh/
熊本南病院	869-0593	熊本県宇城市松橋町豊福 2338	0964-32-0826	http://www.hosp.go.jp/~kumanann/
菊池病院	861-1116	熊本県合志市福原 208	096-248-2111	http://www.hosp.go.jp/~kikutihp/
熊本再春荘病院	861-1196	熊本県合志市須屋 2659	096-242-1000	http://www.hosp.go.jp/~saisyun/
大分医療センター	870-0263	大分県大分市横田 2-11-45	097-593-1111	http://www.hosp.go.jp/~oita/
別府医療センター	874-0011	大分県別府市大字内竈 1473	0977-67-1111	http://www.beppu-iryuu.jp/
西別府病院	874-0840	大分県別府市大字鶴見 4548	0977-24-1221	http://www.nbnh.jp/
宮崎東病院	880-0911	宮崎県宮崎市大字田吉 4374-1	0985-56-2311	http://www.hosp.go.jp/~mhigashi/
都城病院	885-0014	宮崎県都城市祝吉町 5033-1	0986-23-4111	http://www.nho-miyakon.jp/
宮崎病院	889-1301	宮崎県児湯郡川南町大字川南 19403-4	0983-27-1036	http://www.hosp.go.jp/~miyazaki/
鹿児島医療センター	892-0853	鹿児島県鹿児島市城山町 8-1	099-223-1151	http://kagomc.jp/
指宿病院	891-0498	鹿児島県指宿市十二町 4145	0993-22-2231	http://www.hosp.go.jp/~ibusuki1/
南九州病院	899-5293	鹿児島県始良郡加治木町木田 1882	0995-62-2121	http://www.skyusyu.jp/
沖縄病院	901-2214	沖縄県宜野湾市我如古 3-20-14	098-898-2121	http://www.okinawa-hosp.jp/index.jsp
琉球病院	904-1201	沖縄県国頭郡金武町字金武 7958-1	098-968-2133	http://www.hosp.go.jp/~ryukyuu1/index.html

(注) 各病院の名称には、「独立行政法人国立病院機構」が付されている。

資料3 国立大学法人等の一覧

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

〔国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づく法人〕(90 法人)

● 国立大学法人(86 法人)

法人名	郵便番号	住所	電話番号	ホームページ
北海道大学	060-0808	北海道札幌市北区北 8 条西 5	011-716-2111	http://www.hokudai.ac.jp/
北海道教育大学	002-8501	北海道札幌市北区あいの里 5 条 3-1-3	011-778-0207	http://www.hokkyodai.ac.jp/
室蘭工業大学	050-8585	北海道室蘭市水元町 27-1	0143-46-5000	http://www.muroran-it.ac.jp/
小樽商科大学	047-8501	北海道小樽市緑 3-5-21	0134-27-5206	http://www.otaru-uc.ac.jp/
帯広畜産大学	080-8555	北海道帯広市稲田町西 2 線 11	0155-49-5216	http://www.obihiro.ac.jp/
旭川医科大学	078-8510	北海道旭川市緑が丘東 2 条 1-1-1	0166-65-2111	http://www.asahikawa-med.ac.jp/
北見工業大学	090-8507	北海道北見市公園町 165	0157-26-9113	http://www.kitami-it.ac.jp/
弘前大学	036-8560	青森県弘前市文京町 1	0172-36-2111	http://www.hirosaki-u.ac.jp/
岩手大学	020-8550	岩手県盛岡市上田 3-18-8	019-621-6006	http://www.iwate-u.ac.jp/
東北大学	980-8577	宮城県仙台市青葉区片平 2-1-1	022-217-4807	http://www.tohoku.ac.jp/japanese/
宮城教育大学	980-0845	宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 149	022-214-3305	http://www1.miyakyo-u.ac.jp/
秋田大学	010-8502	秋田県秋田市手形学園町 1-1	018-889-2207	http://www.akita-u.ac.jp/honbu/
山形大学	990-8560	山形県山形市小白川町 1-4-12	023-628-4006	http://www.yamagata-u.ac.jp/index-j.html
福島大学	960-1296	福島県福島市金谷川 1	024-548-5151	http://www.fukushima-u.ac.jp/
茨城大学	310-8512	茨城県水戸市文京 2-1-1	029-228-8007	http://www.ibaraki.ac.jp/
筑波大学	305-8577	茨城県つくば市天王台 1-1-1	029-853-2024	http://www.tsukuba.ac.jp/
筑波技術大学	305-8520	茨城県つくば市天久保 4-3-15	029-858-9305	http://www.tsukuba-tech.ac.jp/
宇都宮大学	321-8505	栃木県宇都宮市峰町 350	028-649-8649	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/
群馬大学	371-8510	群馬県前橋市荒牧町 4-2	027-220-7111	http://www.gunma-u.ac.jp/
埼玉大学	338-8570	埼玉県さいたま市桜区下大久保 255	048-858-3005	http://www.saitama-u.ac.jp/
千葉大学	263-8522	千葉県千葉市稲毛区弥生町 1-33	043-290-2006	http://www.chiba-u.ac.jp/
東京大学	113-8654	東京都文京区本郷 7-3-1	03-5841-2012	http://www.u-tokyo.ac.jp/index_i.html
東京医科歯科大学	113-8510	東京都文京区湯島 1-5-45	03-5803-5009	http://www.tmd.ac.jp/
東京外国語大学	183-8534	東京都府中市朝日町 3-11-1	042-330-5526	http://www.tufts.ac.jp/
東京学芸大学	184-8501	東京都小金井市貫井北町 4-1-1	042-329-7108	http://www.u-gakugei.ac.jp/
東京農工大学	183-8538	東京都府中市晴見町 3-8-1	042-367-5504	http://www.tuat.ac.jp/
東京芸術大学	110-8714	東京都台東区上野公園 12-8	050-5525-2013	http://www.geidai.ac.jp/
東京工業大学	152-8550	東京都目黒区大岡山 2-12-1	03-5734-2036	http://www.titech.ac.jp/
東京海洋大学	108-8477	東京都港区港南 4-5-7	03-5463-0400	http://www.kaiyodai.ac.jp/
お茶の水女子大学	112-8610	東京都文京区大塚 2-1-1	03-5978-5106	http://www.ocha.ac.jp/
電気通信大学	182-8585	東京都調布市調布ヶ丘 1-5-1	042-443-5015	http://www.uec.ac.jp/
一橋大学	186-8601	東京都国立市中 2-1	042-580-8000	http://www.hit-u.ac.jp/
横浜国立大学	240-8501	神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1	045-339-3014	http://www.ynu.ac.jp/
新潟大学	950-2181	新潟県新潟市西区五十嵐 2 の町 8050	025-223-6161	http://www.niigata-u.ac.jp/
長岡技術科学大学	940-2188	新潟県長岡市上富岡町 1603-1	0258-46-6000	http://www.nagaokaut.ac.jp/
上越教育大学	943-8512	新潟県上越市山屋敷町 1 番地	025-522-2411	http://www.juen.ac.jp/
富山大学	930-8555	富山県富山市五福 3190	076-445-6111	http://www.u-toyama.ac.jp/jp/
金沢大学	920-1192	石川県金沢市角間町	076-264-5006	http://www.kanazawa-u.ac.jp/
福井大学	910-8507	福井県福井市文京 3-9-1	0776-27-8936	http://www.u-fukui.ac.jp/
山梨大学	400-8510	山梨県甲府市武田 4-4-37	055-220-8004	http://www.yamanashi.ac.jp/
信州大学	390-8621	長野県松本市旭 3-1-1	0263-35-4600	http://www.shinshu-u.ac.jp/
岐阜大学	501-1193	岐阜県岐阜市柳戸 1-1	058-293-2006	http://www.gifu-u.ac.jp/
静岡大学	422-8529	静岡県静岡市駿河区大谷 836	054-237-1111	http://www.shizuoka.ac.jp/
浜松医科大学	431-3192	静岡県浜松市東区半田山 1-20-1	053-435-2113	http://www.hama-med.ac.jp/index.html
名古屋大学	464-8601	愛知県名古屋市千種区不老町	052-789-5111	http://www.nagoya-u.ac.jp/
愛知教育大学	448-8542	愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢 1	0566-26-2115	http://www.aichi-edu.ac.jp/
名古屋工業大学	466-8555	愛知県名古屋市昭和区御器所町	052-735-5000	http://www.nitech.ac.jp/
豊橋技術科学大学	441-8580	愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘 1-1	0532-47-0111	http://www.tut.ac.jp/
三重大学	514-8507	三重県津市栗真町屋町 1577	059-232-1211	http://www.mie-u.ac.jp/
滋賀大学	522-8522	滋賀県彦根市馬場 1-1-1	0749-27-1005	http://www.shiga-u.ac.jp/
滋賀医科大学	520-2192	滋賀県大津市瀬田月輪町	077-548-2111	http://www.shiga-med.ac.jp/
京都大学	606-8501	京都府京都市左京区吉田本町	075-753-2021	http://www.kyoto-u.ac.jp/
京都教育大学	612-8522	京都府京都市伏見区深草藤森町 1	075-644-8106	http://www.kyokyo-u.ac.jp/
京都工芸繊維大学	606-8585	京都府京都市左京区松ヶ崎橋上町	075-724-7014	http://www.kit.ac.jp/
大阪大学	565-0871	大阪府吹田市山田丘 1-1	06-6877-5111	http://www.osaka-u.ac.jp/ja
大阪教育大学	582-8582	大阪府柏原市旭ヶ丘 4-698-1	072-978-3213	http://www.osaka-kyoiku.ac.jp/
兵庫教育大学	673-1494	兵庫県加東市下久米 942-1	0795-44-2010	http://www.hyogo-u.ac.jp/
神戸大学	657-8501	兵庫県神戸市灘区六甲台町 1-1	078-803-5031	http://www.kobe-u.ac.jp/

法人名	郵便番号	住所	電話番号	ホームページ
奈良教育大学	630-8528	奈良県奈良市高畑町	0742-27-9105	http://www.nara-edu.ac.jp/
奈良女子大学	630-8506	奈良県奈良市北魚屋東町	0742-20-3204	http://www.nara-wu.ac.jp/
和歌山大学	640-8510	和歌山県和歌山市栄谷 930	073-457-7007	http://www.wakayama-u.ac.jp/
鳥取大学	680-8550	鳥取県鳥取市湖山町南 4-101	0857-31-5007	http://www.tottori-u.ac.jp/
島根大学	690-8504	島根県松江市西川津町 1060	0852-32-6100	http://www.shimane-u.ac.jp/
岡山大学	700-8530	岡山県岡山市北区津島中 1-1-1	086-252-1111	http://www.okayama-u.ac.jp/
広島大学	739-8511	広島県東広島市鏡山 1-3-2	082-422-1111	http://www.hiroshima-u.ac.jp/index-j.html
山口大学	753-8511	山口県山口市吉田 1677-1	083-933-5000	http://www.yamaguchi-u.ac.jp/
徳島大学	770-8501	徳島県徳島市新蔵町 2-24	088-656-7000	http://www.tokushima-u.ac.jp/
鳴門教育大学	772-8502	徳島県鳴門市鳴門町高島字中島 748	088-687-6000	http://www.naruto-u.ac.jp/
香川大学	760-8521	香川県高松市幸町 1-1	087-832-1000	http://www.kagawa-u.ac.jp/
愛媛大学	790-8577	愛媛県松山市道後樋又 10-13	089-927-9000	http://www.ehime-u.ac.jp/
高知大学	780-8520	高知県高知市曙町 2-5-1	088-844-0111	http://www.kochi-u.ac.jp/JA/
福岡教育大学	811-4192	福岡県宗像市赤間文教町 1-1	0940-35-1200	http://www.fukuoka-edu.ac.jp/
九州大学	812-8581	福岡県福岡市東区箱崎 6-10-1	092-642-2111	http://www.kyushu-u.ac.jp/
九州工業大学	804-8550	福岡県北九州市戸畑区仙水町 1-1	093-884-3006	http://www.kyutech.ac.jp
佐賀大学	840-8502	佐賀県佐賀市本庄町 1	0952-28-8113	http://www.saga-u.ac.jp/
長崎大学	852-8521	長崎県長崎市文教町 1-14	095-819-2016	http://www.nagasaki-u.ac.jp/
熊本大学	860-8555	熊本県熊本市黒髪 2-39-1	096-344-2111	http://www.kumamoto-u.ac.jp/
大分大学	870-1192	大分県大分市大字旦野原 700	097-554-7406	http://www.oita-u.ac.jp/
宮崎大学	889-2192	宮崎県宮崎市学園木花台西 1-1	0985-58-2854	http://www.miyazaki-u.ac.jp/
鹿児島大学	890-8580	鹿児島県鹿児島市郡元 1-21-24	099-285-7111	http://www.kagoshima-u.ac.jp/index.shtml
鹿屋体育大学	891-2393	鹿児島県鹿屋市白水町 1	0994-46-4111	http://www.nifs-k.ac.jp/
琉球大学	903-0213	沖縄県中頭郡西原町字千原 1	098-895-8012	http://www.u-ryukyuu.ac.jp/
総合研究大学院大学	240-0193	神奈川県三浦郡葉山町上山口字間門 1560-35	046-858-1500	http://www.soken.ac.jp/
政策研究大学院大学	106-8677	東京都港区六本木 7-22-1	03-6439-6000	http://www.grips.ac.jp/jp/
北陸先端科学技術大学院大学	923-1292	石川県能美市旭台 1-1	0761-51-1111	http://www.jaist.ac.jp/index-j2.shtml
奈良先端科学技術大学院大学	630-0192	奈良県生駒市高山町 8916-5	0743-72-5111	http://www.naist.jp/index_j.html

(注 1) 法人の名称に含まれる、「国立大学法人」の部分は省略して表示している。

(注 2) 各国立大学法人の中期目標・中期計画(文部科学省ホームページ内)

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1260101.htm(平成 21 年 3 月)

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1292726.htm(平成 22 年 3 月)

● 大学共同利用機関法人(4法人)

法人名	郵便番号	住所	電話番号	ホームページ
人間文化研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス 2 階	03-6402-9200	http://www.nihu.jp/
自然科学研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス 2 階	03-5425-1300	http://www.nins.jp/
高エネルギー加速器研究機構	305-0801	茨城県つくば市大穂 1-1	029-864-1171	http://www.kek.jp/
情報・システム研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス 2 階	03-6402-6200	http://www.rois.ac.jp/

(注 3) 法人の名称に含まれる、「大学共同利用機関法人」の部分は省略して表示している。

(注 4) 各大学共同利用機関法人の中期目標・中期計画(文部科学省ホームページ内)

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1260329.htm(平成 21 年 3 月)

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1292779.htm(平成 22 年 3 月)

[日本私立学校振興・共済事業団法(平成9年法律第 48 号)に基づく業務](1業務)

法人名	郵便番号	住所	電話番号	ホームページ
日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)	102-8145	東京都千代田区富士見 1-10-12	03-3230-1321	http://www.shigaku.go.jp/

日本私立学校振興・共済事業団の中期目標・中期計画

http://www.shigaku.go.jp/g_2ki_mokuhyo.htm(中期目標)

http://www.shigaku.go.jp/g_2ki_keikaku.htm(中期計画)

主務省名	特定	独立行政法人名	職員数									
			平成14.1.1	15.1.1	16.1.1	17.1.1	18.1.1	19.1.1	20.1.1	21.1.1	22.1.1	
内閣府	○	国立公文書館	41	43	42	42	42	42	41	41	40	
		北方領土問題対策協会			19	19	19	19	19	18	18	
		沖縄科学技術研究基盤整備機構					14	93	140	171	200	
消費者庁		国民生活センター			117	115	115	116	115	119	124	
総務省		情報通信研究機構	430	432	423	460	465	461	441	430	427	
	○	統計センター			937	929	908	910	885	860	852	
		平和祈念事業特別基金			19	19	19	19	18	16	16	
		郵便貯金・簡易生命保険管理機構							40	40	40	
外務省		国際協力機構			1,329	1,328	1,327	1,326	1,326	1,664	1,664	
		国際交流基金			233	222	216	216	224	218	221	
財務省		酒類総合研究所	50	50	50	50	50	48	47	49	46	
	○	造幣局			1,217	1,171	1,143	1,115	1,076	1,037	1,010	
		国立印刷局			5,512	5,378	5,217	5,081	4,945	4,810	4,695	
		日本万国博覧会記念機構			54	51	54	53	50	48	48	
文部科学省		国立特別支援教育総合研究所	80	80	78	76	77	74	73	72	72	
		大学入試センター	103	101	105	108	103	104	102	101	99	
		国立青少年教育振興機構	国立オリンピック記念青少年総合センター	63	62	62	62	63	607	590	552	540
国立青年の家			305	301	303	305	307					
国立少年自然の家			265	265	265	265	264					
		国立女性教育会館	28	28	27	28	27	27	27	27	24	
		国立科学博物館	146	148	148	145	141	139	133	129	129	
		物質・材料研究機構	548	548	542	542	549	900	860	873	920	
		防災科学技術研究所	112	109	107	109	110	239	212	196	194	
		放射線医学総合研究所	364	366	365	357	360	526	533	511	483	
		国立美術館	113	113	121	128	127	125	125	125	119	
		国立文化財機構	209	217	221	227	226	218	345	346	347	
		文化財研究所	126	126	125	126	125	126				
		教員研修センター	53	53	51	52	51	50	48	46	42	
		科学技術振興機構			2,749	2,884	2,814	2,436	2,096	1,709	1,588	
		日本学術振興会			94	99	99	98	98	102	127	
		理化学研究所			2,623	2,825	3,229	3,446	3,298	3,107	3,170	
		宇宙航空研究開発機構			2,305	2,300	2,244	2,239	2,179	2,157	2,120	
		日本スポーツ振興センター			407	385	357	348	333	328	345	
		日本芸術文化振興会			326	321	318	306	305	299	306	
		日本学生支援機構				532	534	513	486	452	449	
		海洋研究開発機構				953	1,037	961	909	925	944	
		国立高等専門学校機構				6,671	6,661	6,689	6,584	6,454	6,386	
		大学評価・学位授与機構				141	144	139	140	145	139	
		国立大学財務・経営センター				26	25	22	24	24	24	
		日本原子力研究開発機構					4,853	4,715	4,659	4,683	4,679	
厚生労働省		国立健康・栄養研究所	40	52	51	47	46	47	46	46	46	
		労働安全衛生総合研究所	産業安全研究所	49	49	49	49	49	119	117	117	111
			産業医学総合研究所	76	75	74	73	72				
			勤労者退職金共済機構			269	270	267	262	257	257	257
			高齢・障害者雇用支援機構			736	708	715	714	714	714	722
			福祉医療機構			264	252	251	271	259	253	260
			国立重度知的障害者総合施設のぞみの園			310	305	299	288	261	255	255
			労働政策研究・研修機構			140	137	135	134	129	125	121
			雇用・能力開発機構				4,386	4,228	4,059	3,930	3,817	3,684
			労働者健康福祉機構				13,667	13,549	13,621	13,803	13,763	13,911
	○	国立病院機構	医薬品医療機器総合機構				46,153	47,423	48,346	49,473	50,043	51,058
			医薬基盤研究所				259	291	312	344	424	527
			年金・健康保険福祉施設整理機構					81	86	85	83	79
			年金積立金管理運用					34	36	37	38	38
									81	77	76	75
農林水産省	○	農林水産消費安全技術センター	農林水産消費安全技術センター	453	454	512	509	498	474	688	688	667
			肥飼料検査所	137	139	150	151	152	148			
			農薬検査所	65	64	69	71	72	72			

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

主務省名	特定	独立行政法人名	職員数										
			平成14.1.1	15.1.1	16.1.1	17.1.1	18.1.1	19.1.1	20.1.1	21.1.1	22.1.1		
農林水産省		種苗管理センター	330	329	333	334	327	324	314	308	305		
		家畜改良センター	932	926	928	921	908	897	883	869	852		
		水産大学校	196	193	192	191	192	192	193	190	185		
		農業・食品産業技術総合研究機構	農業・生物系特定産業技術研究機構	2,800	2,778	2,867	2,845	2,798	3,027	2,984	2,946	2,909	
			農業工学研究所	131	134	130	131	130					
			食品総合研究所	131	128	125	125	128					
			農業者大学校	43	43	42	42	39					
		農業生物資源研究所	426	423	418	414	401	394	388	387	381		
		農業環境技術研究所	192	193	192	191	189	186	178	180	171		
		国際農林水産業研究センター	162	158	161	158	158	155	151	189	187		
		森林総合研究所	森林総合研究所	689	685	672	667	664	658	785	1,326	1,268	
			林木育種センター	146	147	145	145	147	144				
		水産総合研究センター	さけ・ます資源管理センター	144	143	143	142	135	1,005	1,009	972	958	
			水産総合研究セン	775	759	885	876	870					
			農畜産業振興機構			212	208	207	204	195	193	198	
		農業者年金基金			85	82	80	78	77	77	76		
		農林漁業信用基金			125	123	119	117	112	106	109		
経済産業省		経済産業研究所	38	38	55	45	45	49	47	48	44		
		工業所有権情報・研修館	53	55	55	79	78	111	106	101	100		
		日本貿易保険	158	157	153	147	153	146	141	149	153		
		産業技術総合研究所	3,195	3,177	3,130	3,175	3,214	3,226	3,191	3,115	3,077		
		○ 製品評価技術基盤機構	407	408	421	434	424	416	411	405	396		
		新エネルギー・産業技術総合開発機構			1,262	1,256	1,256	1,046	958	944	1,037		
		日本貿易振興機構			1,671	1,645	1,609	1,663	1,628	1,578	1,543		
		原子力安全基盤機構			394	433	451	446	450	465	446		
		情報処理推進機構				210	206	197	192	180	182		
		石油天然ガス・金属鉱物資源機構				473	509	493	484	472	476		
		中小企業基盤整備機構				839	849	839	810	800	890		
	国土交通省		土木研究所	土木研究所	210	214	212	215	209	372	362	486	480
				北海道開発土木研究所	178	177	174	171	169				
		建築研究所	96	97	98	93	96	94	94	92	87		
		交通安全環境研究所	99	102	100	99	98	96	99	101	97		
		海上技術安全研究所	227	227	224	224	219	216	212	211	220		
		港湾空港技術研究所	112	110	108	107	110	110	103	106	104		
		電子航法研究所	64	64	64	65	63	60	60	60	60		
		航海訓練所	464	459	453	444	442	435	434	425	433		
		海技教育機構	海技大学校	84	82	82	79	79	213	207	203	201	
			海員学校	148	148	147	144	137					
		航空大学校	123	123	120	121	119	118	118	116	116		
		自動車検査		874	873	874	871	860	859	851	850		
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構			1,891	1,861	1,830	1,799	1,768	1,694	1,672		
		国際観光振興機構			102	102	105	101	97	94	88		
		水資源機構			1,828	1,739	1,594	1,576	1,546	1,528	1,524		
		自動車事故対策機構			340	337	336	334	334	334	334		
		空港周辺整備機構			91	94	89	86	82	77	74		
		海上災害防止センター			30	29	29	31	29	29	29		
		都市再生機構				4,459	4,302	4,149	4,030	4,003	3,922		
		奄美群島振興開発基金				20	20	20	19	18	18		
	日本高速道路保有・債務返済機構					85	85	85	84	84			
	住宅金融支援機構							998	979	960			
環境省		国立環境研究所	256	263	272	274	262	253	249	243	240		
		環境再生保全機構				125	114	156	154	152	146		
防衛省	○	駐留軍等労働者労務管理機構		406	400	399	392	374	364	337	327		
計			16,865	18,095	46,005	124,894	130,652	131,167	131,736	131,806	132,467		

- (注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 法人名及び特定・非特定とは、22年1月現在のものを示す。
 3 「職員数」は各年の1月1日現在の職員数(任期付きの常勤職員数を含む。)である。
 4 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
 5 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
 6 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

職員の給与水準

(1) 事務・技術職員

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)			
					平成20年度	平成21年度	対前年度差	平成20年度	平成21年度	対前年度差	
内閣府	◎ 国立公文書館	26	47.6	8,084	106.0	109.5	3.5	91.9	95.2	3.3	
	北方領土問題対策協会	16	45.1	6,681	90.9	95.4	4.5	83.3	86.8	3.5	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	18	38.4	7,029	132.7	122.8	▲ 9.9	141.9	133.3	▲ 8.6	
消費者庁	国民生活センター	95	42.2	7,382	117.4	114.6	▲ 2.8	105.4	103.1	▲ 2.3	
総務省	情報通信研究機構	102	44.0	7,133	107.3	103.9	▲ 3.4	115.2	112.5	▲ 2.7	
	◎ 統計センター	616	42.7	6,201	92.9	94.4	1.5	85.5	86.3	0.8	
	平和祈念事業特別基金	10	47.9	8,230	116.9	110.8	▲ 6.1	99.1	94.0	▲ 5.1	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	24	42.8	7,304	114.7	109.5	▲ 5.2	100.0	95.3	▲ 4.7	
法務省	日本司法支援センター	336	38.9	4,858	85.6	83.1	▲ 2.5	85.8	83.5	▲ 2.3	
外務省	国際協力機構	883	40.8	8,092	133.0	130.3	▲ 2.7	114.5	111.2	▲ 3.3	
	国際交流基金	120	41.1	7,710	122.8	122.0	▲ 0.8	104.6	101.7	▲ 2.9	
財務省	酒類総合研究所	5	40.7	6,156	96.9	103.4	6.5	99.4	108.7	9.3	
	◎ 造幣局	337	45.3	6,791	97.3	97.4	0.1	94.5	94.4	▲ 0.1	
	◎ 国立印刷局	3,769	44.7	6,184	88.8	88.7	▲ 0.1	86.8	86.5	▲ 0.3	
	日本万国博覧会記念機構	41	42.1	7,229	115.1	111.2	▲ 3.9	114.1	110.9	▲ 3.2	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	22	40.8	5,868	93.1	94.6	1.5	94.9	97.2	2.3	
	大学入試センター	59	41.2	6,311	100.7	99.9	▲ 0.8	89.3	87.2	▲ 2.1	
	国立青少年教育振興機構	345	42.2	6,178	96.1	95.6	▲ 0.5	98.5	97.9	▲ 0.6	
	国立女性教育会館	14	43.6	5,667	85.9	83.1	▲ 2.8	91.7	89.4	▲ 2.3	
	国立科学博物館	42	40.3	6,438	100.2	103.8	3.6	89.5	91.2	1.7	
	物質・材料研究機構	81	39.8	6,105	98.0	102.1	4.1	97.5	102.7	5.2	
	防災科学技術研究所	26	43.4	6,974	105.7	105.0	▲ 0.7	105.4	105.7	0.3	
	放射線医学総合研究所	119	41.9	5,419	81.7	85.0	3.3	82.8	86.4	3.6	
	国立美術館	43	39.0	6,171	103.7	105.1	1.4	94.0	94.6	0.6	
	国立文化財機構	92	41.5	6,177	95.8	96.9	1.1	90.7	90.9	0.2	
	教員研修センター	28	44.9	6,820	93.9	97.1	3.2	91.4	94.9	3.5	
	科学技術振興機構	480	40.9	7,259	119.5	116.7	▲ 2.8	104.8	100.8	▲ 4.0	
	日本学術振興会	67	37.4	6,581	117.2	116.9	▲ 0.3	102.7	100.7	▲ 2.0	
	理化学研究所	288	42.8	7,487	115.4	113.8	▲ 1.6	112.2	111.1	▲ 1.1	
	宇宙航空研究開発機構	413	44.2	8,125	122.3	119.1	▲ 3.2	116.8	115.2	▲ 1.6	
	日本スポーツ振興センター	278	43.6	7,332	111.1	110.0	▲ 1.1	102.8	101.1	▲ 1.7	
	日本芸術文化振興会	208	45.9	7,204	100.6	101.7	1.1	88.2	88.4	0.2	
	日本学生支援機構	298	44.1	7,418	107.5	107.8	0.3	95.3	94.4	▲ 0.9	
	海洋研究開発機構	141	41.7	7,289	115.5	115.0	▲ 0.5	115.6	115.9	0.3	
	国立高等専門学校機構	1,810	42.6	5,395	83.2	83.2	0.0	88.3	88.9	0.6	
	大学評価・学位授与機構	87	34.4	4,988	99.1	100.1	1.0	99.5	101.2	1.7	
	国立大学財務・経営センター	15	39.2	6,509	109.3	111.7	2.4	96.9	98.2	1.3	
	日本原子力研究開発機構	2,663	44.6	7,958	118.4	116.4	▲ 2.0	125.2	124.2	▲ 1.0	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	7	44.4	7,474	104.8	107.6	2.8	95.1	97.4	2.3
		労働安全衛生総合研究所	10	37.2	5,881	95.1	103.0	7.9	94.4	101.6	7.2
		勤労者退職金共済機構	194	43.0	7,445	110.5	111.0	0.5	99.2	98.8	▲ 0.4
		高齢・障害者雇用支援機構	201	40.3	6,859	111.6	112.2	0.6	102.8	101.4	▲ 1.4
福祉医療機構		214	40.0	7,267	119.6	119.1	▲ 0.5	104.5	103.5	▲ 1.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		25	47.2	6,902	98.1	94.1	▲ 4.0	101.2	98.6	▲ 2.6	
労働政策研究・研修機構		52	44.7	8,290	121.3	118.4	▲ 2.9	104.8	102.7	▲ 2.1	
雇用・能力開発機構		1,048	45.6	7,533	109.1	106.6	▲ 2.5	110.1	108.3	▲ 1.8	
労働者健康福祉機構		1,109	44.0	6,834	99.2	101.7	2.5	101.7	105.2	3.5	
◎ 国立病院機構		2,372	42.0	6,233	97.7	97.2	▲ 0.5	102.1	102.5	0.4	
医薬品医療機器総合機構		305	38.1	7,040	122.2	122.7	0.5	104.4	104.0	▲ 0.4	
医薬基盤研究所		13	41.2	6,920	107.3	109.0	1.7	108.0	110.5	2.5	
年金・健康保険福祉施設整理機構		9	46.9	7,983	111.6	110.0	▲ 1.6	105.3	99.8	▲ 5.5	
年金積立金管理運用		59	42.8	7,989	116.9	119.5	2.6	99.6	99.8	0.2	
農林水産省		◎ 農林水産消費安全技術センター	553	42.7	6,561	99.3	99.0	▲ 0.3	100.2	100.3	0.1
		種苗管理センター	217	43.6	6,534	98.8	98.3	▲ 0.5	104.5	104.9	0.4
	家畜改良センター	287	41.8	6,195	98.5	98.6	0.1	105.5	106.5	1.0	
	水産大学校	30	44.0	5,700	88.1	85.4	▲ 2.7	94.8	92.5	▲ 2.3	
	農業・食品産業技術総合研究機構	565	43.4	6,392	96.4	96.0	▲ 0.4	99.5	99.8	0.3	
	農業生物資源研究所	70	41.0	6,148	97.7	98.6	0.9	98.8	100.8	2.0	
	農業環境技術研究所	25	43.3	6,538	96.2	98.2	2.0	97.1	99.1	2.0	
	国際農林水産業研究センター	62	45.5	7,407	106.7	104.7	▲ 2.0	105.4	104.5	▲ 0.9	
	森林総合研究所	660	43.3	6,743	104.3	102.0	▲ 2.3	107.3	105.4	▲ 1.9	
	水産総合研究センター	252	41.8	6,121	97.4	95.9	▲ 1.5	101.7	100.9	▲ 0.8	
	農畜産業振興機構	150	42.9	8,408	129.6	126.4	▲ 3.2	110.9	107.1	▲ 3.8	
	農業者年金基金	54	42.7	7,416	117.2	113.5	▲ 3.7	104.9	99.5	▲ 5.4	
	農林漁業信用基金	88	44.9	7,967	117.0	113.7	▲ 3.3	100.5	97.3	▲ 3.2	

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
					平成20年度	平成21年度	対前年度差	平成20年度	平成21年度	対前年度差
経済産業省	経済産業研究所	24	41.9	6,285	99.5	96.1	▲ 3.4	85.5	80.1	▲ 5.4
	工業所有権情報・研修館	61	47.9	8,373	108.1	112.5	4.4	98.4	100.8	2.4
	日本貿易保険	93	42.6	8,781	129.4	132.7	3.3	109.0	110.5	1.5
	産業技術総合研究所	570	43.7	7,057	104.7	104.7	0.0	104.9	104.8	▲ 0.1
	◎ 製品評価技術基盤機構	315	45.3	7,471	105.1	105.2	0.1	98.1	97.6	▲ 0.5
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	362	42.7	6,830	105.0	104.0	▲ 1.0	104.0	103.7	▲ 0.3
	日本貿易振興機構	465	39.9	7,494	125.1	123.7	▲ 1.4	111.4	109.6	▲ 1.8
	原子力安全基盤機構	273	49.7	9,243	120.7	118.5	▲ 2.2	103.9	101.5	▲ 2.4
	情報処理推進機構	112	44.2	7,890	111.7	113.9	2.2	93.9	95.6	1.7
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	305	45.4	8,517	122.3	121.2	▲ 1.1	120.9	120.6	▲ 0.3
	中小企業基盤整備機構	577	43.9	8,245	125.3	121.2	▲ 4.1	115.4	111.8	▲ 3.6
国土交通省	土木研究所	100	42.2	6,219	96.4	95.9	▲ 0.5	99.5	99.3	▲ 0.2
	建築研究所	21	43.6	7,214	97.0	104.3	7.3	96.5	104.1	7.6
	交通安全環境研究所	41	38.8	6,062	104.7	102.3	▲ 2.4	105.4	104.0	▲ 1.4
	海上技術安全研究所	33	40.6	6,432	97.2	104.4	7.2	98.2	105.4	7.2
	港湾空港技術研究所	13	43.0	6,741	98.8	101.9	3.1	101.4	103.6	2.2
	電子航法研究所	6	42.3	6,694	109.3	103.6	▲ 5.7	109.7	107.4	▲ 2.3
	航海訓練所	15	39.5	6,043	101.2	99.1	▲ 2.1	99.5	99.5	0.0
	海技教育機構	55	48.2	7,208	94.7	96.0	1.3	97.8	99.6	1.8
	航空大学校	20	36.3	5,538	100.7	106.3	5.6	108.0	114.8	6.8
	自動車検査	489	36.2	5,161	97.5	95.9	▲ 1.6	100.2	99.5	▲ 0.7
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,196	47.7	8,443	115.1	114.2	▲ 0.9	115.2	114.7	▲ 0.5
	国際観光振興機構	39	43.3	7,136	109.7	107.7	▲ 2.0	93.3	90.7	▲ 2.6
	水資源機構	1,368	43.0	7,600	116.7	116.0	▲ 0.7	121.5	121.6	0.1
	自動車事故対策機構	232	46.6	7,592	110.1	104.2	▲ 5.9	109.3	103.9	▲ 5.4
	空港周辺整備機構	41	42.3	6,938	107.5	106.6	▲ 0.9	108.1	108.5	0.4
	海上災害防止センター	17	44.5	7,439	111.6	107.6	▲ 4.0	112.8	109.4	▲ 3.4
	都市再生機構	3,288	45.1	8,353	119.1	118.5	▲ 0.6	114.1	113.0	▲ 1.1
	奄美群島振興開発基金	17	40.3	5,846	101.4	96.2	▲ 5.2	108.2	103.6	▲ 4.6
	日本高速道路保有・債務返済機構	52	38.5	6,743	130.4	115.3	▲ 15.1	114.9	101.3	▲ 13.6
	住宅金融支援機構	853	42.4	8,340	128.4	127.6	▲ 0.8	117.3	114.9	▲ 2.4
環境省	国立環境研究所	34	45.5	6,967	100.8	97.9	▲ 2.9	99.2	97.5	▲ 1.7
	環境再生保全機構	83	43.7	7,609	113.9	112.1	▲ 1.8	111.6	110.5	▲ 1.1
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	231	40.3	5,508	90.8	89.6	▲ 1.2	92.7	91.6	▲ 1.1
全法人(99法人)		34,049	43.5	7,105	107.0	106.2	▲ 0.8	105.1	104.4	▲ 0.7

(注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成21年度)」(平成22年8月10日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。

3 「対国家公務員指数(年齢勘案)」は、各法人の事務・技術職員の給与を、国家公務員(行政職(一))の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。

4 「対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

(2) 研究職員

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)			
					平成20年度	平成21年度	対前年度差	平成20年度	平成21年度	対前年度差	
内閣府	◎ 国立公文書館	1	—	—	78.9	82.1	▲ 3.2	77.0	79.7	▲ 2.7	
総務省	情報通信研究機構	252	45.5	8,376	94.1	93.0	▲ 1.1	109.7	106.0	▲ 3.7	
財務省	酒類総合研究所	24	44.5	8,076	95.9	94.3	▲ 1.6	109.0	105.4	▲ 3.6	
	◎ 造幣局	8	49.3	7,471	78.0	77.2	▲ 0.8	80.1	76.6	▲ 3.5	
文部科学省	◎ 国立印刷局	95	40.3	5,951	77.9	77.6	▲ 0.3	95.0	88.8	▲ 6.2	
	国立特別支援教育総合研究所	39	49.0	8,876	90.9	88.9	▲ 2.0	92.2	90.5	▲ 1.7	
	国立女性教育会館	2	—	—	61.8	68.5	▲ 6.7	73.6	75.1	▲ 1.5	
	国立科学博物館	67	50.2	9,435	94.3	94.8	▲ 0.5	92.1	91.9	▲ 0.2	
	物質・材料研究機構	387	45.9	9,127	102.0	101.3	▲ 0.7	104.1	104.6	▲ 0.5	
	防災科学技術研究所	56	45.7	8,985	100.7	102.6	▲ 1.9	105.8	107.9	▲ 2.1	
	放射線医学総合研究所	162	45.2	8,253	95.5	94.0	▲ 1.5	97.5	96.4	▲ 1.1	
	国立美術館	55	43.9	8,185	95.6	95.8	▲ 0.2	93.2	92.8	▲ 0.4	
	国立文化財機構	161	44.5	8,575	97.4	99.6	▲ 2.2	97.2	99.4	▲ 2.2	
	理化学研究所	317	45.5	9,946	112.2	111.6	▲ 0.6	111.1	111.3	▲ 0.2	
	宇宙航空研究開発機構	850	42.7	8,394	103.6	102.5	▲ 1.1	108.0	107.3	▲ 0.7	
	日本スポーツ振興センター	11	45.3	8,876	99.4	98.2	▲ 1.2	96.3	94.0	▲ 2.3	
	海洋研究開発機構	58	43.5	8,186	96.6	97.4	▲ 0.8	99.0	99.6	▲ 0.6	
	日本原子力研究開発機構	923	43.6	8,697	105.8	104.2	▲ 1.6	124.0	118.0	▲ 6.0	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	16	49.8	10,314	101.3	102.4	▲ 1.1	98.1	98.2	▲ 0.1
		労働安全衛生総合研究所	63	47.5	8,850	92.2	93.6	▲ 1.4	91.4	93.4	▲ 2.0
高齢・障害者雇用支援機構		20	48.7	8,987	89.3	94.4	▲ 5.1	92.0	96.8	▲ 4.8	
労働政策研究・研修機構		26	47.9	9,584	101.4	100.4	▲ 1.0	100.0	98.2	▲ 1.8	
◎ 国立病院機構		10	47.2	7,765	81.7	83.4	▲ 1.7	78.8	86.3	▲ 7.5	
医薬基盤研究所		25	47.0	8,614	92.8	94.4	▲ 1.6	95.5	97.7	▲ 2.2	
農林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	2	—	—	97.9	97.3	▲ 0.6	97.8	96.9	▲ 0.9	
	農業・食品産業技術総合研究機構	1,401	45.1	8,552	98.6	97.8	▲ 0.8	106.9	105.0	▲ 1.9	
	農業生物資源研究所	214	47.3	9,205	99.0	98.3	▲ 0.7	99.5	99.8	▲ 0.3	
	農業環境技術研究所	110	46.4	9,149	100.5	100.9	▲ 0.4	100.3	102.0	▲ 1.7	
	国際農林水産業研究センター	89	47.1	9,255	100.8	99.5	▲ 1.3	103.3	102.7	▲ 0.6	
	森林総合研究所	432	45.2	8,704	99.3	98.9	▲ 0.4	103.9	103.3	▲ 0.6	
	水産総合研究センター	449	46.5	8,432	92.7	91.7	▲ 1.0	103.5	99.9	▲ 3.6	
経済産業省	経済産業研究所	7	42.8	10,649	133.6	129.5	▲ 4.1	128.1	124.2	▲ 3.9	
	産業技術総合研究所	1,849	46.4	9,524	104.6	104.6	▲ 0.0	106.5	106.9	▲ 0.4	
	日本貿易振興機構	95	43.6	7,784	92.5	92.1	▲ 0.4	93.7	93.7	▲ 0.0	
国土交通省	土木研究所	262	41.8	7,289	91.9	91.6	▲ 0.3	105.6	104.2	▲ 1.4	
	建築研究所	47	47.1	9,652	101.1	102.7	▲ 1.6	101.6	103.8	▲ 2.2	
	交通安全環境研究所	30	47.8	9,133	97.1	96.1	▲ 1.0	97.7	98.9	▲ 1.2	
	海上技術安全研究所	133	45.8	8,991	100.7	101.0	▲ 0.3	104.4	105.3	▲ 0.9	
	港湾空港技術研究所	54	42.1	8,384	104.5	104.4	▲ 0.1	109.0	109.4	▲ 0.4	
環境省	電子航法研究所	37	43.3	8,694	105.6	105.7	▲ 0.1	106.3	108.5	▲ 2.2	
	国立環境研究所	145	48.2	9,773	103.2	102.7	▲ 0.5	103.2	103.8	▲ 0.6	
全法人(41法人)		8,984	45.2	8,823	100.8	100.3	▲ 0.5	106.5	105.4	▲ 1.1	

- (注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成21年度)」(平成22年8月10日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。
 3 対象人員数が2人以下の法人については、個人情報の保護の観点から、「平均年齢」及び「平均年間給与額」欄の記載を省略している。
 4 「対国家公務員指数(年齢勘案)」は、各法人の研究職員の給与を、国家公務員(研究職)の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。
 5 「対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

(3) 病院医師

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
					平成20年度	平成21年度	対前年度差	平成20年度	平成21年度	対前年度差
財務省	◎ 国立印刷局	15	48.8	11,469	95.4	90.1	▲ 5.3	98.5	91.3	▲ 7.2
文科省	放射線医学総合研究所	13	51.1	12,747	102.4	98.2	▲ 4.2	102.2	98.2	▲ 4.0
厚生労働省	労働者健康福祉機構	1,250	47.1	13,359	117.3	107.5	▲ 9.8	111.8	104.2	▲ 7.6
	◎ 国立病院機構	3,603	46.5	13,646	116.8	109.7	▲ 7.1	109.8	105.7	▲ 4.1
全法人(4法人)		4,881	46.7	13,564	116.8	109.1	▲ 7.7	110.2	105.3	▲ 4.9

- (注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成21年度)」(平成22年8月10日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。
 3 「対国家公務員指数(年齢勘案)」は、各法人の医師の給与を、国家公務員(医療職(一))の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。
 4 「対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

(4) 病院看護師

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
					平成20年度	平成21年度	対前年度差	平成20年度	平成21年度	対前年度差
財務省	◎ 国立印刷局	62	44.4	5,868	100.1	101.0	▲ 0.9	95.4	95.2	▲ 0.2
文科省	放射線医学総合研究所	32	45.9	5,596	93.9	94.8	▲ 0.9	91.9	92.7	▲ 0.8
厚生労働省	労働者健康福祉機構	5,407	37.3	5,438	103.4	106.6	▲ 3.2	103.4	107.8	▲ 4.4
	◎ 国立病院機構	24,472	37.4	4,815	94.0	94.3	▲ 0.3	93.9	95.6	▲ 1.7
全法人(4法人)		29,973	37.4	4,931	95.6	96.5	▲ 0.9	95.6	97.8	▲ 2.2

- (注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成21年度)」(平成22年8月10日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。
 3 「対国家公務員指数(年齢勘案)」は、各法人の看護師の給与を、国家公務員(医療職(三))の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。
 4 「対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

独立行政法人による平成22年度対国家公務員指数の推計値等一覧

			(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
			年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
1	内閣府	国立公文書館	109.5	97.3	106.5	95.2	当館の役職員の給与水準は、特定独立行政法人として国家公務員の身分を有していることから、国と全く同一の水準となっている。したがって、人事院勧告に基づく給与制度改革と同様の措置を講じているところである。 今後とも引き続き国の給与構造改革に準じた給与の見直しに取り組んでいくこととしている。	110.9	97	110.9 (年齢) 97 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
2	内閣府	沖縄科学技術研究基盤整備機構	122.8	134.0	118.8	133.3	平成22年度に見込まれる対国家公務員指数は、これまでは、年齢勘案125.1、年齢・地域・学歴勘案133.5を目標値としており、1年前倒しで目標を達成したことになる。 本機構においては、大学院大学の設置に向けた業務の拡大に伴い新規採用を行う中で、給与水準の低下が進んでいるところである。 今後とも、派遣職員や任期制(年俸制)およびパート職員の活用による組織のスリム化やERP(統合業務システム)その他の経営管理ツールの導入による業務運営の効率化に引き続き取り組む。さらに必要に応じて俸給表や諸手当の見直しを進めること等により、引き続き、給与水準の適正化に努めることとしている。	125.1	133.5	125.1 (年齢) 133.5 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
3	内閣府	国民生活センター	114.6	106.8	110.2	103.1	地域・学歴を勘案した対国家公務員指数について、国家公務員の給与水準との実質的な比較・検証を行い、昇給幅の抑制、管理職手当の縮減、特別手当の縮減等の措置を講じている。	114.6	102.8	115程度 (年齢) 103程度 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
4	総務省	情報通信研究機構	103.9	112.1	105.6	112.5	従来から、給与体系を国に準拠させるとともに、地域手当の支給率を凍結し給与の上昇を抑制する等、給与水準の適正化に向けた取り組みを行ってきたところであるが、今後は、管理職ポストの見直し、職責手当の引き下げ等により、引き続き適正な給与水準の確保に努める。 (注) 地域を勘案した対国指数については、情報通信研究機構本部(東京都小金井市)職員の給与支給額の比較対象として、地域手当が支給されない地域(非支給地域)の国家公務員の給与支給額を用いているため、年齢のみを勘案した対国指数よりも高い数値となっている。なお、年齢・地域・学歴を勘案した対国指数については、本部職員に地域手当が支給されないこと仮定して試算した平成22年度見込みは101.3となる。	105.3	112.2 (注)	105.3 (年齢) 112.2 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
5	総務省	平和祈念事業特別基金	110.8	97.5	106.9	94.0	当基金は東京都特別区のみ事務所が所在しており、首都圏に在勤する国家公務員の平均給与額と比較した当基金の対国家公務員指数は97.5、さらに学歴を考慮すると94.0となり、これらの指数からみれば、概ね国家公務員と同水準であるものと考えられる。 しかしながら年齢のみの指数では、110.8と100を超えているが、これは当基金が東京都特別区のみ事務所が所在していること、職員が少人数であるために異動者の個人的な状況に影響を受けやすいことからである。21年度については、前年と比べ6.1の減となったところ。今後更に社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証していきたい。具体的には関係省庁との調整をしていくこととなるが、平成22年4月の国からの人事交流に伴う異動において管理職2名を削減したところである。 なお、平成22年度に見込まれる対国家公務員指数については、比較対象となる国家公務員の指数が不明なため、従来の具体的指数を予測することは困難ではあるが、地域を勘案した対国家公務員指数に対して100となるよう最大限努めるとともに地域・学歴を考慮した指数についても今回同様、引き続き100以下となるよう努めることとする。	107.2	97	100 (年齢) 100.0以下 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
6	総務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	109.5	95.2	108.4	95.3	当法人の給与水準は、対国家公務員(行政職(一))の比較指数が109.5となっていますが、年齢・地域・学歴を勘案すると95.3となっています。 引き続き、国家公務員の給与水準の推移に注視しつつ、適正な給与水準の維持に努めることとします。	114	100	100.0以下 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
7	外務省	国際協力機構	130.3	116.1	124.9	111.2	行政刷新会議の事業仕分けにおける指摘も踏まえ、引き続き、勤務地限定・職務限定職員の任用等による職員構成の見直し、給与制度一本化に伴う給与引下げ等に取り組み、地域・学歴補正後の対国家公務員指数を統合時点の水準(試算ベースで補正後115.7)より、平成23年度までに3年半で5.9ポイント以上引き下げの見込み。 1. 職務限定職員の任用 Δ1.2ポイント(23年度まで) 2. 勤務地限定職員の任用 Δ1ポイント(23年度まで) 3. 給与制度一本化に伴う給与引下げ Δ3.7ポイント(23年度まで)(注) 平成22年度に見込まれる対国家公務員指数: 128.1(地域・学歴勘案111.1) (注)平成20年10月1日の国際協力銀行(海外経済協力業務)の承継にあたって、旧JICAの制度をベースとして人事・給与制度を一本化した。これにより、給与が引き下がる国際協力銀行から移行した職員について、労働条件の激変緩和措置として移行期間(原則として現行中期目標期間である平成23年度まで)を設け、同期間中に順次給与を引き下げたもの。	128.1	111.1	126.8 (年齢) 109.8 年齢 + 地域 + 学歴	23年度
8	外務省	国際交流基金	122.0	107.1	116.2	101.7	平成18年12月に導入した新しい給与制度において、以下のような施策を実施した。 ・本俸月額の下引下げ:平均Δ5.8%(国家公務員の平均引下げ率Δ4.8%からΔ1.0%上乗せ) ⇒全体の給与水準の引下げ ・等級・職階制の改定:年次昇給の割合を引下げ ⇒高齢者層の給与水準の引下げ ・役職手当の定額制の導入 ⇒平均役職手当額の下引下げ ・役職離脱の仕組みの導入(参事・副参事職の設置) ⇒高齢者層の給与水準の引下げ また、平成19年度には、同年人事院勧告で国家公務員で実施された若手職員の本俸月額の上上げを実施しなかったこと、平成21年度も19~20年度と同様に管理職層の賞与支給月数を国家公務員以下の上げ幅とした。以上の措置により適切な給与水準の達成に取り組んだ結果、平成21年度の時点で対国家公務員指数は122.0(地域・学歴換算数101.7)となった。これは、平成19年度の給与水準公表時に設定した平成22年度の達成目標値(対国家公務員指数:123.2、地域・学歴換算数は104.7)を上回る値である。今後とも引き続き適切な給与水準の達成に取り組んでいく。	123.2	104.7	123.2 (年齢) 104.7 年齢 + 地域 + 学歴	22年度

			(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
			年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
9	財務省	酒類総合研究所	103.4	110.5	102.7	108.7	事務・技術職員については、国からの出向者が多く、また役付職員の割合が高いため、国家公務員の給与規程に準じた給与規程で本俸・諸手当を支給した結果、指数が高水準となっていた。そこで、国からの出向者へ代えて任期付職員を採用し、将来的に審査を経て正職員として採用することで、指数の低減等に努めているところである。 対国家公務員指数の目標を100.0以下とし、平成22年度は改善する。	91.4	83.8	100.0以下	22年度
10	財務省	日本万国博覧会記念機構	111.2	111.7	109.6	110.9	平成18年度に本給表を国の改定に準じて改めるとともに、昇給額を一律に抑制する措置を講じた。また、平成19年度には人事院勧告に準じた本給の引上げ改定を実施せず、平成20年度には勤務評価における成績区分別人員分布率の基準及び勤働手当における成績率の見直しを行い、平成21年度から実施したところである。さらに、出向者の異動に際しては、出向元の調整により、職員の若返りを図る等の措置を継続して実施しており、これらの取組による効果は、今後徐々に現れてくるものとする。 なお、給与水準は正の目標水準及びその達成の具体的な期限については、労働関係法規の適用を受ける当機構においては労使協議を経て給与水準を決定する必要があり、当該手続は未済であるが、右記の目標に向けて対国家公務員指数の適減を図るため、引き続き見直しを図っていくこととしている。	103.8	106.8	103.8 (年齢) 106.8 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
11	文部科学省	国立科学博物館	103.8	90.8	103.3	91.2	当法人は国から移行した法人であり、俸給表、諸手当等の給与体系は国家公務員と同一であるが、引き続き国家公務員の給与制度を踏まえながら、組織体制の見直し等により適切な給与水準となるよう運用することとし、平成22年度までに対国家公務員指数が100程度となるよう努める。 なお、当法人の対国家公務員指数(年齢動向)は103.8となっているが、年齢・地域動向指数は90.8となり、年齢・地域・学歴動向指数は91.2となっているところであり、現時点においても適切な給与水準であると認識している。	100程度	100以下	100程度 (年齢)	22年度
12	文部科学省	物質・材料研究機構	102.1	102.3	103.7	102.7	今後も、メリハリのある人事管理や、機構の職員給与規程の改正に当たっては、一般職の職員の給与に関する法律に準拠することなどにより、国家公務員と同程度の水準が維持できるよう努める。	100.0	100.0	100 (年齢) 101 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
13	文部科学省	防災科学技術研究所	105.0	106.3	103.9	105.7	俸給表及び諸手当等は国家公務員の給与に準じて定めている。 当研究所は事務系職員が30名程度の組織であり、対象者の異動による年度ごとの指数の変動が大きくない。 平成21年度においては、地域手当の異動保障を受けた職員及び単身赴任手当受給職員の割合が多かったため、対国家公務員指数が高くなっているところである。 今後も国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しを行うとともに、適正な人事管理に努め、退職者の補填については可能な限り若返りを図るなど計画的に人員費削減を行うことで給与水準を適正化していく。	100	100	100.0 (年齢) 100.0 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
14	文部科学省	国立美術館	105.1	94.5	103.8	94.6	平成21年12月に実施した俸給月額および期末・勤働手当の支給率の引き上げ等、人事院勧告を踏まえ国家公務員に準じた給与改正を行っている。平成22年度の対国家公務員指数は、年齢動向で100程度、年齢・地域・学歴動向で100以下になると見込まれる。今後も引き続き適正な給与水準となるよう努めるとともに、人員配置の見直し、職員の若返り等の方策の実施により、対国家公務員指数の抑制を図り、平成22年度までに対年齢動向の指数が100以下となるよう努める。	100程度	100以下	100以下	22年度
15	文部科学省	科学技術振興機構	116.7	104.7	112.4	100.8	優秀な人材確保の観点から民間企業等の状況及び組合との交渉も踏まえつつ、以下の措置を講ずることにより、給与水準の適正化を図っていく。 <給与削減の是正策> ① 本給の減額(国に準じ平均4.8%減を実施済) ② 各手当の減額 ・ 期末手当の減額(支給月数の縮減) ・ 役職手当の減額 ・ 地域調整手当の据置き (国の東京都特別区は平成17年度から5年間で6%上昇) ③ 平成19年人事院勧告の凍結を継続 ④ 管理職割合の縮減 <給与水準は正の目標水準及び具体的期限> 目標水準: 対国指数(年齢) 127.1(平成18年度) → 120未満 対国指数(年齢+地域+学歴) 115.9(平成18年度) → 110未満 具体的期限:平成22年度を目途。	116.7	100.8	120未満 (年齢) 110未満 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
16	文部科学省	日本学術振興会	116.9	102.8	114.5	100.7	1. 人事院勧告を踏まえた給与改定 人事院勧告を踏まえ国家公務員に準じた給与改定を実施している。 (主な改正 15年度△1.09%、17年度△0.3%、平成18年度△4.8% 平成21年度△0.2%) 2. 給与体系等の見直し ・ 給与格付の引き下げ[平成16年7月、平成18年4月、平成20年4月] ・ 給与水準の引き下げ(俸給表の見直し)[平成18年度](△4.8%)[平成21年度](△0.2%) ・ 管理職員手当の見直し(本給月額の20%→16%~20%)[平成18年度] ・ 管理職員ポストの削減(課長職△1)[平成19年度] ・ 職員の昇給係数の抑制[平成20年1月~]を実施。 3. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)による給人員費改革を着実に実施。 引き続き対国家公務員指数の削減に努める。	115	102.0	115.0 (年齢) 100.7 年齢 + 地域 + 学歴	22年度

			(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
			年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
17	文部科学省	理化学研究所	113.8	112.6	109.9	111.1	<p>1. 人事院勧告を踏まえた給与改定 人事院勧告を踏まえ国家公務員に準じた給与改定を実施。(主な改正15年度△1.09%、17年度△0.3%、19年度+0.29%(若年層限定)、21年度△0.2%) 給与構造改革については、19年度より平均△4.8%、の給与改定を実施。</p> <p>2. 手当の改正 役職手当について引下げと定額化を実施し、平成20年度末で経過措置が終了した。また、平成21年度において住居手当(持家)を廃止した。 期末手当は段階的の見直しをしており、非管理職において20年度に引き続き0.1カ月の削減を実施し、これに加え管理職、非管理職ともに0.35月を削減している。</p> <p>3. 労使交渉 給与改定等については、今後も独立行政法人通則法による「職員の給与」等その趣旨を踏まえ、職員給与の適正な水準の確保に向けて労使交渉に取り組んでいく。</p> <p>4. 少数精鋭主義の維持 対国家公務員指数の削減のためには、安い人件費で雇用可能な人材を複数名雇用し対処する方法もあるが、これまでと同等の業務運営の質を確保することが困難となるとともに、総人件費改革の観点も踏まえて、現状の少数精鋭主義を維持すべきと考えている。</p> <p>5. 「勧告の方向性」(H19.12総務省政策評価・独法評価委員会)等への適切な対応 「給与水準の検証」、「取組状況の説明」等、平成20年4月からの新たな中期目標・中期計画にも盛り込んでおり、適切に対応する。</p> <p>6. 対象職員の範囲 現在、対国家公務員指数の対象職員については殆どが定年制事務職員を対象としているが、理化学研究所では任期制職員を活用した円滑な業務運営を行なっていることをご理解頂き、関係省庁へ公務員と給与体系の異なる任期制職員も比較対象とするよう要望し、一部は昨年認められたが、今後も引き続き要請する。</p> <p>(注)今後の目標水準等 対国家公務員指数は相対的に決定されるものであることから将来の具体的な数値を予測することは困難であるが、労働組合及び関係省庁の協力も得つつ、上記の講ずる措置を実施することにより、平成22年度において年齢勘案及び年齢・地域・学歴勘案で120以下を目標とする。本年度は達成しているが、引き続き、国民の理解が得られるよう努める。</p>	120以下 (注)	120以下 (注)	120.0 (年齢) 120.0 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
18	文部科学省	宇宙航空研究開発機構	119.1	116.3	117.5	115.2	<p>1. 手当の見直し (1)平成22年度以降も、期末手当の支給月数の削減を検討している。 (2)平成21年度より特別調整手当を地域調整手当に改め、段階的な削減を行っている。地域調整手当は一律5%に削減した。 (3)平成21年度より特勤手当に準ずる手当を廃止し、段階的な削減を行っている。</p> <p>2. 労使交渉 給与改定等については、今後も、独立行政法人通則法による「職員の給与」等その趣旨を踏まえ、職員給与の適正な水準の確保に向けて労使交渉に取り組んでいく。</p> <p>3. 「勧告の方向性」(平成19年12月 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会)にも適切に対応し、平成20年4月からの新たな中期計画に「給与水準の検証」、「取組状況の説明」等を盛り込み適切に対応している。</p> <p>4. 総人件費の削減 平成22年度までに平成17年度の人件費と比較し、5%以上削減し、その後も人件費改革の取組を継続する。(中期目標・中期計画にも明記)</p> <p>5. 平成22年度に見込まれる指数 対国家公務員指数は相対的に決定されるものであることから、将来の具体的な数値を予測することは困難であるが、平成22年度においても、労働組合、職員の協力も得つつ、上記政策等を推進することにより、平成21年度の119.1を下回るよう努めていく。</p>	119.1以下		119.1 (年齢)	22年度
19	文部科学省	日本スポーツ振興センター	110.0	101.4	108.9	101.1	<p>【具体的な改善策】 1. 国家公務員の給与構造改革に倣い、平成18年度に以下の改正を実施。 ・本給・・・従前の給与表を廃止し、国家公務員の給与表をベースとした給与表に改正。 (平均△4.8%) ・昇給・・・5段階評価とし、勤務成績を細かく昇給に反映。 2. 給与構造改革等において国家公務員では取り組んでいない以下の改正を平成18年度に実施。 ・管理職手当の減額(△4%～△1%) 3. 平成20年度に適正な給与水準の確保に向けて労使協議を踏まえて、期末勤続手当の支給割合の見直しを実施。 4. その他 年齢・地域・学歴以外の要因として、センターでは国家公務員と比較して職員宿舎が少ないため、住宅手当を受給する職員割合が30%となっており、国家公務員の23%を上回っていることから対国家公務員指数が高くなっている要因と考えられる。 なお、目標と乖離が生じた場合にはその要因分析を行ない、必要に応じた施策をさらに実施。</p> <p>【給与水準は正の目標水準及び具体的期限】 目標水準：年齢勘案指数 110以下 地域学歴勘案指数 101以下 具体的期限：平成22年度を目途</p>	110以下	101以下	110 (年齢) 101 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
20	文部科学省	日本芸術文化振興会	101.7	90.9	98.7	88.4	<p>○平成22年度における対国家公務員指数の目標 年齢勘案 100以下 年齢・地域・学歴勘案 90以下 ○具体的改善策 独立行政法人日本芸術文化振興会の中期目標として、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、人件費については、平成22年度において、平成17年度の人件費に比較して、5%以上削減するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続することとしている。 そのため、高齢者採用の促進、期末勤続手当の支給率の見直しなどにより人件費の効率化を図る。</p> <p>○その他補足事項 管理職の割合 20.7%(課長以上) 組織の見直しにより、管理職ポストを削減した(平成21年度△1) 当法人の給与水準は適正であると考えており、今後も引き続き、業務運営の効率化等に努める。</p>	100以下	90以下	100以下 (年齢) 90以下 年齢 + 地域 + 学歴	22年度

			(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限	
			年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴			
21	文部科学省	日本学生支援機構	107.8	96.8	105.0	94.4	<p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度 平成18年4月、国家公務員の給与構造「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の行政職俸給表(一)の見直しに準じ、平成18年度における俸給表の水準を全体として平均4.8%引下げ、人件費の抑制に取り組んだ。 平成19年度 平成19年度の年末一時金より、適正な給与水準の確保に向けた期末手当の引下げについて、実施済。 平成20年度 平成20年度賞与について、職員の期末手当の引下げを実施することにより国家公務員と同水準とした。 平成21年度 国家公務員の行政職俸給表(一)の見直しに準じ、平成21年度における俸給表の水準を全体として平均0.2%引き下げ、また賞与の支給においては国家公務員と同水準とし、人件費の抑制に取り組んだ。 <p>【今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度以降においては、「独立行政法人日本学生支援機構の中期目標、中期計画」、「独立行政法人日本学生支援機構年度計画」において、平成22年度の人員費に関して、平成17年度の人件費に比べて5%以上削減するとともに、人件費改革の取組を平成23年度まで継続することとしており、併せて役職員の給与についても、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う等の措置を講ずる。また、各事業の競争入札による民間委託の推進の結果を踏まえ、管理職を含め組織の簡素化を図るとともに、平成25年度までに、前中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。対国家公務員指数は相対的なものであり、今後の人事異動によって変動するため、具体的な数値の予測は困難であるが、上記の措置を講ずることにより、国家公務員の給与水準となるよう人員費の削減に努める。 	107.0以下	100.0以下	107.0以下 (年齢)	100.0以下 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
22	文部科学省	海洋研究開発機構	115.0	117.5	110.4	115.9	<ol style="list-style-type: none"> 人事院勧告を踏まえた給与改定 人事院勧告を踏まえ国家公務員に準じた給与改定を実施してきている。 給与体系等の見直し 平成20年度より、期末手当の支給月数を削減(20年度△0.15月、21年度△0.15月、計0.3月)するとともに、21年度7月より管理職について役職手当の給付水準を改める。 総人件費の削減 平成22年度までに、平成17年度の人件費と比較し5%以上削減し、その後も人件費改革の取組を継続する。 <p>引き続き以上のような改善を実施しつつ、職員給与の適正な水準の確保に努める。</p>	116.4未満	115.3未満	116.4 (年齢)	115.3 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
23	文部科学省	大学評価・学位授与機構	100.1	101.2	99.3	101.2	<p>対国家公務員との比較指数が0.1ポイント高くなった理由としては、国家公務員全体に比べて事務所が大都市にあり、地域手当が高い地域(3級地)に在職する職員であること、2級地以上の地域からの人事交流者が多数おり、異動保障受給率は14.9%で国家公務員と比較して0.6%高くなっていることが考えられる。</p> <p>また、対国家公務員比較指数(地域別)で1.2ポイント高くなった要因は、平成21年度は、全国の3級地の過半数の都市で地域手当支給率が10%以下となっており、同地域で他に寄附指定を受けていた機関及び3級地同支給率の他の都市の経過措置と均衡を図り、地域手当支給率を12%としていることが考えられる。</p> <p>当機構の給与制度は国家公務員に準拠していることから、給与水準は適切と考えており、平成22年度に見込まれる対国家公務員指数は、年齢勘案で100以下、年齢・地域・学歴勘案で100以下であり、この達成のため、今後も引き続き国の給与構造改革に準じた給与水準の見直しに取り組む。</p> <p>なお、平成18年勧告に伴い国家公務員の地域手当支給割合が改定される平成22年度には、3級地内での格差は解消し、対国家公務員指数は100以下になるものと見込まれる。</p>	100以下	100以下	100以下 (年齢)	100以下 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
24	文部科学省	国立大学財務・経営センター	111.7	101.3	108.9	98.2	<p>「行政改革の重要方針」及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」を踏まえ、平成18年度以降の3年間で、平成17年度における額からその10分の5に相当する額以上を減少させることを基本として、人件費の削減に取り組むとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合した適正な給与水準の確保に努める。</p> <p>当法人の給与は、国家公務員の給与制度を準用しているものの、職員数が30名以下の小規模な組織であり、かつ人事交流による即戦力となる職員が大部分を占めているため、指数算出対象者は毎年10名前後となり、指数算出年度の対象者の構成(管理職と一般職員の比率)が指数に与える影響が大きくなることから、年度により指数の値が大きく変動する。</p> <p>(注)対国家公務員指数は相対的なものであり、今後の人事異動によって変動するため、具体的な数値の予測は困難であるが、上記措置により適正な給与水準となるよう努める。</p>	105.0(注)	100.0(注)	105.0 (年齢)	100.0 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
25	文部科学省	日本原子力研究開発機構	116.4	124.5	116.4	124.2	<p>当機構の人員構成は、平成21年度現在48～55歳の年齢帯に偏在しており、平成22年度には52～59歳の年齢帯に偏在することになるため今後指数の増加が予想される。しかしながら、以下の取組みにより指数の削減に努めている。</p> <p>○平成22年度に見込まれる対国家公務員指数(年齢勘案118.9:年齢・地域・学歴勘案126.0)</p> <p>○具体的改善策</p> <ol style="list-style-type: none"> 給与構造改革の取組を継続し、引き続き本給上昇の抑制を図る。 国家公務員が新設した本府省手当については導入しない。 諸手当等の水準について引き続き具体的な検討を行なう。 平成22年度以降管理職数の削減を図る <p>○給与水準は正の目標水準及び具体的期限</p> <p>人材確保の観点から類似の業務を営む民間企業との水準を注視しつつ指数の削減を図る。当面の目標として上記の施策を着実に履行し平成22年度に年齢勘案指数を118.9以下とする。</p>	118.9	126.0	118.9 (年齢)	126.0 年齢 + 地域 + 学歴	22年度

			(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
			年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
26	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	107.6	93.5	109.1	97.4	当研究所における給与は国に準じた体系(国に準じた給与表等)を適用しているところであり、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていく。 また、当研究所の給与水準は国家公務員との比較において、適切なものであると考えているが、今後、平均給与の水準をさらに抑制するため、人事異動を行う際には積極的に若い職員を配置し、平成22年度には平成19年度の指数である93.6を目標とし引き続き改善を図ることとする。	93.6	87.8	概ね93.6 (年齢) 概ね87.8 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
27	厚生労働省	労働安全衛生総合研究所	103.0	102.1	100.1	101.6	当研究所は、国の給与制度に準拠した給与規程を定めているため、適切な給与水準となっていると考えられる。事務所の所在地が東京都清瀬市と神奈川県川崎市であり、地域手当が21年度においては、12%であったために103.0と国家公務員を上回っているが、年齢・学歴換算では100.1であり、ほぼ、国家公務員と同様となっている。今後も引き続き、国の給与規程に準じた給与の見直しを行っていく。	109.7	105.6	100.0以下 年齢 + 地域	22年度
28	厚生労働省	勤労者退職金共済機構	111.0	97.3	110.8	98.8	平成21年度における対国家公務員指数(年齢)は、111.0と国家公務員を上回っているが、当該機構の勤務地域は東京都特別区であり、地域助成の対国家公務員指数は97.3と国家公務員を下回っているところであるものの、平成22年度においても100を下回るよう引き続き適正な給与水準の維持に努めることとする。	106.7	96.0	100.0以下 年齢 + 地域	22年度
29	厚生労働省	高齢・障害者雇用支援機構	112.2	104.7	108.1	101.4	平成18・19年度に、俸給の大幅引下げ(役員△7%、職員平均△4.8%(中高年層最大約△7%)、昇給幅の細分化と昇給抑制、手当制度の見直し等の思い切った給与構造改革を実施した。その際地域手当についても、国が東京都区部において平成22年度に18%の支給割合とすることとしているのに対し、機構においては7%に抑制した。その他の地域においても、国より低い支給割合となり、国にあって機構では設定しない地域もある。 機構の事務職員は、その大部分は、機構本部に配置されて委託業務の企画・立案、厚生労働省との調整、委託先に対する指導・進捗管理等の業務を行っている。 機構本部においては各府省の本省と同様に、業務の企画・調整及び対外的な業務運営にかかる責任の明確化、相互牽制体制の確保等の必要から地方支分部局に比べ管理職の比率が高くなっているが、平成19年度実施の職務手当の定率制から定額制の変更について、概ね国よりも額を低(仮)定した。さらに、国に新設された広域奨励手当(平成19年度施行)及び本府省業務調整手当(平成21年度施行)に類似するものは設けていない。 厚生労働省独立行政法人評価委員会における平成20年度の業績評価は、19項目中S評価が2項目(高齢者雇用に関する実践的手法の開発・提供、地域障害者職業センターにおける障害者及び事業主に対する専門的支援)、A評価が17項目という高評価を得たところであり、引き続き職員のモラルの維持・向上、知識・技能の開発を図りつつ、給与水準の適正化に努めることとする考えである。 これらを踏まえ、団塊の世代の退職を助成し、定量化が可能な項目について将来見通しの試算を行ったところ、平成22年度以降対国指数は109.8程度(年齢助成)となるものと見込まれる。 さらに、今年度、地域手当について、国が東京都区部において18%の支給割合とするのに対し、機構においては、当該手当が国の給与水準を上回る要因の一因となっていることから、当初7%とする予定であったものを3.5%にさらに引き下げた。 こうした取組みにより、平成22年度において在職地域・学歴構成による要因を助成した対国指数を100.0ポイント以下とすることを目標に給与水準の適正化に努める。	109.8程度	100.0以下	100.0以下 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
30	厚生労働省	福祉医療機構	119.1	105.9	116.1	103.5	■これまでに講じた措置 ・平成16年度において全職員の昇給を停止 ・平成17年1月に、国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引下げを実施(平均△5.3%) ・平成16～20年度にかけて、組織のスリム化の推進(部長△2、次長△1、課長△5) ・平成21年度に課長ポストをさらに1ポスト削減 ■独立行政法人の給与水準に係る総点検の視点を踏まえた検証 ①法人の業績評価 当機構は平成20年度業務実績について、評価委員会の評価において17項目中1項目S(中期目標を大幅に上回っている)、13項目A(中期目標を上回っている)評価を受けている。 ②国の財政支出規模と支出予算の総額に占めるその割合 平成21年度支出予算の総額208,304百万円に対し国からの財政支出額39,940百万円であり、その割合は19.2%となっている。国からの財政支出額39,940百万円の内訳は、運営費交付金4,137百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金25,923百万円、福祉・医療費交付事業に係る利子補給金9,880百万円となっている。運営費交付金のうち給与、報酬等支給総額は2,096百万円(支出総額に占める割合:1.0%)であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。 ③繰越欠損金額 平成20年度決算において繰越欠損金は発生していない。 ④支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合 平成21事業年度決算における支出総額196,884百万円に対し給与、報酬等支給総額2,096百万円であり、その割合は1.1%程度である。 ⑤大卒以上の高学歴者の割合 ■今後講ずる措置 上記措置を講じてきた結果、年齢・地域・学歴差を助成した国家公務員指数は減速傾向にあるが、給与水準の適正化を引き続き着実に進めていたため、平成22年度においては更に以下の取り組みを実施しているところである。 ・機構独自の措置として管理職層等を対象とした本俸基準表の引き下げ(平均△1.0%)を図るとともに、理事長の報酬を年100万円引き下げ(△5.6%) ・管理職ポストの削減(課長△2) ・特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%(東京都特別区)の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する。 ・平成21年度より国に新設された本府省業務調整手当に類似する手当は設けない。 なお、今後とも国家公務員の給与改定状況等を注視しつつ、必要となる措置を講じていくことにより、平成24年度(平成25年度公表)における年齢・地域・学歴差を助成した対国家公務員指数を概ね100ポイントとする。	118.6	102.5	概ね100 年齢 + 地域 + 学歴	24年度

			(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
			年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
31	厚生労働省	労働政策研究・研修機構	118.4	107.9	112.6	102.7	平成16年度より実施している人件費削減の独自の取組(事務職本俸の2%削減、事務職員の職務手当支給率の削減(部長・20%→15%、課長15%→10%、課長補佐8%→7%)等を継続して実施してきたことにより、平成21年度の給与水準は地域・学歴を調整した指数において国家公務員とほぼ均衡している。 今後、引き続き上記独自の取組等を行っていくことにより、平成22年度には、地域・学歴動向指数で概ね100.0(平成22年度見込み指数)とするよう改善を図ることとする。 ①支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合:36.2% ②管理職の割合:34.3% ③6年以上の高学歴者の割合:92.9% *②及び③は平成22年4月1日時点の人数による。	116.7	概ね100	概ね100 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
32	厚生労働省	雇用・能力開発機構	106.6	110.2	102.7	108.3	平成21年度の給与改定で国を上回る俸給月額を引き下げを実施した。合わせて、平成18年度以降、従来よりも昇給間差額を圧縮した俸給表を適用して定期昇給による俸給月額の増減幅を小さくし、国家公務員に比べて給与上昇スピードを抑制している。 その他、諸手当については、平成22年度において、国家公務員に導入されている広域異動手当及び本府省業務調整手当を引き続き不採用とし、調整手当(国家公務員の地域手当に相当)の支給割合の上限を国家公務員の18%よりも低い12%に据え置いている。 また、平成21年度までは職務手当(国家公務員の俸給の特別調整額に相当)を定率制により支給していたが、平成22年度から定額制とした。なお、国は俸給の特別調整額の定額化にあたり、定額化後の俸給の特別調整額が定額化前の俸給の特別調整額に達しない者に対して、4年間の経過措置を設けて支給額を減らすこととしているが、当機構は、国と同様の経過措置を設けず、さらに定額化後の職務手当の額が定額化前の職務手当の額を上回ることがないように、当分の間、定額制と定率制のいずれか低い額を支給することとしている。 上記措置等により、平成22年度には、対国家公務員指数が年齢動向で104.3ポイント程度、年齢・地域・学歴動向で104.8ポイント程度となるものと見込まれる。(今後の国家公務員の給与の状況により変動するものであること。)	104.3	104.8	104.3 (年齢)	22年度
33	厚生労働省	労働者健康福祉機構	101.7	106.3	99.4	105.2	年功的要素の是正を含めた俸給表の見直しを平成22年度に行い、平均2.5%の俸給引下げとなる給与改定(最大5%の引き下げによる給与カーブのフラット化)を実施することとしている。 (参考) 平成22年度においては、平均2.5%の俸給月額引き下げとなる給与改定を実施するもの、経過措置により現行水準程度を維持するものと考えられる。そのため、対国家公務員指数は、年齢動向101.7、年齢・地域・学歴動向105.2となることが見込まれるが、平成23年度以降、対国家公務員指数が下がるものとする。	101.7	105.2	100.0以下 (年齢)	23年度
34	厚生労働省	医薬品医療機器総合機構	122.7	107.6	118.8	104.0	■これまでに講じた措置 人事評価制度の導入にあわせ、国家公務員の給与構造改革を踏まえた新たな給与制度を構築し、給与規程等の必要な改正(中高年齢層給与の俸給水準を引き下げる給与カーブのフラット化、賞与について支給総額の総枠を設ける仕組みの導入)を行い、平成19年4月から実施している。 ■今後の取組み 1.平成18年12月25日総合科学技術会議の意見具申を踏まえたドラッグラグの解消に向けた236人の増員及び平成20年5月19日対日直接投資の抜本的な拡大に向けた有識者会議の5つの提言を踏まえたデバイスラグの解消に向けた69人の増員並びに平成20年7月31日薬害再発防止のための医薬品行政のあり方について(中間取りまとめ)を踏まえた早期に実施が必要な安全対策の充実・強化に向けた100人の増員を行うため、当機構の第2期中期計画においては、期末(平成25年度)の常勤職員数の上限を751人としている。 2.増員のための人材確保にあたっては、医薬品、医療機器に関する審査業務及び安全対策業務等に従事する技術系職員は高度かつ専門的な知識・経験が求められており、高学歴者、関連業務の経験者(企業出身者)などの優秀な人材の確保が不可欠である。 3.平成22年度に見込まれる対国家公務員指数は、地域・学歴動向で103.6とされているが、これは当機構では、新規採用者は、実学等に関する高度かつ専門的な知識・経験を有する優秀な人材を安定的に確保していく観点等から国の研究職相当の給与水準を保つこととしているため、優秀な若手職員が増加していく間においては、対国家公務員指数を大幅に減少させることは困難と見込まれるためである。 4.しかし、国家公務員の給与構造改革を踏まえた新たな給与制度(中高年齢層給与の俸給水準を引き下げる給与カーブのフラット化、賞与について支給総額の総枠を設ける仕組みを構築)を平成19年度に導入したことから、その着実な実施等により、将来的には、地域・学歴を動向した対国家公務員指数がさらに100に近づいていくものと見込まれる。	122.2	103.6	100に 近付ける 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
35	厚生労働省	医薬基盤研究所	109.0	111.4	106.4	110.5	当研究所における給与は国に準じた体系(国に準じた俸給表等)を適用しているところであり、引き続き、国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていく。	102.4	103.2	102.4 (年齢)	22年度
36	厚生労働省	年金・健康保険福祉施設整理機構	110.0	99.2	109.1	99.8	平成22年度においても100を下回るよう引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行い、適正な給与水準の維持に努めることとする。 (当機構は、平成22年9月末で解散予定)	106.7	99.4	100.0以下 年齢 + 地域	22年度

			(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
			年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
37	厚生労働省	年金積立金管理運用	119.5	103.1	115.5	99.8	<p>当法人においては、国の給与制度に準じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与については、年功的な給与上昇を抑制するため、給与カーブのフラット化とあわせて本俸表を9等級から5等級制に集約化したこと ・勤務実績を給与へ反映させるため、国家公務員と同様に号俸を細分化したこと ・職務職責を端的に反映するため役職手当を定額化したこと <p>等、職員の給与制度の改正に取り組み、その結果、対国家公務員指数(地域・学歴動向)は99.8となっていること</p> <p>平成22年度においては、運用機関出身者当、資質の高い人材の確保が求められ、民間運用機関等の給与水準を踏まえた処遇の考慮が必要となるが、引き続き、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国の給与制度に準じて上記改正の適正な運用を行っていくこと ②国の給与水準に留意した資質の高い人材の採用に努めること <p>等の措置を講じてまいります。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合 給与、報酬等支給総額は681,148千円であり、一般管理職及び業務経費の総額28,192,981千円に対する割合は2.4%である。 ②管理職の割合 国の14.3%(平成21年国家公務員給与等実態調査(行政職(一)6級以上))に対し、等法人は22.4%となっている。 <p>業務上の必要性により管理職を配置しているところであるが、限られた人員の中で今後とも組織体制の合理化、業務の効率化を検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③大卒以上の高学歴者の割合 国家公務員行政職俸給表(一)の適用を受ける職員50.0%に対し、当法人は84.5%と高くなっている。 <p>(注)対国家公務員指数は相対的なものであり、今後の人事異動によって変動するため、具体的な数値の予測は困難であるが、上記措置により適正な給与水準となるよう努める。</p>	119.5(注)	100に 近づける	100 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
38	農林水産省	国際農林水産業研究センター	104.7	105.4	102.9	104.5	<p>当法人は国から移行した法人であり、俸給、諸手当給与水準は、国家公務員の給与体系に準拠しているところであり、引き続き国の給与改定に沿って適正な給与水準となるよう努める。</p> <p>対国家公務員指数は相対的なものであり、今後の人事異動によって変動するため、具体的な数値の予測は困難であるが、適正な給与水準となるよう努める。</p>	104程度	104程度	104程度 (年齢) 104程度 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
39	農林水産省	森林総合研究所	102.0	105.9	101.2	105.4	<p>旧緑資源機構からの承継職員に対し、国の一般職給与法に準拠した給与水準への引き下げを着実に実施していくことにより、対国家公務員指数の引き下げを図る。</p> <p>なお、上記措置により平成22年度に見込まれる対国家公務員指数は101.1、地域動向は104.9、学歴動向は100.3、地域学歴動向は104.5である。</p>	101.1	104.5	100 (年齢) 103 年齢 + 地域 + 学歴	23年度
40	農林水産省	農畜産業振興機構	126.4	111.4	121.6	107.1	<p>1. 具体的な改善策</p> <p>平成17年12月から実施している「給与構造の見直し」を着実に実施するとともに、平成19年度から「新たな人事管理制度」を実施することにより、人件費改革を更に進めている。また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表を行う。具体的な措置は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成17年12月からの「給与構造の見直し」として、俸給月額について平成26年度まで等級別に14%～2%引下げ、管理職の職務手当の引下げ、国家公務員に導入されている地域手当、広域異動手当等の不採用、管理職割合の引下げ等を着実に実施。 ②「新たな人事管理制度」として、平成19年度から人事評価制度の導入や昇給幅の抑制(管理職は期限の定めなく、標準で4号俸から2号俸へ、非管理職は平成23年10月1日までの間、標準で4号俸から2号俸へ、非管理職は平成23年10月1日までの間、標準で4号俸から3号俸へ、昇給幅を圧縮)を実施するとともに、平成20年度からは、管理職への昇格者数の抑制(管理職の昇格は、前年度の管理職職員数の3分の1を限度とする)、管理職ポストオフ制度(定年退職前の一定期間一律に役職を離脱し、非管理職とする)、業務専門職(複線型の人事体系構築のため、特定の業務に従事し、管理職を補助する業務を行う)を導入し、実施している。 <p>2. 給与水準は正の目標水準及び具体的期限</p> <p>平成22年4月1日現在34.7%となっている管理職割合を、平成25年4月1日までに3分の1に引き下げるとともに、平成18年度に114.1となっている地域・学歴を動向した対国家公務員指数を、平成24年度の中期目標期間終了時まで10ポイント低下させることとする(中期目標及び中期計画に明記)。</p> <p>なお、平成22年度に見込まれる対国家公務員指数は127.5、地域・学歴動向は108.5である。</p>	127.5	108.5	104.1 年齢 + 地域 + 学歴	24年度
41	農林水産省	農業者年金基金	113.5	100.3	111.8	99.5	<p>1. 具体的な改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①給与改定 給与構造改革を踏まえた措置として、平成18年度以降5年間に平均4.8%の引下げを行う方針の下、平成21年度まで各年度平均約1%の引下げを実施。この引き下げに伴う国が措置した現給保障は行わず新旧俸給月額の差額は支給しない。今後とも国家公務員の給与改定を勘案し給与水準の適正化に努める。 ②管理職割合の引下げ 組織・業務体制の見直し等を行うことにより平成21年度末をもって1ポストの管理職削減を実施。今後も管理職ポストを削減し、中期目標の期間の最終年度(平成24年度)までに管理職割合を2割まで引き下げ。 <p>2. 給与水準は正の目標水準及び具体的期限</p> <p>平成18年度の対国家公務員地域別指数110.0について、中期目標の期間の終了時(平成24年度)までに10ポイント低下させる(中期計画に明記)。</p>	112.8	99.1	100 年齢 + 地域	24年度

	(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限	
	年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴			
42	農林水産省	農林漁業信用基金	113.7	99.3	111.0	97.3	111.9	97.3	100 年齢 + 地域 + 学歴	24年度
			<p>1. 具体的な改善策</p> <p>① 特別都市手当(国の地域手当に相当)を抑制 国の地域手当は平成18年度以降5年間で6%引き上げられたが、信用基金は地域・年齢を勘案した国家公務員との比較指標(法人基準年齢階層ラスバインズ指数)が100に達するまでは0.4%の引上げに留め、国と比し5.6%抑制する。 【これまでの抑制状況】 (18.3.31現在) (22.4.1現在) 国(東京特別区) 12% → 18%(+6%) 信用基金 6% → 6.4%(+0.4%に抑制)</p> <p>② 業務体制の見直し、非管理職のスタッフ職の導入などにより、現在4割の管理職割合を中期目標期間の終了時(平成24年度)までに3割まで引き下げ、職務手当(国の管理職手当に相当)の支給額を削減させる。 【管理職割合の引下げ目標】 19年度:4割 → 24年度:3割に引下げ(2割削減)</p> <p>③ 昇任、昇格の運用改正 従来と比較して、平成20年4月1日から1~2年遅らせることとした。</p> <p>2. 給与水準は正の目標水準及び具体的措置 給与水準については、平成18年度の地域・年齢を勘案した国家公務員との比較指標(法人基準年齢階層ラスバインズ指数)104.6において、中期目標期間の終了時(平成24年度)までに100まで低下させる(中期目標及び中期計画に明記)。</p>							
43	経済産業省	工業所有権情報・研修館	112.5	99.1	112.5	100.8	111.9	100.9	111.9 (年齢) 100.9 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
			<p>・国家公務員との給与水準(年齢)の比較指標が112.5となっているが、これは、国家公務員の給与水準が全国平均であるのに対し、当館の給与水準比較対象職員全員が東京都特別区(1級地)で勤務しているため、対国家公務員指数を引き上げる要因となっている。 ・東京都特別区(1級地)に在勤する国家公務員との比較では99.1となっており、地域勘案した場合の国家公務員指数を下回っている。 ・なお、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、国家公務員に準じた取組として、5年間で5%以上の人件費削減を行う予定。 ・上記のとおり、当法人は国と同様の給与水準であると認識しており、これを維持することを目標とする。</p>							
44	経済産業省	日本貿易保険	132.7	115.6	127.2	110.5	134.1	114.2	134.1 (年齢) 114.2 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
			<p>独立行政法人通則法第63条第1項の規定や平成17年12月24日閣議決定の「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度に従来の年功的な給与体系から、職務・職責に応じた給与システムに転換し、専門的な業務遂行能力に対して適切な処遇を行う人事制度としたほか、国の給与水準の見直し等を踏まえ、俸給表や諸手当等の見直しにより給与水準の適正化を図ってきたところである。引き続き、国際金融等の専門能力を有する人材確保の必要性を踏まえつつ、民間金融機関の事例等も参考としながら、不断の見直しを行うことにより給与水準の適正化に向けた取り組みを推進する。具体的には、引き続き諸手当については国家公務員と同等の水準とすべく取組を進めるとともに、専門能力認定制度など現行給与システムの運用面、制度面についても所要の見直しを行う。</p>							
45	経済産業省	産業技術総合研究所	104.7	104.7	105.7	104.8	103.7	102.2	103.7 (年齢) 102.2 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
			<p>・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第53条及び行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、第2期中期計画における総人件費削減への取組みを引き続き行う。 ・定期昇給幅の抑制を行う。(平成22年度までの普通昇給号俸数について1号俸抑制する)</p>							
46	経済産業省	製品評価技術基盤機構	105.2	98.8	103.4	97.6	104.5	97.6	104.5 (年齢)	22年度
			<p>国と同様な給与体系をとっており、今後も同給与体系を継続することにより国と同水準を維持する予定。</p>							
47	経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	104.0	104.5	102.4	103.7	109	109	109 (年齢)	22年度
			<p>・平成21年度対国家公務員指数は、給与水準の高い退職者及び出向者の一時的な減員等平成21年度の特殊事情により104.0ポイントとなったが、今後も引き続き、本省業務調整手当相当の導入の見送り等の措置を継続するとともに、第二期中期計画における総人件費削減への取組を着実に実施して参りたい。</p>							
48	経済産業省	日本貿易振興機構	123.7	113.8	119.0	109.6	121.0	107.1	121.0 (年齢) 107.1 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
			<p>・給与構造改革として、現給保障なしで退職者の俸給を平均で5.35%削減することとしており、これを平成18年度より段階的に実施。給与構造改革前である平成17年度の対国家公務員指数(129.3)に比べ、平成21年度は5.6ポイント低下する結果となった。 ・また、さらなる削減を図るため、国家公務員の本省省手当に相当する制度の導入を見送ることとしたほか、平成21年度の国家公務員を上回る賞与支給率の削減措置を講じた。 ・俸給水準の低減と実際の削減効果の関係については、各年齢階層別の人数、個別の昇給状況、退職の状況、公務員の平均給与の変動等の前提が複雑に影響するため国家公務員指数を一概に見込むことは難しいが、引き続き給与水準の低減に向けた措置を講じていくことから、平成22年度にはさらなる指数低下が見込まれる。</p>							
49	経済産業省	原子力安全基盤機構	118.5	106.5	113.3	101.5	117.9	100.9	117.9 (年齢) 100.9 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
			<p>・原子力施設の許認可に際しての安全解析業務や検査業務である使用前検査及び定期検査の一部、定期安全管理審査業務を行っていることから、引き続き専門性が要求される。 ・今後は、設立時に採用した院卒者の退職などにより対国家公務員指数は下がる見込みである。</p>							
50	経済産業省	情報処理推進機構	113.9	99.2	109.9	95.6	109.1	92.3	100 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
			<p>・適正な人事管理に加え、退職者の補填について若返りを図る。 ・また、給与水準について国家公務員の給与構造改革等を踏まえた適切な見直しを実施し、平成22年度において年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数が100を超えないよう努力する。</p>							

			(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
			年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
51	経済産業省	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	121.2	122.5	116.9	120.6	・人件費の削減目標や給与水準(対国家公務員指数)の低減の計画的かつ着実な達成のため給与構造改革に取り組んでいる。具体的には平成18年度に俸給表の平均4.8%の引き下げ、昇給抑制措置、平成19年度に職責手当の定額化等を実施。 ・俸給表の引き下げについては、国家公務員が俸給月額について現給保障を実施しているところであるが、機構独自の取組みとして、平成19年7月以降、現給保障の引下げを行っている。 ・平成19年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員が初任給を中心に若年層に限定した俸給月額の引上げを実施したが、機構は俸給表の改定を見送り、給与水準の抑制を図っている。 ・平成21年5月の人事院臨時勧告に基づき、平成21年6月期賞与の引き下げを実施。 ・平成21年8月の人事院勧告に基づき、役員業績給及び平成21年12月期賞与の引き下げを実施。また、役員の月例支給額及び職員の俸給表の引き下げを実施。 ・職員給与について、機構の業績評価を直接反映するものではないが、目標管理システムによる業績評価及びプロセスを評価する行動評価による人事考課を給与に反映させる人事制度を導入しており、適切な運営を図っていく。 ・俸給表の引き下げについて現給保障の段階的引き下げを行っており、また、定年退職及び新卒採用による職員の入れ替え等により、今後、対国家公務員指数は低減する見込みである。 ・平成18年度126.1、平成19年度122.7、平成20年度122.3であった対国家公務員指数は平成21年度で121.2となり、段階的に低減している(平成18年度に対し4.9ポイント低減)。今後の対国家公務員指数の目標として、平成21年度では121.2の対国家公務員指数を、平成22年度では概ね119程度となるよう引き続き給与構造改革に取り組む。	119	116	概ね119 (年齢)	22年度
52	経済産業省	中小企業基盤整備機構	121.2	114.5	117.2	111.8	・当機構において、平成20年度に俸給表の改定を軸とした給与制度の見直し(定期昇給の抑制、現給保障の廃止、地域手当率の据え置き等を実施)を行い、次年度以降も定期昇給の抑制、地域手当率の据え置き等を実施していること。また、平成21年度においては、地域に密着して中・長期に、きめ細かく中小企業等の支援を可能とするエリア限定職制度(適用者は現本俸を抑制)を創設。これらが、21年度対国家公務員指数の低減に繋がった。 ・今後、定期昇給の抑制、地域手当率の据え置き等により、給与水準の抑制に取り組んでいく所存である。	122.7	112.6	122.7 (年齢) 112.6 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
53	国土交通省	建築研究所	104.3	104.8	103.3	104.1	・俸給・諸手当等給与水準は、国家公務員の給与と同じであり、引き続き、国に準じて適用する。	98.9	100.5	100程度 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
54	国土交通省	交通安全環境研究所	102.3	103.4	103.2	104.0	・俸給・諸手当等給与水準は、国家公務員の給与と同様であり、引き続き、国に準じて給与水準の適正な取組みを行っていく。	100.3	100.0	100.3 (年齢) 100.0 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
55	国土交通省	海上技術安全研究所	104.4	106.5	102.9	105.4	俸給・諸手当等給与水準は、国家公務員の給与と同等の給与を支給しており、引き続き国に準じて適正な給与水準を維持すべく、的確に取り組んでまいりたい。	100.0	100.0	100.0 (年齢) 100.0 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
56	国土交通省	港湾空港技術研究所	101.9	104.1	101.5	103.6	・俸給・諸手当等給与水準は、国家公務員の給与体系に準拠した規程を整備し、運用している。 ・引き続き国の給与改定に沿って適正な水準となるように努める。	101.5	101.9	101.5 (年齢) 101.9 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
57	国土交通省	電子航法研究所	103.6	106.4	104.7	107.4	・俸給・諸手当等給与水準は、国家公務員の給与に準じて定めているところである。 ・引き続き国に準じた適正な取組を行う。	101.0	101.2	101.0 (年齢) 101.2 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
58	国土交通省	航空大学校	106.3	114.9	107.8	114.8	当校は、運輸省の附属機関として設立された後、平成13年4月に独立行政法人へ移行しており、職員給与については、国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準拠して支給されているが、都市部の官署に在籍していた国家公務員からの出向者があり、これらの職員に対する地域手当の異動保障や単身赴任手当等の支給が、対国家公務員指数(特に地域勘案、地域・学歴勘案)を押し上げる要因となっている。 今後、人員の計画的配置等により解消することを検討する。 なお、当校の指数算出の根拠となっている調査対象人員は少なく、指数算出のための母数が小さいため、人事異動に伴う属人的な事情の変化等により、指数が大きく左右されてしまうことがある。	100.5	107.2	100.5 (年齢) 107.2 年齢 + 地域 + 学歴	22年度

			(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限	
			年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴			
59	国土交通省	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	114.2	114.3	114.1	114.7	1. 平成21年度においては、賞与の支給割合の引下げを行い、本社課長補佐手当の廃止に伴う経過措置による支給割合を縮減し、また他の独立行政法人の取組みも参考にした職員採用形態の多様化を図ったところであり、対国家公務員指数は「114程度」となった。 2. 平成22年度以降においては、本社課長補佐手当の廃止に伴う経過措置を年度末を持って完了させ、また、職員採用形態の多様化が対国家公務員指数に及ぼす効果を検証する。 3. 平成23年度以降も、手当等の見直しを引き続き行うとともに、他の独立行政法人の適正化への取り組みを参考とした上で当機構として何が実施可能かを検証し、可能なものから逐次実施する。	114.4	114.6	114程度	22年度	
60	国土交通省	国際観光振興機構	107.7	94.5	103.8	90.7	国際観光振興機構の給与水準は、独立行政法人化により大幅な引き下げを行った。その結果、職員給与については、機構の事務所が東京特別区に所在し地方組織が無いことから、対国家公務員指数(年齢)では107.7となっているものの、実態に即した(年齢+地域+学歴)で比較した場合は、すでに90.7と大きく下回っている状況である。 これらの状況を踏まえて、地域等の動向を注視しつつ、国家公務員の給与改定を考慮しながら、引き続き、平成22年における地域等を勘案した対国家公務員指数が100を上回らないよう、適切な措置を講じてまいりたい。	105	100	100 年齢 + 地域 + 学歴	22年度	
61	国土交通省	水資源機構	116.0	122.0	115.6	121.6	機構の給与水準については、全国規模での人事異動等の勤務実態を踏まえて決定してきましたが、利水者や国民の皆様のご理解が得られないものとなっていると認識し、平成22年度の対国家公務員指数は114.6、地域及び学歴を勘案した対国家公務員指数は118.9を下回ることを目標として以下に掲げる給与抑制等の措置を講じています。 (1)職員本給及び地域手当のカット 平成17年度から職員の本給カット(本給が反映される諸手当及び業績手当を含む。)を実施しており、平成22年度においては本給の5%カット及び地域手当の20%カットを実施しています。 (2)地域手当の異動保障の凍結等 平成22年度は、地域手当の異動保障の凍結を実施するとともに、定期昇給の1カ月延伸を実施しています。 (3)業績手当の支給月数の減 管理職に対する平成21年12月期業績手当については、国家公務員に準じた支給月数の引下げ(0.35月)に加え、さらに、0.05月～0.1月カットを行いました。 (4)地域勤務型職員の制度 平成17年度から50歳以上の職員を対象とし、同一地域内での異動を行う職員については、本給(本給が反映される諸手当及び業績手当を含む。)を一律に減額する制度を導入しています。なお、平成21年度より、本制度は、年齢制限を撤廃して運用しています。 今後とも利水者や国民の皆様のご理解が得られますよう、引き続き、給与水準の適正化に努めてまいります。	114.6 (年齢)	118.9 年齢 + 地域 + 学歴	22年度		
62	国土交通省	自動車事故対策機構	104.2	104.5	102.5	103.9	人件費について、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づき、平成22年度末までに平成17年度比で3%以上の削減を行うこと等を踏まえ、①平成21年度中に、全職員の俸給月額に約5%の引き下げ、②管理職の一般職への振替を含め機構全体の管理職の配置について見直しを行い、平成21年度末までに平成18年度比で約15%に相当する管理職(194人中29人)の削減、③国家公務員の給与改正等を踏まえた期末・勤続手当・住居手当等の見直し等を実施したところであり、今後も、引き続き、国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図る。	106.5	104.6	106.5 (年齢)	104.6 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
63	国土交通省	空港周辺整備機構	106.6	108.9	106.2	108.5	■これまでに給与水準適正化のために講じた措置 ・部及び課の統廃合による管理職割合を減少(平成15年10月の独立行政法人移行時から実施) ・55歳以上の昇給停止を実施(H18.4.1施行) ・課長代理級の管理職手当を完全廃止(H19.4.1施行) ・管理職手当減額(H21.1.1施行) ・賞与にかかると管理職加算率引き下げ(H21.1.1施行) ■平成21年度に講じた措置 俸給表の改正(平均増減率△0.2%)、期末勤続手当の支給率引き下げ(4.5月→4.15月)、自宅に係る住居手当の廃止(2,500円→廃止) ■今後の取組 従来どおり、「人事院勧告」及び「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」等の趣旨に則し、当機構職員の給与水準を適切なものとする。	109.1	109.7	109.1 (年齢)	109.7 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
64	国土交通省	海上災害防止センター	107.6	107.9	108.4	109.4	これまでに、役員報酬の減額、俸給表の引下げ(平均4.8%)、特外昇給制度の廃止など、給与水準の是正を行ってきたところであり、今後もこれら取組みを継続するとともに、出向者数及び配置ポストの見直しを図ること等により、平成22年度の年齢勘案した対国家公務員指数を109.9(20年度比△1.7)以下・年齢+地域+学歴を勘案した対国家公務員指数を109.1(20年度比△3.7)以下まで引き下げる予定である。 また、職員の若返り(定年退職者を新規採用者で補充)を進めることにより、人件費の抑制を図る予定である。	109.9	109.1	109.9 年齢 + 地域 + 学歴	22年度	

	(事務・技術)対国指数				平成22年度に見込まれる(事務・技術)対国指数		目標水準	目標期限	
	年齢	年齢+地域	年齢+学歴	年齢+地域+学歴	年齢	年齢+地域+学歴			
65	国土交通省	都市再生機構	118.5	114.9	115.1	113.0	118程度 114程度	118程度(年齢) 114程度年齢+地域+学歴	22年度
			<p>講ずる措置(具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)</p> <p>1 当機構においては、国の給与構造改革に準じて平成19年度より給与構造改革を実施し、概ね5年間で本給与水準を4.8%引下げるとともに、 ①昇給額について最大約4割の削減を実施 ②特に全職員のうち3/4を占める非管理職層(国に対して相対的に高い部分)について国を上回る大幅な引下げの実施 ③全職員について昇給を1号給抑制する措置を4年間にわたって実施(H19.4～H23.3)などの改革を行いました。この改革を通じて、年功的な給与上昇を抑制するとともに、より職務・職責に応じた給与体系に転換しました。更に、平成21年度においては、国の改定状況を参考とし、本給等を平均0.35%引き下げました。特に若年層の本給については、国との給与体系の差異を考慮し、国を上回る引下げを行うとともに、諸手当については、自宅に係る住居手当を廃止しました。 また、特別手当についても国の期末・勤労手当の支給月数を参考に、年間△0.35月の支給月数の引き下げを行いました。(年間4.5月～4.15月) このほか、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会からの指摘を踏まえ、危険手当の一部について廃止しました。 今後年功的な給与上昇の抑制、職務・職責に応じた新たな給与体系の継続的な運用を進めるとともに、業務の見直しとあわせて組織のスリム化を進め、管理職数を削減すること等により、給与水準の適正化を図ることとしています。 2 これらにより、平成22年度の年齢・地域・学歴を勘案した実質的な対国家公務員指数は114程度になるものと見込まれます。(なお、年齢のみを勘案した同指数は118程度になるものと見込まれます。)</p>						
66	国土交通省	日本高速道路保有・債務返済機構	115.3	102.6	113.3	101.3	116程度 106程度	116程度(年齢) 106程度年齢+地域+学歴	22年度
			<p>当機構は、平成17年10月の設立以来、民間で言えば本社の企画・財務部門に相当する組織として、即戦力となる優秀な人材の意向を得て、業務ノウハウの蓄積を図ってきました。 こうした状況を踏まえ、組織体制については、平成21年度には、管理職の一部見直し(経理部調査役(課長級)を経理課課長代理に振替え)の措置を講じてきたところですが、引き続き管理職の削減などを含む組織体制の見直しを進めていくこととしている。 また、今後とも、人員配置については、これまでに蓄積したノウハウを活かしながら、専門職的な人材に任せることができる部分は任せる、若返りを図る、意向を通じ幅広い人材の確保を図るなど、適材適所の人員配置を進めることとしている。</p>						
67	国土交通省	住宅金融支援機構	127.6	117.7	123.7	114.9	125程度 114.9以下	125程度(年齢) 116程度年齢+地域+学歴	22年度
			<p>【措置の内容】 給与水準の適正化については、当機構の前身である住宅金融公庫の時代から以下のとおり取り組んでいる。 (1) 公庫における取組状況(平成18年度) ・本俸を平均0%引き下げ(管理職は平成17年10月先行実施) ・平均昇給率を国家公務員の1/2程度に抑制 (2) 機構における取組状況(平成19年度～) <平成19年度> ・本俸を平均5.03%引き下げ ・賞与の年間支給月数を0.3ヶ月引き下げ(4.75ヶ月→4.45ヶ月*) *平成19年4月1日現在の年間支給月数ベース <平成20年度以降> ・業務職(平成19・20年度に総合職から業務職に転換した職員)本俸を平均5%引き下げを実施 <平成21年度> ・業務職(平成21年度に総合職から業務職に転換した職員)本俸の平均5%引き下げを実施 ・俸給月額および賞与支給月額の引下げ(平均改定率△0.24%)及び賞与支給月数の引下げ(▲0.35か月(4.50か月→4.15か月))を実施 <平成22年度> ・業務職(平成22年度に総合職から業務職に転換した職員)本俸の平均5%引き下げを実施 ・業務職(住宅金融公庫時代に非転勤職であった職員)本俸の現給保障を打ち切り(平成19年3月比で5%引下げ) ・管理職手当の支給区分を見直し(支給総額ベースで約3%引下げ) 【現状における効果及び今後の対国家公務員指数の見込み】 給与水準の適正化に向けた取り組みの結果、平成21年度は平成17年度の水準に比べ地域・学歴考慮後で11.1ポイント(年齢のみを勘案した場合は7.4ポイント)低下している。 これらにより、給与水準の適正化については、平成22年度の地域・学歴を勘案した実質的な対国家公務員指数は114.9を下回る見通しである。(なお、年齢のみを勘案した同指数は125程度となる見通しである。)</p>						
68	環境省	環境再生保全機構	112.1	112.1	108.7	110.5	概ね112程度 概ね109程度	概ね112(年齢) 概ね109年齢+地域+学歴	22年度
			<p>1. 行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間にわたる人員の5%以上の削減については、前倒しで平成20年度に達成しているが、総人件費改革に基づく取組を、引き続き継続する。 2. また、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを計画的かつ着実に実施することにより給与水準の低減を図る。 <具体的な改善策> (平成18年度に講じた措置) ① 一般職における賞与支給割合の引き下げ(△0.15月) ② 役職手当の定額化(最大で月額19,000円の引き下げ) (平成19年度に講じた措置) ① 一般職における賞与支給割合の据置き(国は0.05月引き上げ) ② 俸給表改定の見送り ③ 初任給改定の見送り ④ 扶養手当引き上げの1年見送り(国は月額500円引き上げ) (平成20年度に講じた措置) 人事評価制度を活用し、賞与以外の給与にも法人の業績評価やその職員の勤務成績の反映を行うなど給与体系の見直しを進めた。 また、役職手当の定率制から定額制への移行、賞与支給割合の引き下げなどにより、給与水準の抑制に努めた。 (平成21年度に講じた措置) ① 本俸基準額表を0.4%～0.2%引き下げ(国は0.2%引き下げ) ② 賞与支給割合の引き下げ(▲0.35月) ③ 所有住宅に係る住居手当の廃止 ④ 併任による管理職の実質的な削減 ⑤ 人事評価制度を活用し、賞与、昇給に法人の業績評価やその職員の勤務成績の反映を行うなど給与体系の見直しを進めた。 (平成22年に講じた措置) 業務の見直し等に併せて、管理職数の削減に努める。 <給与水準は正の目標水準及び具体的期限> 上記の措置を講ずることにより、平成18年度の対国家公務員指数119.3について、平成22年度までに対国家公務員指数を概ね112程度とし、地域差、学歴構成を勘案した指数は概ね109程度とする。 <参考> ○国の財政支出規模と支出予算の総額に占めるその割合25.29% (国からの財政支出額 27,968,191千円、支出予算の総額 110,589,778千円) ○繰越欠損金なし</p>						

(注)1.「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成21年度)」(平成22年8月10日「総務省行政管理局」に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 独立行政法人の給与水準(事務・技術職員)が対国家公務員指数(年齢勘案)が100を上回る法人について、各独立行政法人が講ずるとしている給与水準改善策と各法人が独自に試算した平成22年度に見込まれる対国家公務員指数及び目標水準・目標期限を取りまとめたものである。

役員報酬の支給状況(役員報酬は支給総額を記載)

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
内閣府	◎ 国立公文書館	※13,038	※11,049	—	2,581	2	41
		※6,617	※4,939				
	北方領土問題対策協会	18,231	※8,920	—	969	2	18
			※1,413				
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	17,600	22,000	※5,989	11,284	3	218
消費者庁	国民生活センター	17,730	※2,701	—	3,345	4	124
			※12,107				
			14,777				
			※5,727				
			※8,285				
総務省	情報通信研究機構	22,381	※10,590	15,687	45,196	7	427
			14,773				
			13,356				
			15,818				
			※5,331				
		15,526					
	◎ 統計センター	※6,967	14,989	—	11,113	3	850
		※10,946	※4,954				
			※9,475				
	平和祈念事業特別基金	※11,975	14,560	—	1,105	1	15
		※764					
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	20,932	※4,976	14,639	23,929,511	3	39	
		※9,831					
法務省	日本司法支援センター	17,903	15,959	—	42,239	2	788
			※46				
外務省	国際協力機構	21,306	18,395	14,490	168,538	13	1,664
			15,948	14,472			
			15,946	※8,400			
			15,895				
			16,058				
			※13,066				
			※2,941				
			※5,899				
			※10,053				
			※5,884				
			※10,069				
			※5,324				
			※8,134				
			※1,138				
		19,362	※6,055	—	17,148	2	220
			※8,992				
財務省	酒類総合研究所	13,877	13,455	—	1,223	2	47
	◎ 造幣局	19,878	※6,449	※4,520	47,993	6	961
			※9,462	※9,801			
			14,673	14,881			
			13,339				
	◎ 国立印刷局	20,555	※10,264	15,211	77,538	7	4,533
			15,244	13,797			
			15,226				
			※4,846				
			※10,163				
日本万国博覧会記念機構	17,297	※11,888	13,382	3,833	4	48	
		※2,671					
		※4,370					
		※10,087					

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
文 部 科学省	国立特別支援教育総合研究所	16,813	14,452	—	1,311	2	71
	大学入試センター	17,624	15,185	14,155	11,018	3	97
	国立青少年教育振興機構	17,624	14,018	12,692	15,957	5	535
			※13,957				
			14,018				
			14,102				
	国立女性教育会館	14,116	※12,564	—	1,009	1	23
	国立国語研究所	※8,428	※7,198	—	514	2	52
	国立科学博物館	※7,267	※14,999	—	3,435	1	129
		※11,054					
	物質・材料研究機構	※5,944	17,960	15,187	24,654	5	613
		※12,729	16,850				
			16,463				
	防災科学技術研究所	16,603	※7,577	13,507	10,900	3	138
			※6,235				
	放射線医学総合研究所	19,020	15,022	15,229	14,374	4	418
			15,179				
	国立美術館	18,819	※5,145	—	13,661	3	119
			※10,184				
			17,069				
	国立文化財機構	17,755	17,590	—	13,887	4	332
			13,833				
			16,127				
	教員研修センター	16,876	14,570	13,562	1,711	3	42
	科学技術振興機構	17,192	※12,697	12,145	143,827	6	710
			※4,811				
			※9,337				
			14,219				
			※2,614				
			14,443				
	日本学術振興会	17,732	15,059	※5,270	191,166	4	97
			14,637	※5,477			
	理化学研究所	20,933	16,901	※4,187	114,830	8	1,842
	15,537		※9,299				
	16,051		※11,078				
	15,451		※2,562				
	14,259						
宇宙航空研究開発機構	21,278	18,273	14,370	254,273	11	1,986	
		16,397	14,702				
		16,209					
		14,152					
		15,592					
		15,857					
		15,550					
		※7,412					
		※6,066					
日本スポーツ振興センター	18,114	※13,936	※6,740	105,284	6	338	
		※1,148	※5,593				
		15,098					
		15,168					
		※7,494					
	※7,674						
日本芸術文化振興会	※5,601	15,062	13,798	27,166	4	307	
	※12,011	15,257					
		※14,648					

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
文 部 科学省	日本学生支援機構	17,777	※10,713	13,798	1,683,583	6	445
			※6,282				
			16,141				
			15,943				
			※10,751				
			※5,036				
	海洋研究開発機構	18,308	13,665	12,979	45,802	5	944
			15,158				
			15,166				
	国立高等専門学校機構	16,618	15,698	—	83,908	6	6,372
			14,599				
			14,132				
			14,848				
			13,625				
	大学評価・学位授与機構	16,618	13,665	—	2,131	2	139
			※13,310				
	国立大学財務・経営センター	16,612	14,189	—	170,857	2	24
	日本原子力研究開発機構	20,022	17,223	※11,112	204,229	11	4,365
			16,538	※2,406			
			※5,436	※6,485			
※10,976			※5,710				
※7,465							
※5,956							
15,263							
14,612							
14,612							
14,249							
厚 生 労働省	国立健康・栄養研究所	16,090	17,273	—	432	2	46
	労働安全衛生総合研究所	16,754	14,285	※4,871	2,810	4	100
			14,357	※9,078			
	勤労者退職金共済機構	19,471	※13,553	※6,653	535,282	5	257
			※3,067	※5,515			
			※12,240				
			※2,770				
			※12,282				
			※2,376				
			※12,260				
	高齢・障害者雇用支援機構	16,558	15,492	12,642	69,046	6	722
			13,980				
			※6,761				
			13,670				
	福祉医療機構	18,019	15,513	12,285	208,304	6	260
			※5,582				
			※7,757				
			15,430				
			15,642				
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	13,015	11,415	—	3,910	3	246
11,666							
労働政策研究・研修機構	17,232	※11,628	※3,840	3,307	4	118	
		※2,703	※9,149				
		14,519					
		※2,012					
雇用・能力開発機構	18,514	※14,321	※12,342	572,769	4	3,677	
		15,456					
		※14,393					
		15,297					
		15,182					

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)				
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)		
厚生 労働省	労働者健康福祉機構	18,783	15,234	※3,966	307,827	6	13,729		
			15,149	※8,774					
			15,183						
			15,198						
	◎ 国立病院機構	22,930	18,952	13,964	865,845	7	51,026		
								16,050	
								※6,972	
								※9,088	
								16,070	
	医薬品医療機器総合機構	16,830	14,824	13,879	41,764	5	519		
								※5,229	
								※9,531	
								15,195	
医薬基盤研究所	17,937	—	—	12,941	1	68			
年金・健康保険福祉施設整理機構	21,805	—	—	100,444	1	33			
年金積立金管理運用	19,395	※5,618	13,399	46,305	3	75			
							※10,306		
農 林 水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	13,304	12,823	10,633	8,048	5	664		
								12,102	
								10,365	
	種苗管理センター	16,353	13,403	—	3,687	3	304		
								11,377	
	家畜改良センター	15,761	12,868	—	9,438	3	848		
								11,123	
	水産大学校	13,813	14,945	—	3,182	2	183		
	農業・食品産業技術総合研究機構	17,911	17,743	13,694	60,797	15	2,816		
								※935	※4,433
								※15,613	※9,058
								※5,016	12,069
								※10,092	
								15,418	
								12,907	
								15,236	
								12,883	
								14,129	
								14,207	
								14,153	
	12,996								
	農業生物資源研究所	18,065	15,135	9,899	12,331	4	353		
								14,179	
	農業環境技術研究所	16,270	13,168	10,236	4,169	3	160		
	国際農林水産業研究センター	15,187	12,068	10,835	4,123	3	183		
	森林総合研究所	16,966	※7,522	13,572	100,244	8	1,204		
								※8,344	
								13,925	
								15,282	
								17,061	
								15,654	
	15,669								
	水産総合研究センター	15,901	14,555	12,236	29,150	8	927		
※4,805								12,306	
※9,576									
14,913									
※6,283									
※8,168									
14,660									

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)			
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)	
農 林 水産省	農畜産業振興機構	18,589	※6,805	※4,109	384,035	10	196	
			※8,938	※9,188				
			※13,191	※6,588				
			※2,943	※5,437				
			※5,000					
			※10,300					
			※12,485					
			※2,772					
			※5,113					
			※10,286					
			15,630					
			※4,762					
			※10,138					
	農業者年金基金	18,289	13,881	※2,563	221,596	4	76	
			※6,262	※11,188				
※7,459								
農林漁業信用基金	20,149	17,088	※4,876	235,597	8	107		
		※14,213	※6,350					
		※2,980	※1,226					
		※5,614	※6,940					
		※10,473	※5,422					
		※6,763						
		※8,843						
		※12,419						
※2,980								
※13,084								
経 済 産業省	経済産業研究所	21,036	—	—	1,753	1	44	
	工業所有権情報・研修館	18,180	14,418	—	13,330	2	95	
	日本貿易保険	※10,481	19,269	13,624	79,115	4	152	
		※11,520	17,818					
	産業技術総合研究所	20,178	18,970	11,903	89,934	13	3,057	
			◆2,965	17,535				14,853
			※5,888	◆1,725				
			※10,982					
			15,673					
			15,256					
			17,472					
			17,448					
			17,734					
			17,472					
			18,000					
	◆754							
	◆2,241							
	◆2,241							
	◎ 製品評価技術基盤機構	15,737	14,343	11,921	9,479	4	397	
◆1,305			12,575					
◆285								
新エネルギー・産業技術総合開発機構	21,245	※9,245	※6,675	288,013	8	1,025		
		※8,724	※8,222					
		※8,078						
		※7,694						
		◆619						
		16,231						
		◆549						
		17,120						
		16,842						
		※3,002						
※14,199								

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
経 済 産 業 省	日本貿易振興機構	20,844	17,602	14,164	40,220	9	1,531
			16,427				
			※6,251				
			※9,425				
			※6,559				
			15,220				
			※9,495				
			15,866				
			※8,722				
			◆1,327				
			◆677				
			◆1,362				
	原子力安全基盤機構	19,405	15,055	16,442	23,638	6	445
		◆1,530	※7,632	※8,221			
			※10,066	※5,853			
			※14,163				
	情報処理推進機構	18,047	16,808	※2,494	11,122	4	182
			14,667	※10,810			
			◆385	◆350			
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	22,141	19,128	※7,047	2,004,242	6	474
※15,565			※6,708				
※6,792			14,988				
※9,722							
※6,773							
※9,631							
16,781							
※15,600							
◆2,447							
※12,733							
中小企業基盤整備機構	20,212 ◆893	※5,853	14,356	1,434,285	12	829	
		※9,089	※4,452				
		※7,195	※9,766				
		※8,192	※4,404				
		※6,670	※9,532				
		※9,097					
		14,980					
		14,568					
		15,083					
		14,696					
		14,690					
		◆1,115					
		◆1,115					
		◆408					
		◆736					
◆736							
国 土 交 通 省	土木研究所	17,911	※6,296	※4,465	12,872	4	467
			※8,276	※8,431			
			14,587				
	建築研究所	15,743	14,294	12,371	2,297	4	84
	交通安全環境研究所	16,901	14,576	—	3,041	2	95
	海上技術安全研究所	17,226	14,457	13,430	4,221	4	217
			13,331				
	港湾空港技術研究所	16,930	14,248	12,295	3,633	3	90
	電子航法研究所	17,158	14,648	12,309	2,246	3	57
	航海訓練所	18,283	13,245	12,915	6,334	4	431
※4,790							
		※9,658					

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
国土 交通省	海技教育機構	15,146	12,662	12,724	3,026	4	201
			13,576				
	航空大学校	15,122	—	8,875	2,889	2	114
	自動車検査	19,403	※5,004	14,267	14,147	5	848
			※11,242				
			※5,385				
			※10,866				
			16,188				
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	21,147	18,899	14,259	2,134,181	11	1,593
			※5,521	※6,953			
			※10,010	※5,268			
			※14,615	※11,607			
			※5,215	※2,654			
			※10,658				
			※7,694				
			15,666				
			※5,245				
			※7,555				
			15,664				
	15,945						
	15,874						
	国際観光振興機構	18,274	※4,887	13,631	3,585	5	89
			14,842				
			※12,016				
			※9,937				
			※2,780				
	水資源機構	20,005	15,612	14,026	262,548	8	1,525
			16,037	14,156			
			※12,542				
			※12,586				
			※2,343				
			15,492				
15,819							
自動車事故対策機構	17,442	14,592	13,162	14,533	6	334	
		14,683	※10,769				
		※7,576					
		※6,925					
空港周辺整備機構	17,241	※12,924	12,946	12,715	6	73	
		※2,920					
		※11,749					
		※2,613					
		13,497					
		12,949					
海上災害防止センター	※6,072	※4,950	※4,713	3,051	4	29	
	※9,982	※8,987	※7,529				
	※3,921						
	※9,598						
都市再生機構	20,843	18,313	14,268	2,473,145	13	3,916	
		※5,754	※4,706				
		※5,829	※8,916				
		16,900	※8,784				
		17,229					
		15,749					
		※5,173					
		※10,487					
		※10,542					
		15,663					
		※9,722					
15,656							

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
国土 交通省	奄美群島振興開発基金	※9,744	9,117	—	3,399	1	18
	日本高速道路保有・債務返済機構	22,121	18,101	※7,241	3,919,606	4	84
			16,217	※4,630			
			※13,218	※10,239			
	住宅金融支援機構	21,808	※6,721	※5,471	9,028,171	11	938
			※11,102	※8,565			
			18,051	14,758			
			16,462	13,492			
			16,319				
			16,361				
16,413							
16,256							
環境省	国立環境研究所	15,153	15,104	—	13,961	3	214
			※15,690				
	環境再生保全機構	18,914	15,385	◆1,599	110,590	5	145
			※5,656	11,008			
			※9,458				
			◆873				
			14,455				
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	19,046	12,639	12,485	3,656	3	326

- (注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成21年度)」(平成22年8月10日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
- 2 年間報酬は平成21年度に支給された実際の総額を記載しており、※は平成21年度の在籍期間が1年間に満たないことを示す。
- 3 ◆は21年度以前に辞めた者に対して21年度中に支払われた業績給であることを示す。
- 4 「—」は該当する役員がないことを示す。
- 5 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。
- 6 「年間報酬」には、諸手当を含む。
- 7 「理事」には、副理事長等を含む。
- 8 「予算額」は、平成21年度計画(変更された場合には変更後の計画)に記載されている業務経費、施設整備費等を含む支出予算の総額である。
- 9 「役員数」は、平成22年3月31日現在の常勤役員数である。
- 10 「職員数」は、平成22年3月31日現在の常勤職員数(下記の職員を除く。)である。
- ・競争的研究資金により雇用される任期付職員
 - ・研究開発独立行政法人の受託研究者又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員
 - ・国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)

役員の退職手当の支給状況

(1) 理事長

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
内閣府	◎ 国立公文書館	18,463	8	3	平成21年7月7日	1.0
財務省	◎ 造幣局	10,015	5	4	平成20年7月17日	1.0
	◎ 国立印刷局	5,503	3	8	平成21年3月31日	1.0
文部科学省	日本芸術文化振興会	7,696	5	2	平成21年6月30日	1.0
	大学評価・学位授与機構	7,455	5	0	平成21年3月31日	1.0
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	5,928	4	0	平成21年3月31日	1.0
	労働安全衛生総合研究所	16,730	8	0	平成21年3月31日	1.0
経済産業省	日本貿易保険	13,638	6	6	平成21年7月31日	1.0
	◎ 製品評価技術基盤機構	5,532	4	0	平成21年3月31日	1.0
	原子力安全基盤機構	9,303	5	6	平成21年3月31日	1.0
理事長計		100,263				

(2) 理事(常勤)

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
内閣府	沖縄科学技術研究基盤整備機構	1,995	1	7	平成19年4月13日	0.9
消費者庁	国民生活センター	2,343	2	0	平成21年9月30日	1.0
総務省	情報通信研究機構	4,552	4	0	平成20年3月31日	0.9
		5,058	4	0	平成21年3月31日	1.0
法務省	日本司法支援センター	1,241	1	0	平成21年4月1日	1.0
財務省	◎ 造幣局	4,725	3	5	平成21年7月31日	1.0
		3,528	3	0	平成21年3月31日	1.0
		3,075	2	11	平成20年8月31日	0.9
文部科学省	物質・材料研究機構	4,348	2	11	平成20年7月31日	1.0
	防災科学技術研究所	2,950	2	4	平成20年7月31日	1.0
	国立美術館	5,532	4	0	平成21年6月30日	1.0
	国立文化財機構	2,766	2	0	平成21年3月31日	1.0
	科学技術振興機構	3,047	2	3	平成21年12月31日	1.0
		2,484	2	0	平成21年7月14日	1.0
		8,698	5	0	平成20年9月30日	1.0
		5,178	4	0	平成21年3月31日	1.0
厚生労働省	海洋研究開発機構	7,216	5	6	平成21年3月31日	1.0
厚生労働省	勤労者退職金共済機構	4,955	4	0	平成20年6月30日	1.0
経済産業省	産業技術総合研究所	7,998	5	0	平成20年3月31日	0.9
		2,787	2	0	平成20年3月31日	1.0
	◎ 製品評価技術基盤機構	4,368	4	0	平成21年3月31日	1.0
	新エネルギー・産業技術総合開発機	8,451	5	11	平成21年8月16日	1.0
	日本貿易振興機構	3,670	2	11	平成21年6月29日	1.0
	原子力安全基盤機構	4,709	3	5	平成21年7月31日	1.0
国土交通省	国際観光振興機構	4,800	4	0	平成21年7月13日	1.0
		1,795	1	6	平成21年12月31日	1.0
	水資源機構	6,057	4	7	平成21年3月31日	0.9
		3,430	3	0	平成19年6月25日	0.9
		6,989	4	10	平成20年3月31日	1.0
	空港周辺整備機構	2,858	2	3	平成20年10月31日	1.0
		4,345	3	4	平成21年12月31日	1.0
		5,873	5	0	平成21年12月31日	1.0
	海上災害防止センター	3,348	3	0	平成21年6月17日	1.0
環境省	環境再生保全機構	2,795	2	3	平成20年9月30日	1.0
		3,726	3	0	平成21年6月30日	1.0
理事計		151,690				

(3) 監事(常勤)

主務省	法人名	支給額(総額) (千円)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
			年	月		
財務省	◎ 造幣局	4,704	4	0	平成21年6月30日	1.0
	◎ 国立印刷局	2,352	2	0	平成21年3月31日	1.0
文部科学省	放射線医学総合研究所	8,261	6	0	平成21年3月31日	0.9
	宇宙航空研究開発機構	2,393	2	1	平成20年10月31日	1.0
厚生労働省	労働安全衛生総合研究所	3,640	3	4	平成21年7月25日	1.0
	労働政策研究・研修機構	4,254	4	0	平成21年6月25日	1.0
	雇用・能力開発機構	2,628	2	5	平成20年7月25日	1.0
	労働者健康福祉機構	3,534	3	3	平成21年6月30日	1.0
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	4,327	3	11	平成21年8月31日	1.0
	原子力安全基盤機構	4,012	3	3	平成21年9月30日	1.0
国土交通省	航空大学校	1,776	2	0	平成21年3月31日	1.0
	水資源機構	5,909	4	10	平成20年7月31日	1.0
環境省	環境再生保全機構	5,700	5	0	平成21年3月31日	1.0
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	1,952	2	0	平成20年3月31日	1.0
監事計		55,442				

- (注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成21年度)」(平成22年8月10日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
- 2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。
- 3 公表時点において、退職手当支給額の全額が確定し、平成21年度中にその全額を支払い終えた者のみを記載している。
- 4 「理事」には副理事長等を含む。
- 5 「業績勘案率」とは、役員の退職手当の額を決定するに当たり、俸給月額に支給率を乗じた額に乗ずる率であり、各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定するものである。

(1) 人件費の削減を行う法人

主務省	法人名	達成度合いを測る基準額(a) (平成17年度実績)	平成21年度実績(b)	(b)-(a)	増減率	増減率 (補正值)
消費者 庁	国民生活センター	(千円) 1,053,292	(千円) 953,483	(千円) ▲ 99,809	% ▲ 9.5	% ▲ 7.8
総務省	情報通信研究機構	4,098,259	3,748,859	▲ 349,400	▲ 8.5	▲ 6.8
	平和祈念事業特別基金	196,690	166,409	▲ 30,281	▲ 15.4	▲ 13.7
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構 *	417,861	395,847	▲ 22,014	▲ 5.3	▲ 3.6
外務省	国際協力機構	16,739,530	15,329,607	▲ 1,409,923	▲ 8.4	▲ 6.7
	国際交流基金	2,221,219	2,033,692	▲ 187,527	▲ 8.4	▲ 6.7
財務省	酒類総合研究所 ◇	422,521	373,786	▲ 48,735	▲ 11.5	▲ 9.8
	日本万国博覧会記念機構	482,041	435,469	▲ 46,572	▲ 9.7	▲ 8.0
文 部 科学省	国立特別支援教育総合研究所	664,822	598,831	▲ 65,991	▲ 9.9	▲ 8.2
	大学入試センター	812,241	743,793	▲ 68,448	▲ 8.4	▲ 6.7
	国立青少年教育振興機構	4,477,401	3,654,553	▲ 822,848	▲ 18.4	▲ 16.7
	国立女性教育会館	209,334	192,116	▲ 17,218	▲ 8.2	▲ 6.5
	国立国語研究所 ※	519,023	413,403	▲ 105,620	▲ 20.3	▲ 18.6
	国立科学博物館 ◇	1,221,881	1,100,426	▲ 121,455	▲ 9.9	▲ 8.2
	物質・材料研究機構 ☆# ◇	5,450,049	5,142,218	▲ 307,831	▲ 5.6	▲ 3.9
	防災科学技術研究所 ☆# ◇	1,267,729	1,075,912	▲ 191,817	▲ 15.1	▲ 13.4
	放射線医学総合研究所 ☆◇	3,445,569	3,206,752	▲ 238,817	▲ 6.9	▲ 5.2
	国立美術館	1,016,067	967,616	▲ 48,451	▲ 4.8	▲ 3.1
	国立文化財機構	2,878,750	2,688,829	▲ 189,921	▲ 6.6	▲ 4.9
	教員研修センター	416,199	371,231	▲ 44,968	▲ 10.8	▲ 9.1
	科学技術振興機構 ☆◇	5,903,150	5,548,695	▲ 354,455	▲ 6.0	▲ 4.3
	日本学術振興会 ☆	734,615	700,140	▲ 34,475	▲ 4.7	▲ 3.0
	宇宙航空研究開発機構 ☆# ◇	17,870,864	16,547,700	▲ 1,323,164	▲ 7.4	▲ 5.7
	日本スポーツ振興センター	2,969,565	2,670,727	▲ 298,838	▲ 10.1	▲ 8.4
	日本芸術文化振興会	2,431,199	2,297,045	▲ 134,154	▲ 5.5	▲ 3.8
	日本学生支援機構	4,253,487	3,485,812	▲ 767,675	▲ 18.0	▲ 16.3
	海洋研究開発機構 ☆# ◇	5,802,460	4,513,638	▲ 1,288,822	▲ 22.2	▲ 20.5
	国立高等専門学校機構	48,837,144	44,416,515	▲ 4,420,629	▲ 9.1	▲ 7.4
	大学評価・学位授与機構	1,017,337	880,531	▲ 136,806	▲ 13.4	▲ 11.7
	国立大学財務・経営センター	252,248	197,841	▲ 54,407	▲ 21.6	▲ 19.9
	日本原子力研究開発機構 ☆# ◇	40,687,464	37,510,249	▲ 3,177,215	▲ 7.8	▲ 6.1
厚 生 労働省	国立健康・栄養研究所 ◇	429,528	400,757	▲ 28,771	▲ 6.7	▲ 5.0
	労働安全衛生総合研究所 ◇	1,015,390	900,993	▲ 114,397	▲ 11.3	▲ 9.6
	勤労者退職金共済機構	2,148,430	1,879,505	▲ 268,925	▲ 12.5	▲ 10.8
	高齢・障害者雇用支援機構	5,429,682	5,006,639	▲ 423,043	▲ 7.8	▲ 6.1
	福祉医療機構	2,412,895	2,096,883	▲ 316,012	▲ 13.1	▲ 11.4
	労働政策研究・研修機構 ◇	1,201,763	1,032,945	▲ 168,818	▲ 14.0	▲ 12.3
	雇用・能力開発機構	34,203,169	27,048,312	▲ 7,154,857	▲ 20.9	▲ 19.2
	労働者健康福祉機構	101,685,384	104,579,228	2,893,844	2.8	4.5
	国立病院機構	304,525,998	319,214,055	14,688,057	4.8	6.5
	医薬品医療機器総合機構	3,742,988	3,656,921	▲ 86,067	▲ 2.3	▲ 0.6
	医薬基盤研究所 ◇	641,885	574,724	▲ 67,161	▲ 10.5	▲ 8.8
	年金積立金管理運用	803,974	681,148	▲ 122,826	▲ 15.3	▲ 13.6

主務省	法人名	達成度合いを測る基準額(a) (平成17年度実績)	平成21年度実績(b)	(b)-(a)	増減率	増減率 (補正值)
		(千円)	(千円)	(千円)	%	%
農 林 水産省	農林水産消費安全技術センター	4,886,806	4,439,838	▲ 446,968	▲ 9.1	▲ 7.4
	種苗管理センター	2,111,090	2,001,319	▲ 109,771	▲ 5.2	▲ 3.5
	家畜改良センター	5,317,225	5,012,041	▲ 305,184	▲ 5.7	▲ 4.0
	水産大学校	1,436,682	1,342,511	▲ 94,171	▲ 6.6	▲ 4.9
	農業・食品産業技術総合研究機構 ◇	23,135,042	21,441,903	▲ 1,693,139	▲ 7.3	▲ 5.6
	農業生物資源研究所 ◇	3,289,445	3,004,108	▲ 285,337	▲ 8.7	▲ 7.0
	農業環境技術研究所 ◇	1,557,363	1,398,896	▲ 158,467	▲ 10.2	▲ 8.5
	国際農林水産業研究センター ◇	1,376,381	1,319,538	▲ 56,843	▲ 4.1	▲ 2.4
	森林総合研究所 ◇	6,272,070	5,917,297	▲ 354,773	▲ 5.7	▲ 4.0
	水産総合研究センター ◇	7,667,558	7,113,948	▲ 553,610	▲ 7.2	▲ 5.5
	農畜産業振興機構	2,189,367	1,894,704	▲ 294,663	▲ 13.5	▲ 11.8
	農業者年金基金	754,840	645,089	▲ 109,751	▲ 14.5	▲ 12.8
	農林漁業信用基金	1,211,881	1,040,033	▲ 171,848	▲ 14.2	▲ 12.5
経 済 産業省	経済産業研究所	444,806	370,007	▲ 74,799	▲ 16.8	▲ 15.1
	工業所有権情報・研修館	1,043,901	918,107	▲ 125,794	▲ 12.1	▲ 10.4
	産業技術総合研究所 ☆◇	29,336,933	27,254,280	▲ 2,082,653	▲ 7.1	▲ 5.4
	新エネルギー・産業技術総合開発機構 ◇	6,614,531	5,982,947	▲ 631,584	▲ 9.5	▲ 7.8
	日本貿易振興機構	13,664,699	12,149,081	▲ 1,515,618	▲ 11.1	▲ 9.4
	原子力安全基盤機構	4,688,323	4,412,865	▲ 275,458	▲ 5.9	▲ 4.2
	情報処理推進機構 ☆	1,757,044	1,552,978	▲ 204,066	▲ 11.6	▲ 9.9
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	5,004,745	4,141,921	▲ 862,824	▲ 17.2	▲ 15.5
中小企業基盤整備機構	7,982,538	6,984,073	▲ 998,465	▲ 12.5	▲ 10.8	
国 土 交通省	土木研究所 ◇	3,708,094	3,426,427	▲ 281,667	▲ 7.6	▲ 5.9
	建築研究所 ◇	834,225	792,540	▲ 41,685	▲ 5.0	▲ 3.3
	交通安全環境研究所 ◇	819,557	747,939	▲ 71,618	▲ 8.7	▲ 7.0
	海上技術安全研究所 ◇	1,926,186	1,820,394	▲ 105,792	▲ 5.5	▲ 3.8
	港湾空港技術研究所 ◇	863,828	817,190	▲ 46,638	▲ 5.4	▲ 3.7
	電子航法研究所 ◇	606,377	527,735	▲ 78,642	▲ 13.0	▲ 11.3
	航海訓練所	3,744,390	3,302,839	▲ 441,551	▲ 11.8	▲ 10.1
	海技教育機構	1,739,035	1,607,348	▲ 131,687	▲ 7.6	▲ 5.9
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	16,603,447	13,884,581	▲ 2,718,866	▲ 16.4	▲ 14.7
	国際観光振興機構	1,132,559	939,633	▲ 192,926	▲ 17.0	▲ 15.3
	水資源機構	14,338,034	13,185,541	▲ 1,152,493	▲ 8.0	▲ 6.3
	自動車事故対策機構	2,909,116	2,549,106	▲ 360,010	▲ 12.4	▲ 10.7
	海上災害防止センター	310,515	278,565	▲ 31,950	▲ 10.3	▲ 8.6
	奄美群島振興開発基金	151,912	124,783	▲ 27,129	▲ 17.9	▲ 16.2
	日本高速道路保有・債務返済機構 △	946,338	795,837	▲ 150,501	▲ 15.9	▲ 14.2
	住宅金融支援機構□ ◎	9,755,681	8,384,312	▲ 1,371,369	▲ 14.1	▲ 12.4
環境省	国立環境研究所 ◇	2,323,935	2,021,372	▲ 302,563	▲ 13.0	▲ 11.3
合計(82法人)		831,467,596	804,977,461	▲ 26,490,135	▲ 3.2	▲ 1.5

(2) 人員の削減を行う法人

主務省	法人名	達成度合いを測る基準額(a) (平成17年度実績)	平成21年度実績(b)	(b)-(a)	増減率
内閣府	国立公文書館	(人) 44	(人) 43	(人) ▲ 1	% ▲ 2.3
	北方領土問題対策協会	21	20	▲ 1	▲ 4.8
総務省	統計センター	912	853	▲ 59	▲ 6.5
財務省	造幣局	1,112	967	▲ 145	▲ 13.0
	国立印刷局	5,056	4,540	▲ 516	▲ 10.2
文部科学省	理化学研究所 ☆# ◇	2,233	1,850	▲ 383	▲ 17.2
厚生労働省	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	302	249	▲ 53	▲ 17.5
	年金・健康保険福祉施設整理機構	36	34	▲ 2	▲ 5.6
経済産業省	日本貿易保険	157	156	▲ 1	▲ 0.6
	製品評価技術基盤機構	429	401	▲ 28	▲ 6.5
国土交通省	航空大学校	124	116	▲ 8	▲ 6.5
	自動車検査	876	855	▲ 21	▲ 2.4
	空港周辺整備機構	95	79	▲ 16	▲ 16.8
	都市再生機構	4,326	3,929	▲ 397	▲ 9.2
環境省	環境再生保全機構	161	150	▲ 11	▲ 6.8
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	396	329	▲ 67	▲ 16.9
合計(16法人)		16,280	14,571	▲ 1,709	▲ 10.5

(注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成21年度）」（平成22年8月10日 総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 各法人は、中期目標・中期計画に定められた人件費の削減又は人員の純減を図ることとなるが、本表(a)欄に示した金額又は人数は、その取組の結果を実績に基づいて測定し、目標達成の進捗よく状況、達成度合いを判断する際の基準となるものである。

3 削減の対象となる人件費の範囲は、常勤の役員及び職員に支給される報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。

4 削減の対象となる人員の範囲は、常勤の役員及び職員である。

5 増減率（補正值）とは、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率である。なお、人事院勧告を踏まえた給与改定分は、行政職（一）職員の年間平均給与の増減率を使用し、平成18年度は0%、平成19年度は+0.7%、平成20年度は0%、平成21年度は▲2.4%となっている。

6 *は平成19年10月に設立された法人であり、基準額については、中期計画にあるとおり、「平成19年度の当該経費相当額(人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。))相当額を標準的な年間あたり経費に換算した額」を算出した。

7 ☆は、競争的研究資金により任期付職員を雇用している法人であることを示す。競争的研究資金については、公募により交付先が決定され、あらかじめ人件費を見込むことができない。このため、同資金による人件費については削減対象とされていない。

8 #は、研究開発独立行政法人の受託研究者又は共同研究のための民間からの外部資金による任期付き職員を雇用している法人であることを示す。同資金については、あらかじめ人件費を見込むことができないことに加え、その政策的意義に鑑み、同資金による人件費については削減対象とはされていない。

9 ◇は、国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（H18.3.28閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）を雇用している法人であることを示す。研究開発法人における当該人件費については、その政策的意義に鑑み、削減対象とはされていない。

10 ※は平成21年10月に大学共同利用機関法人となった法人であり、「平成21年度実績(b)」欄の額は、同年4月1日から9月30日までの独立行政法人において該当する額及び同年10月1日から平成22年3月31日までの大学共同利用機関法人において該当する額を合算した額を記載している。

11 △は平成17年度途中に設立された法人であり、基準額は設立から平成17年度末までの支給実績を基に推計している。

12 ◎は平成19年4月に設立された法人であり、基準額については、中期計画にあるとおり、「平成18年度の住宅金融公庫の人件費（機構が権利及び義務を承継した保証協会にかかる人件費を含む。）」を算出した。

13 国際協力機構の基準額については、平成20年10月1日の国際協力銀行の海外経済協力業務の承継に伴う増員分(339人)を含んで算出したものとなっている。

14 高齢・障害者雇用支援機構の基準額には、第1期中期計画上、「精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラム」に係る人件費は事業開始(平成17年10月)後1年間の人件費を含むとされており、平成18年4月～同年9月までの実績を平成17年度の実績額5,282,594千円に加え記載している。

15 医薬品医療機器総合機構の基準額については、平成18年12月25日総合科学技術会議意見具申において、医薬品審査の迅速化・効率化のため、機構の審査人員について3年間で概ね倍増とされたことを踏まえ、基準年度（平成17年度）の実績額に、平成21年度までの医薬品審査人員の増員分に係る人件費（1,167,614千円）を加えて補正した額となっている。また、「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた有識者会議の5つの提言」（平成20年5月19日対日投資有識者会議）において、デバイス・ラグの解消に向けた取組として、医療機器の審査員（35人）を概ね5年で3倍増（100人程度）とするとされたことを踏まえ、22年度末の医療機器審査人員に係る人件費の実績額の確定後において、基準額の補正を行うことから、医療機器審査人員に係る人件費を除外している。

- 16 国民生活センターは、平成21年4月1日の旧緑資源機構の職員採用に伴い増員となっているが、「廃止等を伴う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」（平成20年6月9日付け 行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書）に基づき、人件費の5%以上の削減を達成した旧緑資源機構の職員分を除算した額となっている。当該人件費については、削減対象とされていない。
- 17 国際農林水産業研究センター及び森林総合研究所は、平成20年4月1日の旧緑資源機構の業務承継に伴い増員となっているが、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」（平成20年6月9日付け 行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書）に基づき、人件費の5%以上の削減を達成した旧緑資源機構の職員分を除算した額となっている。これらの人件費については、削減対象とされていない。
- 18 工業所有権情報・研修館の基準額については、平成19年1月1日の業務移管に伴う増員分(34人)を含んで算出したものとなっている。
- 19 土木研究所の基準額については、平成20年4月1日の業務移管に伴う増員分(138人)を含んで算出したものとなっている。
- 20 沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学の設置が目的とされ、関係閣僚申合せにより、その開学については、主任研究員が50人程度に達した時点を目途とするとされていることから、対象法人とはされていない。
- 21 日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、21年度に大幅に事業量が増大することが見込まれていたことから、対象法人とはされていない。

給与、報酬等支給総額

主務省	法人名	平成20年度 (千円)	平成21年度 (千円)	対前年度比較増▲減	
				増減額(千円)	対前年度比(%)
内閣府	◎ 国立公文書館	407,086	388,894	▲ 18,192	▲ 4.5
	北方領土問題対策協会	162,489	155,905	▲ 6,584	▲ 4.1
	沖縄科学技術研究基盤整備機構 #	1,185,039	1,388,995	203,956	17.2
消費者庁	国民生活センター	1,007,487	973,993	▲ 33,494	▲ 3.3
総務省	情報通信研究機構	3,810,797	3,748,859	▲ 61,938	▲ 1.6
	◎ 統計センター	5,411,188	5,332,912	▲ 78,276	▲ 1.4
	平和祈念事業特別基金	180,590	166,409	▲ 14,181	▲ 7.9
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	409,940	394,119	▲ 15,821	▲ 3.9
法務省	日本司法支援センター #	3,308,722	3,858,961	550,239	16.6
外務省	国際協力機構	16,154,123	15,329,607	▲ 824,516	▲ 5.1
	国際交流基金	2,145,922	2,033,692	▲ 112,230	▲ 5.2
財務省	酒類総合研究所	410,603	385,865	▲ 24,738	▲ 6.0
	◎ 造幣局	7,138,256	6,702,432	▲ 435,824	▲ 6.1
	◎ 国立印刷局	32,518,540	31,068,577	▲ 1,449,963	▲ 4.5
	日本万国博覧会記念機構	445,133	435,469	▲ 9,664	▲ 2.2
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	621,312	598,831	▲ 22,481	▲ 3.6
	大学入試センター	768,290	743,793	▲ 24,497	▲ 3.2
	国立青少年教育振興機構	3,871,604	3,654,553	▲ 217,051	▲ 5.6
	国立女性教育会館	201,976	192,116	▲ 9,860	▲ 4.9
	国立国語研究所 ※	493,586	221,229	-	-
	国立科学博物館	1,107,997	1,100,426	▲ 7,571	▲ 0.7
	物質・材料研究機構	5,943,564	5,988,880	45,316	0.8
	防災科学技術研究所	1,433,520	1,405,577	▲ 27,943	▲ 1.9
	放射線医学総合研究所	3,751,395	3,546,197	▲ 205,198	▲ 5.5
	国立美術館	976,216	967,616	▲ 8,600	▲ 0.9
	国立文化財機構	2,745,389	2,688,829	▲ 56,560	▲ 2.1
	教員研修センター	404,296	371,231	▲ 33,065	▲ 8.2
	科学技術振興機構	11,416,127	10,582,340	▲ 833,787	▲ 7.3
	日本学術振興会	739,592	848,120	108,528	14.7
	理化学研究所	20,692,473	20,692,889	416	0.0
	宇宙航空研究開発機構	19,225,546	18,255,540	▲ 970,006	▲ 5.0
	日本スポーツ振興センター	2,658,495	2,695,026	36,531	1.4
	日本芸術文化振興会	2,344,831	2,297,045	▲ 47,786	▲ 2.0
	日本学生支援機構	3,606,709	3,485,812	▲ 120,897	▲ 3.4
	海洋研究開発機構	6,531,606	6,532,991	1,385	0.0
国立高等専門学校機構	45,930,418	44,416,515	▲ 1,513,903	▲ 3.3	
大学評価・学位授与機構	935,765	880,531	▲ 55,234	▲ 5.9	
国立大学財務・経営センター	216,786	197,841	▲ 18,945	▲ 8.7	
日本原子力研究開発機構	40,256,969	39,361,269	▲ 895,700	▲ 2.2	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	452,562	432,084	▲ 20,478	▲ 4.5
	労働安全衛生総合研究所	1,031,749	962,655	▲ 69,094	▲ 6.7
	勤労者退職金共済機構	1,962,252	1,879,505	▲ 82,747	▲ 4.2
	高齢・障害者雇用支援機構	5,070,947	5,006,639	▲ 64,308	▲ 1.3
	福祉医療機構	2,076,449	2,096,883	20,434	1.0
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,219,020	2,030,356	▲ 188,664	▲ 8.5
	労働政策研究・研修機構	1,112,961	1,032,945	▲ 80,016	▲ 7.2
	雇用・能力開発機構	29,252,907	27,048,312	▲ 2,204,595	▲ 7.5
	労働者健康福祉機構	102,232,141	104,579,228	2,347,087	2.3
	◎ 国立病院機構	314,203,948	319,214,055	5,010,107	1.6
	医薬品医療機器総合機構	3,371,889	4,030,156	658,267	19.5
	医薬基盤研究所	659,066	619,466	▲ 39,600	▲ 6.0
	年金・健康保険福祉施設整理機構	245,664	237,084	▲ 8,580	▲ 3.5
	年金積立金管理運用	702,967	681,148	▲ 21,819	▲ 3.1
農林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	4,598,145	4,439,838	▲ 158,307	▲ 3.4
	種苗管理センター	2,055,418	2,001,319	▲ 54,099	▲ 2.6
	家畜改良センター	5,184,752	5,022,329	▲ 162,423	▲ 3.1
	水産大学校	1,406,755	1,342,511	▲ 64,244	▲ 4.6
	農業・食品産業技術総合研究機構	22,710,429	21,989,353	▲ 721,076	▲ 3.2

主務省	法人名	平成20年度 (千円)	平成21年度 (千円)	対前年度比較増▲減	
				増減額(千円)	対前年度比(%)
	農業生物資源研究所	3,283,253	3,162,161	▲ 121,092	▲ 3.7
	農業環境技術研究所	1,524,692	1,461,715	▲ 62,977	▲ 4.1
	国際農林水産業研究センター	1,666,557	1,627,633	▲ 38,924	▲ 2.3
	森林総合研究所	10,602,110	9,899,803	▲ 702,307	▲ 6.6
	水産総合研究センター	7,565,401	7,305,237	▲ 260,164	▲ 3.4
	農畜産業振興機構	1,991,883	1,894,704	▲ 97,179	▲ 4.9
	農業者年金基金	676,083	645,089	▲ 30,994	▲ 4.6
	農林漁業信用基金	1,072,857	1,040,033	▲ 32,824	▲ 3.1
経済産業省	経済産業研究所	405,336	370,007	▲ 35,329	▲ 8.7
	工業所有権情報・研修館	946,906	918,107	▲ 28,799	▲ 3.0
	日本貿易保険	1,397,213	1,432,330	35,117	2.5
	産業技術総合研究所	28,697,182	27,666,924	▲ 1,030,258	▲ 3.6
	◎ 製品評価技術基盤機構	3,109,835	3,050,416	▲ 59,419	▲ 1.9
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	6,089,060	6,062,096	▲ 26,964	▲ 0.4
	日本貿易振興機構	13,005,111	12,149,081	▲ 856,030	▲ 6.6
	原子力安全基盤機構	4,718,468	4,412,865	▲ 305,603	▲ 6.5
	情報処理推進機構	1,602,394	1,552,978	▲ 49,416	▲ 3.1
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4,278,093	4,141,921	▲ 136,172	▲ 3.2
	中小企業基盤整備機構	7,346,225	6,984,073	▲ 362,152	▲ 4.9
	国土交通省	土木研究所	3,557,201	3,490,015	▲ 67,186
建築研究所		843,613	807,439	▲ 36,174	▲ 4.3
交通安全環境研究所		838,519	794,410	▲ 44,109	▲ 5.3
海上技術安全研究所		1,857,923	1,855,994	▲ 1,929	▲ 0.1
港湾空港技術研究所		896,000	853,008	▲ 42,992	▲ 4.8
電子航法研究所		564,757	544,233	▲ 20,524	▲ 3.6
航海訓練所		3,470,816	3,302,839	▲ 167,977	▲ 4.8
海技教育機構		1,663,145	1,607,348	▲ 55,797	▲ 3.4
航空大学校		930,049	884,641	▲ 45,408	▲ 4.9
自動車検査		5,211,680	5,116,764	▲ 94,916	▲ 1.8
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		14,548,181	13,884,581	▲ 663,600	▲ 4.6
国際観光振興機構		1,035,116	939,633	▲ 95,483	▲ 9.2
水資源機構		13,471,774	13,185,541	▲ 286,233	▲ 2.1
自動車事故対策機構		2,749,250	2,549,106	▲ 200,144	▲ 7.3
空港周辺整備機構		688,485	642,147	▲ 46,338	▲ 6.7
海上災害防止センター		288,661	278,565	▲ 10,096	▲ 3.5
都市再生機構		31,973,841	31,947,289	▲ 26,552	▲ 0.1
奄美群島振興開発基金		131,309	124,783	▲ 6,526	▲ 5.0
日本高速道路保有・債務返済機構		846,209	795,837	▲ 50,372	▲ 6.0
住宅金融支援機構		8,580,740	8,384,312	▲ 196,428	▲ 2.3
環境省	国立環境研究所	2,277,848	2,153,350	▲ 124,498	▲ 5.5
	環境再生保全機構	1,127,561	1,002,076	▲ 125,485	▲ 11.1
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	2,082,269	1,950,552	▲ 131,717	▲ 6.3
合計	法人全体	951,734,004	941,607,388	▲ 9,854,259	▲ 1.1
	※、※を除く法人	946,746,657	936,138,203	▲ 10,608,454	▲ 1.1

(注)1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成21年度）」（平成22年8月10日 総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人（公務員型）であることを示す。

3 「給与、報酬等支給総額」とは、常勤役職員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。

4 ※は総人件費改革の対象外とされている法人であることを示す。

・ 沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学（仮称）の設置が目的とされ、関係閣僚申合せにより、平成24年度を目途に開学することとされており、今後も事業量が増大することから、対象法人とはされていない。

・ 日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、21年度に大幅に事業量が増大することが見込まれていたことから、対象法人とはされていない。

5 ※は平成21年10月1日に大学共同利用機関法人になったことを示し、21年度の支給総額は平成21年4月1日から同年9月30日までの額である。

7 「対前年度比較増▲減」の「対前年度比」は、平成20年度と21年度とで支給総額が何パーセント変化したかを表す変化率である。

最広義人件費

主務省	法人名	平成20年度 (千円)	平成21年度 (千円)	対前年度比較増▲減	
				増減額(千円)	対前年度比(%)
内閣府	◎ 国立公文書館	665,624	760,406	94,782	14.2
	北方領土問題対策協会	248,200	235,330	▲ 12,870	▲ 5.2
	沖縄科学技術研究基盤整備機構 #	1,343,077	1,573,533	230,456	17.2
消費者庁	国民生活センター	1,464,711	1,519,789	55,078	3.8
総務省	情報通信研究機構	8,717,411	8,910,937	193,526	2.2
	◎ 統計センター	7,330,093	7,636,891	306,798	4.2
	平和祈念事業特別基金	436,442	312,246	▲ 124,196	▲ 28.5
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	522,966	487,391	▲ 35,575	▲ 6.8
法務省	日本司法支援センター #	4,862,963	5,600,142	737,179	15.2
外務省	国際協力機構	20,517,986	19,932,092	▲ 585,894	▲ 2.9
	国際交流基金	3,415,111	3,325,608	▲ 89,503	▲ 2.6
財務省	酒類総合研究所	569,221	630,715	61,494	10.8
	◎ 造幣局	10,563,584	10,038,149	▲ 525,435	▲ 5.0
	◎ 国立印刷局	45,127,112	43,233,808	▲ 1,893,304	▲ 4.2
	日本万国博覧会記念機構	561,101	577,881	16,780	3.0
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	758,359	825,229	66,870	8.8
	大学入試センター	1,006,423	942,206	▲ 64,217	▲ 6.4
	国立青少年教育振興機構	5,119,610	4,878,484	▲ 241,126	▲ 4.7
	国立女性教育会館	278,230	290,495	12,265	4.4
	国立国語研究所 ※	668,910	355,212	-	-
	国立科学博物館	1,559,117	1,621,785	62,668	4.0
	物質・材料研究機構	8,789,073	9,281,977	492,904	5.6
	防災科学技術研究所	1,887,813	2,011,828	124,015	6.6
	放射線医学総合研究所	5,321,605	5,341,249	19,644	0.4
	国立美術館	1,413,238	1,495,542	82,304	5.8
	国立文化財機構	4,374,264	4,178,156	▲ 196,108	▲ 4.5
	教員研修センター	508,325	486,639	▲ 21,686	▲ 4.3
	科学技術振興機構	16,987,435	16,257,666	▲ 729,769	▲ 4.3
	日本学術振興会	1,286,297	1,392,807	106,510	8.3
	理化学研究所	29,953,554	30,376,977	423,423	1.4
	宇宙航空研究開発機構	27,208,269	25,372,905	▲ 1,835,364	▲ 6.7
	日本スポーツ振興センター	4,399,402	4,482,955	83,553	1.9
	日本芸術文化振興会	3,287,802	3,109,663	▲ 178,139	▲ 5.4
	日本学生支援機構	5,389,372	5,353,779	▲ 35,593	▲ 0.7
	海洋研究開発機構	9,199,308	9,101,584	▲ 97,724	▲ 1.1
	国立高等専門学校機構	60,692,294	58,199,490	▲ 2,492,804	▲ 4.1
	大学評価・学位授与機構	1,249,959	1,165,339	▲ 84,620	▲ 6.8
	国立大学財務・経営センター	283,700	257,628	▲ 26,072	▲ 9.2
日本原子力研究開発機構	55,012,041	53,771,056	▲ 1,240,985	▲ 2.3	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	707,493	670,142	▲ 37,351	▲ 5.3
	労働安全衛生総合研究所	1,334,010	1,291,979	▲ 42,031	▲ 3.2
	勤労者退職金共済機構	2,933,795	2,784,290	▲ 149,505	▲ 5.1
	高齢・障害者雇用支援機構	8,492,096	8,810,622	318,526	3.8
	福祉医療機構	3,039,519	2,954,082	▲ 85,437	▲ 2.8
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	3,171,845	3,099,443	▲ 72,402	▲ 2.3
	労働政策研究・研修機構	1,742,517	1,588,692	▲ 153,825	▲ 8.8
	雇用・能力開発機構	46,658,513	44,603,860	▲ 2,054,653	▲ 4.4
	労働者健康福祉機構	142,047,678	144,528,242	2,480,564	1.7
	◎ 国立病院機構	418,696,126	427,079,883	8,383,757	2.0
	医薬品医療機器総合機構	5,385,579	6,192,517	806,938	15.0
	医薬基盤研究所	1,388,225	1,313,808	▲ 74,417	▲ 5.4
	年金・健康保険福祉施設整理機構	382,113	380,840	▲ 1,273	▲ 0.3
	年金積立金管理運用	920,919	886,677	▲ 34,242	▲ 3.7
農林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	5,692,330	5,346,918	▲ 345,412	▲ 6.1
	種苗管理センター	2,531,560	2,509,649	▲ 21,911	▲ 0.9
	家畜改良センター	6,545,739	6,367,523	▲ 178,216	▲ 2.7
	水産大学校	1,813,275	1,749,335	▲ 63,940	▲ 3.5
	農業・食品産業技術総合研究機構	31,672,421	30,870,909	▲ 801,512	▲ 2.5
	農業生物資源研究所	4,967,034	4,906,117	▲ 60,917	▲ 1.2
	農業環境技術研究所	2,286,418	2,087,448	▲ 198,970	▲ 8.7
	国際農林水産業研究センター	2,324,399	2,400,235	75,836	3.3
	森林総合研究所	14,350,666	13,636,343	▲ 714,323	▲ 5.0

主務省	法人名	平成20年度 (千円)	平成21年度 (千円)	対前年度比較増▲減	
				増減額(千円)	対前年度比(%)
	水産総合研究センター	10,709,038	10,185,668	▲ 523,370	▲ 4.9
	農畜産業振興機構	2,637,368	2,625,425	▲ 11,943	▲ 0.5
	農業者年金基金	847,419	772,600	▲ 74,819	▲ 8.8
	農林漁業信用基金	1,334,561	1,341,930	7,369	0.6
経済産業省	経済産業研究所	828,595	768,368	▲ 60,227	▲ 7.3
	工業所有権情報・研修館	1,504,334	1,434,881	▲ 69,453	▲ 4.6
	日本貿易保険	1,761,292	1,824,491	63,199	3.6
	産業技術総合研究所	45,608,416	45,553,562	▲ 54,854	▲ 0.1
	◎ 製品評価技術基盤機構	5,064,077	4,717,354	▲ 346,723	▲ 6.8
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	7,478,815	7,092,142	▲ 386,673	▲ 5.2
	日本貿易振興機構	17,811,890	16,666,056	▲ 1,145,834	▲ 6.4
	原子力安全基盤機構	5,939,807	5,807,395	▲ 132,412	▲ 2.2
	情報処理推進機構	2,864,548	2,753,492	▲ 111,056	▲ 3.9
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	7,639,008	7,548,256	▲ 90,752	▲ 1.2
	中小企業基盤整備機構	11,425,396	10,969,436	▲ 455,960	▲ 4.0
国土交通省	土木研究所	4,366,600	4,343,220	▲ 23,380	▲ 0.5
	建築研究所	1,253,361	1,193,883	▲ 59,478	▲ 4.7
	交通安全環境研究所	1,422,541	1,375,541	▲ 47,000	▲ 3.3
	海上技術安全研究所	2,512,941	2,470,686	▲ 42,255	▲ 1.7
	港湾空港技術研究所	1,338,086	1,242,844	▲ 95,242	▲ 7.1
	電子航法研究所	836,871	700,169	▲ 136,702	▲ 16.3
	航海訓練所	4,454,926	4,039,816	▲ 415,110	▲ 9.3
	海技教育機構	2,152,763	2,170,508	17,745	0.8
	航空大学校	1,402,550	1,293,987	▲ 108,563	▲ 7.7
	自動車検査	6,509,460	6,515,727	6,267	0.1
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	24,998,083	22,765,589	▲ 2,232,494	▲ 8.9
	国際観光振興機構	1,378,782	1,203,533	▲ 175,249	▲ 12.7
	水資源機構	18,527,776	18,418,377	▲ 109,399	▲ 0.6
	自動車事故対策機構	3,744,994	3,530,508	▲ 214,486	▲ 5.7
	空港周辺整備機構	879,674	842,067	▲ 37,607	▲ 4.3
	海上災害防止センター	377,515	401,850	24,335	6.4
	都市再生機構	41,580,394	43,140,622	1,560,228	3.8
	奄美群島振興開発基金	198,973	150,197	▲ 48,776	▲ 24.5
	日本高速道路保有・債務返済機構	1,002,286	937,456	▲ 64,830	▲ 6.5
	住宅金融支援機構	11,838,191	11,083,666	▲ 754,525	▲ 6.4
環境省	国立環境研究所	4,985,546	4,731,874	▲ 253,672	▲ 5.1
	環境再生保全機構	1,753,890	1,503,355	▲ 250,535	▲ 14.3
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	2,420,374	2,270,798	▲ 149,576	▲ 6.2
合計	法人全体	1,325,455,413	1,317,772,452	▲ 7,682,961	▲ 0.6
	※、◎を除く法人	1,318,580,463	1,310,243,565	▲ 8,336,898	▲ 0.6

(注)1 「独立行政法人の役員等の給与等の水準(平成21年度)」(平成22年8月10日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)であることを示す。

3 「最広義人件費」とは、以下の金額の合計である。

- ・給与、報酬等支給総額(常勤役員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額)
- ・退職手当支給額(常勤役員に係る当該年度に支給した退職手当の支給額)
- ・非常勤役員等給与(非常勤役員、臨時職員等に支給した給与、諸手当、退職手当支給額の合計額)
- ・福利厚生費(すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。)に係る法定福利費と法定外福利費の合計額)

4 ※は総人件費改革の対象外とされている法人であることを示す。

- ・沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学(仮称)の設置が目的とされ、関係関係申合せにより、平成24年度を目途に開学することとされており、今後も事業量が増大することから、対象法人とはされていない。
- ・日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、21年度に大幅に事業量が増大することが見込まれていることから、対象法人とはされていない。

5 ※は平成21年10月1日に大学共同利用機関法人になったことを示し、21年度の支給総額は平成21年4月1日から同年9月30日までの額である。

6 「対前年度比較増▲減」の「対前年度比」は、平成20年度と21年度とで人件費が何パーセント変化したかを表す変化率である。

最広義人件費の内訳

主務省	法人名	給与、報酬等 支給総額	構成比	退職手当支給 額	構成比	非常勤役職員 等給与	構成比	福利厚生費	構成比	最広義人件費
		(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)
内閣府	◎ 国立公文書館	388,894	51.1	49,409	6.5	255,083	33.5	67,020	8.8	760,406
	北方領土問題対策協会	155,905	66.2	2,321	1.0	51,118	21.7	25,986	11.0	235,330
	沖縄科学技術研究基盤整備機構 #	1,388,995	88.3	3,221	0.2	20,802	1.3	160,515	10.2	1,573,533
消費者庁	国民生活センター	973,993	64.1	150,757	9.9	240,228	15.8	154,811	10.2	1,519,789
総務省	情報通信研究機構	3,748,859	42.1	311,017	3.5	4,090,494	45.9	760,567	8.5	8,910,937
	◎ 統計センター	5,332,912	69.8	1,270,162	16.6	392,573	5.1	641,244	8.4	7,636,891
	平和祈念事業特別基金	166,409	53.3	906	0.3	111,549	35.7	33,382	10.7	312,246
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	394,119	80.9	0	0.0	24,269	5.0	69,003	14.2	487,391
法務省	日本司法支援センター #	3,858,961	68.9	27,979	0.5	988,303	17.6	724,899	12.9	5,600,142
外務省	国際協力機構	15,329,607	76.9	1,098,843	5.5	877,205	4.4	2,626,437	13.2	19,932,092
	国際交流基金	2,033,692	61.2	168,287	5.1	813,269	24.5	310,360	9.3	3,225,608
財務省	酒類総合研究所	385,865	61.2	91,167	14.5	93,258	14.8	60,426	9.6	630,716
	◎ 造幣局	6,702,432	66.8	1,258,493	12.5	361,773	3.6	1,715,451	17.1	10,038,149
	◎ 国立印刷局	31,068,577	71.9	4,306,270	10.0	756,050	1.7	7,102,911	16.4	43,233,808
	日本万国博覧会記念機構	435,469	75.4	31,797	5.5	44,750	7.7	65,865	11.4	577,881
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	598,831	72.6	116,728	14.1	35,584	4.3	74,086	9.0	825,229
	大学入試センター	743,793	78.9	2,449	0.3	101,652	10.8	94,312	10.0	942,206
	国立青少年教育振興機構	3,654,553	74.9	408,694	8.4	346,934	7.1	468,302	9.6	4,878,484
	国立女性教育会館	192,116	66.1	27,532	9.5	43,651	15.0	27,196	9.4	290,495
	国立国語研究所 ※	221,229	62.3	88,551	24.9	17,393	4.9	28,039	7.9	355,212
	国立科学博物館	1,100,426	67.9	96,681	6.0	267,750	16.5	156,928	9.7	1,621,785
	物質・材料研究機構	5,988,880	64.5	539,330	5.8	1,879,837	20.3	873,930	9.4	9,281,977
	防災科学技術研究所	1,405,577	69.9	171,321	8.5	248,342	12.3	186,588	9.3	2,011,828
	放射線医学総合研究所	3,546,197	66.4	414,471	7.8	879,493	16.5	501,087	9.4	5,341,249
	国立美術館	967,616	64.7	107,902	7.2	280,025	18.7	139,999	9.4	1,495,542
	国立文化財機構	2,688,829	64.4	238,841	5.7	871,268	20.9	379,218	9.1	4,178,156
	教員研修センター	371,231	76.3	42,590	8.8	29,493	6.1	43,325	8.9	486,639
	科学技術振興機構	10,582,340	65.1	460,274	2.8	3,246,694	20.0	1,968,358	12.1	16,257,666
	日本学術振興会	848,120	60.9	0	0.0	409,286	29.4	135,401	9.7	1,392,807
	理化学研究所	20,692,889	68.1	519,100	1.7	5,514,616	18.2	3,650,372	12.0	30,376,977
	宇宙航空研究開発機構	18,255,540	71.9	1,478,837	5.8	2,930,107	11.5	2,708,420	10.7	25,372,904
	日本スポーツ振興センター	2,695,026	60.1	225,850	5.0	942,258	21.0	619,821	13.8	4,482,955
	日本芸術文化振興会	2,297,045	73.9	252,216	8.3	152,213	4.9	403,189	13.0	3,109,663
	日本学生支援機構	3,485,812	65.1	554,347	10.4	777,536	14.5	536,084	10.0	5,353,779
	海洋研究開発機構	6,532,991	71.8	188,699	2.1	834,964	9.2	1,544,930	17.0	9,101,584
	国立高等専門学校機構	44,416,515	76.3	5,670,953	9.7	2,675,462	4.6	5,436,558	9.3	58,199,488
	大学評価・学位授与機構	880,531	75.6	77,829	6.7	98,089	8.4	108,890	9.3	1,165,339
	国立大学財務・経営センター	197,841	76.8	0	0.0	34,231	13.3	25,556	9.9	257,628
日本原子力研究開発機構	39,361,269	73.2	4,203,741	7.8	2,230,547	4.1	7,975,499	14.8	53,771,056	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	432,084	64.5	32,525	4.9	142,833	21.3	62,700	9.4	670,142
	労働安全衛生総合研究所	962,655	74.5	185,870	14.4	19,793	1.5	123,661	9.6	1,291,979
	勤労者退職金共済機構	1,879,505	67.5	360,246	12.9	221,089	7.9	323,449	11.6	2,784,289
	高齢・障害者雇用支援機構	5,006,639	56.8	354,657	4.0	2,126,046	24.1	1,323,280	15.0	8,810,622
	福祉医療機構	2,096,883	71.0	194,248	6.6	233,039	7.9	429,912	14.6	2,954,082
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,030,356	65.5	443,477	14.3	316,885	10.2	308,725	10.0	3,099,443
	労働政策研究・研修機構	1,032,945	65.0	86,071	5.4	253,230	15.9	216,444	13.6	1,588,690
	雇用・能力開発機構	27,048,312	60.6	5,183,906	11.6	6,447,728	14.5	5,923,914	13.3	44,603,860
	労働者健康福祉機構	104,579,228	72.4	8,187,050	5.7	16,006,399	11.1	15,755,565	10.9	144,528,242
	◎ 国立病院機構	319,214,055	74.7	20,214,756	4.7	27,828,972	6.5	59,822,099	14.0	427,079,882
	医薬品医療機器総合機構	4,030,156	65.1	10,798	0.2	1,495,086	24.1	656,477	10.6	6,192,517
	医薬基盤研究所	619,466	47.2	20,993	1.6	518,408	39.5	154,941	11.8	1,313,808
	年金・健康保険福祉施設整理機構	237,084	62.3	788	0.2	109,869	28.8	33,099	8.7	380,840
	年金積立金管理運用	681,148	76.8	86,079	9.7	26,837	3.0	92,613	10.4	886,677
農林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	4,439,838	83.0	289,508	5.4	46,187	0.9	571,385	10.7	5,346,918
	種苗管理センター	2,001,319	79.7	137,529	5.5	94,235	3.8	276,566	11.0	2,509,649
	家畜改良センター	5,022,329	78.9	506,280	8.0	154,005	2.4	684,909	10.8	6,367,523
	水産大学校	1,342,511	76.7	173,577	9.9	46,185	2.6	187,062	10.7	1,749,335
	農業・食品産業技術総合研究機構	21,989,353	71.2	2,481,123	8.0	3,160,523	10.2	3,239,910	10.5	30,870,909
	農業生物資源研究所	3,162,161	64.5	289,974	5.9	942,953	19.2	511,029	10.4	4,906,117
	農業環境技術研究所	1,461,715	70.0	69,527	3.3	329,839	15.8	226,367	10.8	2,087,448
	国際農林水産業研究センター	1,627,633	67.8	189,872	7.9	329,087	13.7	253,643	10.6	2,400,235
	森林総合研究所	9,899,803	72.6	1,400,260	10.3	636,485	4.7	1,699,795	12.5	13,636,343

主務省	法人名	給与、報酬等 支給総額	構成比	退職手当支給 額	構成比	非常勤役員 等給与	構成比	福利厚生費	構成比	最広義人件費
	水産総合研究センター	7,305,237	71.7	523,564	5.1	1,240,290	12.2	1,116,576	11.0	10,185,667
	農畜産業振興機構	1,894,704	72.2	311,937	11.9	121,075	4.6	297,706	11.3	2,625,425
	農業者年金基金	645,089	83.5	696	0.1	27,270	3.5	99,545	12.9	772,600
	農林漁業信用基金	1,040,033	77.5	110,374	8.2	23,900	1.8	167,620	12.5	1,341,930
経済産業省	経済産業研究所	370,007	48.2	0	0.0	355,061	46.2	43,300	5.6	768,368
	工業所有権情報・研修館	918,107	64.0	0	0.0	373,576	26.0	143,198	10.0	1,434,881
	日本貿易保険	1,432,330	78.5	13,638	0.7	218,945	12.0	159,578	8.7	1,824,491
	産業技術総合研究所	27,666,924	60.7	2,842,509	6.2	10,766,452	23.6	4,277,677	9.4	45,553,562
	◎ 製品評価技術基盤機構	3,050,416	64.7	352,712	7.5	914,961	19.4	399,265	8.5	4,717,354
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	6,062,096	85.5	308,123	4.3	56,916	0.8	665,007	9.4	7,092,142
	日本貿易振興機構	12,149,081	72.9	714,575	4.3	2,359,636	14.2	1,442,764	8.7	16,666,056
	原子力安全基盤機構	4,412,865	76.0	127,529	2.2	643,615	11.1	623,386	10.7	5,807,395
	情報処理推進機構	1,552,978	56.4	21,881	0.8	1,008,309	36.6	170,324	6.2	2,753,492
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4,141,921	54.9	302,701	4.0	2,316,598	30.7	787,034	10.4	7,548,256
	中小企業基盤整備機構	6,984,073	63.7	654,944	6.0	2,110,465	19.2	1,219,954	11.1	10,969,436
国土交通省	土木研究所	3,490,015	80.4	101,870	2.3	382,926	8.8	368,409	8.5	4,343,220
	建築研究所	807,439	67.6	76,430	6.4	178,737	15.0	131,277	11.0	1,193,883
	交通安全環境研究所	794,410	57.8	143,424	10.4	301,734	21.9	135,973	9.9	1,375,541
	海上技術安全研究所	1,855,994	75.1	209,592	8.5	152,966	6.2	252,134	10.2	2,470,686
	港湾空港技術研究所	853,008	68.6	60,262	4.8	202,511	16.3	127,063	10.2	1,242,844
	電子航法研究所	544,233	77.7	0	0.0	87,431	12.5	68,505	9.8	700,169
	航海訓練所	3,302,839	81.8	235,914	5.8	21,412	0.5	479,651	11.9	4,039,816
	海技教育機構	1,607,348	74.1	245,996	11.3	101,821	4.7	215,343	9.9	2,170,508
	航空大学校	884,641	68.4	156,216	12.1	130,854	10.1	122,276	9.4	1,293,987
	自動車検査	5,116,764	78.5	254,263	3.9	409,748	6.3	734,952	11.3	6,515,727
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	13,884,581	61.0	2,687,492	11.8	2,358,344	10.4	3,835,172	16.8	22,765,589
	国際観光振興機構	939,633	78.1	33,524	2.8	87,573	7.3	142,803	11.9	1,203,533
	水資源機構	13,185,541	71.6	1,315,794	7.1	709,828	3.9	3,207,214	17.4	18,418,377
	自動車事故対策機構	2,549,106	72.2	295,705	8.4	298,519	8.5	387,178	11.0	3,530,508
	空港周辺整備機構	642,147	76.3	39,865	4.7	58,184	6.9	101,871	12.1	842,067
	海上災害防止センター	278,565	69.3	18,777	4.7	59,782	14.9	44,726	11.1	401,850
	都市再生機構	31,947,289	74.1	4,374,215	10.1	959,268	2.2	5,859,850	13.6	43,140,622
	奄美群島振興開発基金	124,783	83.1	0	0.0	7,783	5.2	17,631	11.7	150,197
	日本高速道路保有・債務返済機構	795,837	84.9	12,412	1.3	16,494	1.8	112,713	12.0	937,456
	住宅金融支援機構	8,384,312	75.6	513,960	4.6	960,471	8.7	1,224,923	11.1	11,083,666
環境省	国立環境研究所	2,153,350	45.5	72,353	1.5	2,014,057	42.6	492,114	10.4	4,731,874
	環境再生保全機構	1,002,076	66.7	168,521	11.2	153,536	10.2	179,222	11.9	1,503,355
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	1,950,552	85.9	28,798	1.3	41,062	1.8	250,385	11.0	2,270,798
合計	法人計	941,607,388	71.5	82,892,245	6.3	127,685,972	9.7	165,586,829	12.6	1,317,772,445
	※、※を除く法人	936,138,203	71.4	82,772,494	6.3	126,659,474	9.7	164,673,376	12.6	1,310,243,558

(注) 1 「独立行政法人の役員等の給与等(平成21年度)」(平成22年8月10日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)であることを示す。

3 「最広義人件費」とは、以下の金額の合計である。

- ・給与、報酬等支給総額(常勤役員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額)
- ・退職手当支給額(常勤役員に係る当該年度に支給した退職手当の支給額)
- ・非常勤役員等給与(非常勤役員、臨時職員等に支給した給与、諸手当、退職手当支給額の合計額)
- ・福利厚生費(すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。)に係る法定福利費と法定外福利費の合計額)

4 ※は総人件費改革の対象外とされている法人であることを示す。

- ・沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学(仮称)の設置が目的とされ、関係閣僚合意により、平成24年度を目途に開学することとされており、今後も事業量が増大することから、対象法人とはされていない。
- ・日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、21年度に大幅に事業量が増大することが見込まれていたことから、対象法人とはされていない。

5 ※は平成21年10月1日に大学共同利用機関法人になったことを示し、21年度の支給総額は平成21年4月1日から同年9月30日までの額である。

6 四捨五入の関係から、合計額(最広義人件費)が一致しない場合がある。